

の差が非常に——時速五百キロぐらいでしょうち、飛んでるとはいえ、こんな大きな認識の格差があるとは私は信じられないのですよ、どううしても。そういう点で自衛隊の方に、私は、何か実際の現実に見た機長の認識に誤りがあるのではないかというふうに、この報告を見て非常に痛感をするわけなんですが、これは自衛隊の方自体も恐らくお調べになつたと思いますね。自衛隊の方で調べた結果というものは一休どういうものであつたのか、もう一度ひとつ、今度は自衛隊の方からお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(石崎昭君) 運輸省から先ほど御説明があつたとおりなんどございますが、もう一度とおっしゃりますので、自衛隊の方で調べた状況を

言をいたしております。まさに衝突寸前、接触寸前だったであらう。恐らく日航ジャンボ機の機長はそういう感覚で受け取ったに違いない。ですかね四・五メートルという認識が出たんだろうと思うわけであります。まあ、これはお互いに言い合つて裁判をやるわけではないでしょうけれども、こういう両方に非常に大きな、言い分に差があつた。これは、一体何かこの真相といいますか、これを調査する機関とか、そういうものはあるのですか。

○説明員（和久田康雄君） 私ども運輸省の安全監察官室におきまして、それぞれ両機の機長から事情の説明、報告を求めるというふうなこと、あるいは私どもの航空交通管制部にございますレーダーの航跡図によりまして航跡を推定するというふうな方法によりまして、ござるごとく両機の目付立

したということについては、また別の一つの問題点があると思います。つまり日航機は定められた時間、定められた高度、定められたコースで飛んでいる、そういうふうに私どもは認識をしているわけでありまして、そういうふうにいたしますと、そこに飛び込んでいく、あるいはその近くを通過する自衛隊機の方にすばり申し上げて間違いがあったのではないか。そうでなければこういうような事態が発生をしないはずであると思うが、これはいかがでしょうか。ひとつ運輸省側にまずお答えをいただきたいと思います。

○説明員（和久田康雄君） 当日の状況は有視界飛行状態でございまして、気象条件、視程等は十分にあったわけでございます。自衛隊機は有視界空飛行方式によつて飛行しておつたわけでございまます。このような場合ございまして、やはり見長

味では見張りについては徹底したプロでなければならぬといふ。しかし、どうでもよろしく、私ども素人考えからいたしまして、これによれば、やはり、見張りは必ず日向（ヤマ）機のケースは相手がジャンボで大変大きな機体であり、自衛隊側は練習機の小さなものであるというからにして、常識的に自衛隊機の方が先に発見して安全な距離を保つという、常識的な意味での注意義務がより多くあつたのではなかろうか。もう点は私どもは非常に深く反省をしております。そういう次第でありますので、従来から指導している徹底した見張りをさらに強力に推進していくかなければならぬと思って、いる次第でございます。

○政府委員(石崎昭君) 運輸省から先ほど御説明がありたとおりなんでござりますが、もう一度とおっしゃいますので、自衛隊の方で調べた状況を申し上げます。

十一月の十八日の午前十時三十三分ごろ、福岡県甘木市南方約三・七キロの上空であります。自衛隊機は、航空自衛隊の第十三飛行教育団一九四州の芦屋に存在します——そこに所属するジェット練習機T-1型という飛行機であります。これが、(略)一ノ子山(略)に寺司、易所の(略)九月三日五

○片岡勝治君 そうすると、今度のこの事態といふものについては、正式の機関はどうおっしゃる方の説明、報告を求めるというふうなこと、あるいは私たちの航空交通管制部にござりますレーダーの航跡図によりまして航跡を推定するというふうな方法によりまして、できるだけ両機の相対位置につきましての推定を下し、それによつて原因の追求をいたします。これが私たちの異常接近報告を受けました際の通常の調査方法でございます。

○説明員(和久田康雄君) 当日の状況は有視界飛行状態でございまして、気象条件、視程等は十分にあつたわけでございます。自衛隊機は有視界飛行方式によつて飛行しておつたわけでござります。このよだな場合におきましては、やはり空張りによつて十分な間隔を設定するというのがまず基礎になるわけでございますし、そういう意味におきまして、たまたまその交差いたしました経路は福岡空港から出発する航空機の経路に当つてはおりましたけれども、そういう経路と申しますものは日本じゅう至るところにあるわけでござります。

○片岡勝治君　たまたま天候がよかつたということもあるいは救いであったかもしませんが、しかしどうでしようか、私ども素人考え方からいたしましても、これは、言うなれば日航ジャンボ機の一つの決められたコースでしょう、ここは。恐らくここを外れて飛んでいたというふうには新聞等の報道でも書かれていない。そういう定期的な定められたコース、そういうところに自衛隊機が飛ぶこと自身私は非常にこういう危険性があると想うんです。しかも、日航機は定められた時刻等も

前方に約一・五海里、これは二・八キロメートルであります。しかし、約三百メートル下に上昇中の日航のジャンボを発見したために、直ちに右上昇旋回を行つてこれを回避したということになります。そのときの双方の最も接近した時点の水平の間隔が約三百メートル、高度の差は約百五十メートル、先ほど運輸省が御説明したとおりの認識が自衛隊の飛行機の機長の認識であります。したがつて、いまのような水平間隔、高度差がありますので、危険な状態ではなかつたという認識の報告を受けているところでございます。

○説明員(和久田慶雄君) ただいま日本航空機につきましてはフライトレコーダーを取り寄せ中でございますし、福岡航空交通管制部からはレーダーの記録を取り寄せ中でございます。それを解析いたしまして、ただいま申しましたようにできるだけ速やかに原因の追求に当たりたいと存じて、いとで次第でございます。

いまして、右視界累飛行状態におきましては、当然両機長の見張り義務を十分に行うことによって危険は避けられるわけでございます。その意味におきまして、今回のような事件が発生いたしましたのは、場合によつては見張り義務に一部至らない点がなかつたとは言えないのではないかという意味におきまして、なお今後十分調査してまいりましたと存ずる次第でござります。

○片岡勝治君　自衛隊側の見解。

○政府委員(石崎昭君)　いま運輸省から御説明ありましたとおり、当日この時間の状況は右視界飛

あるわけでありますから、事前にそういうたものを十分把握した上で自衛隊機が練習をする、あるいは基地に帰る、こういうことは当然の配慮としてあってしかるべきじゃないでしょうか。そうでなければ私はこういう事故というものは非常に今後も出てくる、そういうことを非常に心配するわけなんです。こういうことはできないんですか。日本航空の航路に対して自衛隊機はできるだけ避ける、そういうとことをしなければこれは大変な問題になるとと思うんですが、この点はどういうことになりますか。

○片岡勝治君 これも新聞に報道されておりますが、航空評論家の青木日出雄さんの談話が載っております。「高度差四・五メートルを人間にたとえれば、体毛と体毛が触れ合う感じ」ということでありますね。まさにこの髪と髪が触れ合う、あるいは産毛と産毛が触れ合う感覺だ、こういう証

たいと思います。
私どもからすれば、双方の言い分に大変大きな
差がある、こういうことは信じられない。どちら
かに誤りがあるに違いないと、こう思うわけであ
ります。
しかし、そもそもこういうような事態が発生を

行状態でありましたので、日航側も自衛隊側も双方に見張り義務があり、どちらが優先するといふものではないと法令上私どもは理解しておりますが、ただ、自衛隊の操縦者というものは常時綿密に敵を探索し、早く見つけなければ当方は撃ち落とされてしまうわけでありますから、そういう意

○説明員(和久田康雄君) 現在出発、進入機の特
に多い日本じゅうの空域を十一カ所指定いたしま
して、特別管制区というものを設けております。
その空域におきましては、自衛隊機を含めまして
有視界飛行で飛行することは原則としてできない
ということです、すべて管制を受けて飛行するとい

う形をとつております。福岡空港におきましては、福岡空港周辺の一定の空域はこの特別管制区になつておるわけでございます。でございますから、ただいま先生御指摘のございましたように、出発、進入機の多い空域につきまして特に安全を図る必要があるという空域につきましては、こうした特別管制区の設置等につきまして今後必要とするものについては私どもも検討してまいりたいと存じておる次第でございます。

○片岡勝治君 特別管制区に指定されると有視界飛行は原則として禁止されますために、自衛隊機に限らず一般の使用事業の飛行機でございますとか、自家用機でございますとか、そ

ういう一般の飛行機が有視界で飛びますことには非常に制約を受けるわけでございます。その意味におきまして、定期路線を飛びます飛行機との安

全の兼ね合い等から、交通量の状況等を十分に勘

案いたしまして必要な空域について設定しているわけございまして、たまたま今回の事件の空域はその範囲には入ってございません。

○片岡勝治君 この問題が発生する前に、東亜国内航空と同様に自衛隊機ですか、ありましたね。

これは徳島ですか、高知か、これはどういう状況だったんですか。

○説明員(和久田康雄君) これは九月一日でござりますが、九月一日に、東亜国内航空の大坂発種子島行きの定期便が大阪から四国への上空を航行中、徳島の付近でございますが、自衛隊の練習機と思われるジェット機を発見して左旋回によつて回避操作を行つたわけでございます。東亜国内航空機の報告によりますと、相手機は自衛隊の右側五十ないし百メートルを同高度で通過したと申しておきました。他方、自衛隊の方から状況をお聞きいります。当該機は東亜国内航空機の前方約千フィート、下方約五百フィートで発見いたしましたところ、當該機は東亜国内航空機の前方約五百フィートで発見いたしました結果、最接近時にお

しまして回避をいたしました。

○説明員(和久田康雄君) 特別管制区に指定されると有視界飛行は原則として禁止されますため

に、自衛隊機に限らず一般の使用事業の飛行機でござりますとか、自家用機でございますとか、そ

ういう一般の飛行機が有視界で飛びますことには非常に制約を受けるわけでございます。その意味におきまして、定期路線を飛びます飛行機との安

全の兼ね合い等から、交通量の状況等を十分に勘

案いたしまして必要な空域について設定しているわけございまして、たまたま今回の事件の空域はその範囲には入ってございません。

○片岡勝治君 この問題が発生する前に、東亜国内航空と同様に自衛隊機ですか、ありましたね。

これは徳島ですか、高知か、これはどういう状況だったんですか。

○説明員(和久田康雄君) これは九月一日でござ

ります。

○片岡勝治君 私は飛行士の安全から、当然練習

機といふものはとにかく事故がないとは言えないわ

けですから、そういう安全装置をつけるのは人命

尊重から当然だと思うんです。しかし、民航機の

方はそういうものがないんですよ。あのでつかい

飛行機で乗務員や乗客がすつ飛び出すなんという

ことは事実上不可能であります。そういうことを考へてみますと、なお私は何か問題が自衛隊側に

あります。しかし、その真相はいま運輸省の方で調べておりますから、そ

の調査結果を待つことにいたしましても、しかし、二つのニアミスの認識の相違というものについて

私非常に大きな疑問を持つわけであります。した

ましましては相手機の距離は垂直間隔で約五百フィ

ート、水平間隔で約二百フィートであったという

ことでございまして、この場合におきましても、

自衛隊機の側とされましては垂直間隔が五百フィ

ートございましたので十分に安全であつたと、危

険な状態ではなかつたというふうに見ておられる

わけでございます。この件につきましても現在調

査中でございます。

○片岡勝治君 この東亜国内航空とのニアミスの問題につきましても、東亜国内航空側の認識と自衛隊機の高度の認識、距離の認識というの是非常に大きな差があるわけですね。今回も非常に大き

な差がある。しかも、いずれも民間機の方が危険

を感じ自衛隊機はニアミスでないという、そ

う認識に立っております。非常に共通しております

ね。この辺に私は非常に大きな問題点があると

思ふんです。

この自衛隊機は、まあこういうことを予測する

のは余りよくありませんが、仮に何か事故があつ

たときに飛行操縦員は飛び出すような装置はついて

いるんですか、今度の場合。自衛隊機が、練習

機ね、飛行士が事故があつたときに自動的に飛び

はついているんですか。

○政府委員(石崎昭君) 非常脱出装置はついてお

ります。

○片岡勝治君 私は飛行士の安全から、当然練習

機といふものはとにかく事故がないとは言えないわ

けですから、そういう安全装置をつけるのは人命

尊重から当然だと思うんです。しかし、民航機の

方はそういうものがないんですよ。あのでつかい

飛行機で乗務員や乗客がすつ飛び出すなんという

ことは事実上不可能であります。そういうことを考へてみますと、なお私は何か問題が自衛隊側に

あります。しかし、その真相はいま運輸省の方で調べておりますから、そ

の調査結果を待つことにいたしましても、しかし、二つのニアミスの認識の相違というものについて

私非常に大きな疑問を持つわけであります。した

がつて、今後は自衛隊側におきましてもその辺の認識というものをひとつ十分再検討して、ぜひこの真実に近いものが出来るよう——うそを言ってることは私は申しませんが、余りにも大きな差がある、これは国民の側からして非常に大きな疑惑であると思います。

なお、この最初の東亜国内航空のときには自衛隊側として何か通達を出したというようなことがちよと新聞に載っていますね。それから今度の問題も、これはいつですか——二十一日、山田良市幕僚長から航空訓練コース設定などの実施要領を再検討するよう全飛行部隊に指示をしたということが載つておりますが、その具体的な内容を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(石崎昭君) 自衛隊の航空機の運航につきましては、長官の訓令初めいろいろな指導がされておりますが、前回九月二日の、先ほど御説明がありました異常接近と疑われるような事案が発生した後、航空幕僚長から通達が出されておりました、一段と注意喚起を促したところでありますけれども、その主な内容は、一つは操縦者の徹底した見張り、これを強力に推進するということ。それから次に、他の飛行機との接近が予測される場合には早期に回避をするということ。それから次に、レーダーによる助言、あるいはモニタを励行するということ。それから、交通の頻繁な航空路等の空域ではレーダーによる助言、またモニター等が得られない場合はそういうところの使用を避ける、つまりそういうところへ入らなければそういうこと。以上のようなことが主な内容であります。これを機会に、運輸省の方も自衛隊の方もさらに民間機の航路といいますか、あるいは自衛隊側におきましてはその演習空域、こういうものについてこの際もう一度再検討をして、こういふような心配を与えないような措置をひとつ強力に進めていただきたい、これをひとつ運輸省並びに自衛隊の方は大臣の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(大村義治君) 異常接近の防止につい

ては、航空安全の見地から重要な施策の一貫として見張りの強化、早期回避の励行及びレーダーによる監視等について從来から強力に指導してきた

ところでございます。しかしながら、本年九月に引き続いだ、今回再び航空自衛隊機と民間機との間で異常接近飛行と疑われるような事案が発生しましたことはまことに遺憾であると考えております。

私といたしましては、このような事態を深刻に受けとめまして、運輸省の調査等を重要な参考としてござります。また、従来からの指導、先ほど御質問がございまして、政府委員から御答弁いたしました九月五日付の航空幕僚長通達等の確実な効果等の再発防止対策を強力に推進してまいりたいと考えて、いる次第でございます。

に設けられました航空交通安全緊急対策要綱に基づきまして、防衛庁と協議して種々の安全対策を進めているわけでございます。今後も必要によりまして、たとえばこの対策に織り込まれております航空関係調整協議会というふうな防衛庁との協議組織もございますので、そうした機会を活用いたしましてニアミスの防止のために防衛庁とも必要な対策について十分協議して万全を期してまいりたいと存する次第でございます。

○片岡勝治君 それでお答えをいただきまし

た。ひとつ万全の策を出していただきたいと思いま

ます。

いま、風潮は何となく軍事優先ということがあつたのであります。もしさういう雰囲気が自衛隊機優先ということになりますれば、航空安全とともに、いろいろなことは決して期することはできない。そういう点で、私は率直に言って自衛隊側の謙虚な反省、そしてみずからこの事故防止のために厳しく規制をしていく、そういう政治姿勢、行政姿勢で対処していただきたい、このことを特にお願ひを述べる次第であります。運輸省の方、結構であります。御苦労さまでした。

幼子が命を失い、九人のその他重軽傷者を生じたという事故でございまして、その捜査結果が過般に出たわけであります。私はいまどうしてこういう問題を出すかと申し上げますと、結局米軍機の事故の真相究明は不可能だ、その刑事責任の追及は不可能だ、そういう一つのモデルになりますと、結果的にそういう方向にならざるを得ないわけでありまして、一体どこに問題があつたかと言えば、警察当局や検察当局は非常に一生懸命捜査をしたと思うんでありますし、しかもアフターバーナーの組み立てに問題があつたという事故原因までもある程度究明できた。しかし、その責任は一体どこにあるのかという点についてやぶの中になつてしまつたということであります。

もし今後こういうようなことになりますれば、これが一つのモデルになつてといいますか、実績になつて、これから――こうした事故が発生すること自体回避せなければなりませんが、こういった事故の真相究明は不可能になつてしまうと、いうことを私は大変心配するんです。これは政府側は外務省になりますが施設庁になりますが、この事故の事故のてんまつについてどういう感想を持つておるか、率直にお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(渡邊伊助君)　ただいま先生お話しの厚木におきまして事故の問題でございますが、先ほど御指摘がございましたように、この事故につきましては、事故以後、関係当局においていろいろと調査をいたしました。と同時に、日米間におきまして、合同委員会におきまして事故分科委員会を開催してこの問題の解明に取り組んだという次第がございます。

御指摘のとおり、一応原因となつた点につきましては明らかになつております。この事故分科委員会の報告の中に勧告がござります。御承知と題しますが、合衆国につきましては、今後引き続ぎ航空機の整備、点検及び飛行の安全を最重点事項とするという項目がござります。したがいまして私は、米側におきましては、この項目につきま

して誠実に履行しているものと思いますが、なまくして
今後、機会あるごとに米側に対しましてこの勵勵金
というものについて申し入れをすると同時に、
の問題の処理につきまして調整を行いたいといふ
ふうに考えております。

また、勧告の中で厚木周辺の航空交通管制の再
検討という問題がございます。これにつきまして
も、日米両当局間におきましていろいろと検討を
いたしまして、その結果、一昨年の七月でございま
すが、人口稠密地域の飛行を最小限にすると、
かつ出発・進入の際の飛行高度を高めるという改
正を行つて、現在それを実施しておるということ
でござります。

なおそのほかに、このような事故が起きまし

際の地元と国との間の関係の連絡調整の体制の整備という問題がございまして、これにつきましても、私ども関係当局あるいは米側と連絡をいたしましてこの体制の整備に努めておりまして、八割から九割方この体制はもう整備されておるわけございます。

（一）具体的な項目として「(b)」のとおり、
を從来まで処置をいたしてまいつたわけでござりますが、今後とも現地防衛施設局あるいは私ども、または合同委員会等各レベルにおきまして、
国民の安全を確保するという立場から、米側に
しましても機会あることに注意を喚起して、事態
防止の対策に万全を期したいというふうに考えて
おる次第でござります。

ーボイントの品物ですね。それがこちらの日本側の調査を経ないで直ちに持ち去られた。それからパイロットもすぐ帰ってしまう。つまり、真相が明あるいは刑事責任の追及たる重要な資料がアメリカの方にすぐ持つていかれてしまえば、どんなに警察側が一生懸命に捜査をいたしましても、この事故原因というものの究明が日本側の手によ

てできるはずがないわけあります。ですから、私は率直に言つてアメリカ側もそういう点は謙虚になつて、むしろアメリカ側が調査することも、自分の飛行機が起こした事故ですから、これは当然責任があろうと思いますが、その被害者たる日本側において徹底的に真相を究明してもらう、む

るはずだと思います。

そういう点、私はぜひアメリカ側に強く要求をしてもらいたい。そうでなければ、事故があつた、証拠物件はみんなアメリカに持ち去られる、関係者はみんな本国に帰ってしまう、こういうような事態を見逃しておくとするならば、今後こうした事故発生に対しての原因究明というものはできなくなると思うんですね。そういう点について、できれば今回のこの事故でんまつの結果から、今後はこういうようなことは困るということをひとつ強力にアメリカ側に要求をしてもらいたいと思うんですけれども、この点はどうお考えになりますか。

(政府委員(渡辺伊佐君) エンシンにさきおもて
て、米本国に持ち去られたということをございま
すが、結果的には米側の調査によりまして先般の
事故の原因というものは究明をされたわけでござ
います。で、米側の方の調査結果につきまして
は、日本側におきましても専門家が集まりまして
独自の立場から検討をした結果、米側の調査結果
というものは信頼するに足る、日本側の専門家の
意見も同意見であるということで日米間で意見が
一致いたしまして、原因究明は先ほど先生がおつ
しゃつたとおりということになつたわけでござい
ます。

を通じて米側と折衝したというふうに聞いております。

なお、この種の問題につきましては、やはり軍用機の問題でございますので、いろいろ問題がございまして直接タッチすることがなかなか困難な問題があるうかと思いますが、ただいま先生がおっしゃいました御趣旨というものはよく念頭に置いて今後対処してまいりたいというふうに考えております。

○片岡勝治君 私たち国民側からすればあるいは、まあ私も横浜でありますけれども、地域住民

の責任の所在が不明確のまま、あいまいのままこの事件の捜査の終結をせざるを得なかつた。こういう点については、やはり率直に言つて納得しがたいわけあります。しかも、被災者の賠償問題につきましても、一部は合意ができましたけれども、なおかつ解決がしていいない。こういうことでございまして、こうした問題について私どもは市民感情としてなかなか理解ができない。またこんな事故が起きた場合には、同じようなことで処理をされてしまふのではないかということを大変心配をするわけであります。今後どうしたことのなさいように、ぜひアメリカ当局に対しても真相究明について協力してもらひと、そういう体制をぜひ確立をしていただきたい。私は今回の事故を契機にそうしたもののが必ず確立し得るものと信頼をしておりましたけれども、二年半の捜査の結果、その点については追求できなかつた。証拠をもらうことができなかつたと、いう警察側の発表であります。して、きわめて残念であります。こういうことをひとつ重大な教訓として、今後こうした問題の対処については毅然たる態度、事人命にかかるる重大事故でありますので、政府関係当局のひとつ今後の強力な対策をこの際お願いをいたしたいと思ふわけであります。

ちなみに、こうした米軍の事故は、今日まで四十九件二十一人の死亡者を出しておるわけであります。また神奈川県だけ、これはまあ厚木基地と

いうものを持っておりますからという関係で、神奈川県が特異的な現象かもしませんけれども、

ジェット機の墜落事故が三十一件、プロペラ機が三十二件、計六十三機の墜落事故があるわけであります。人的被害は死亡九人、重軽傷者二十七人、こういうものを出しておるわけであります。私たちには再びこういう事故が発生しないことを願うわけでありますけれども、事故処理の問題についても政府当局の強いひとつ対処を心からお願いをいたしまして、この問題を終わりたいと思います。

次に、防衛白書につきまして、一、二、三お伺いをいたしたいと思います。すでに、この問題について衆参を通じていろいろな角度から論議がなされました。あるいは一部ダブルの点があるかもしませんが、できるだけ重複を避けてお伺いをしたいといたします。

ますけれども、白書とは一体何か、政府はどういう認識で白書をお出しになっているのか、この点

をまずお聞かせいただきたいと思います。
○政府委員(眞目清雄君) 防衛白書につきましては、御承知のとおり、防衛問題は国民的な基礎に立つていかなければならぬということをございまして、そういう意味合いから、できるだけ防衛

力の現状、あるいは自衛隊の実態、あるいは防衛の必要性と、いろいろなものについて国民の合意を得、御理解と認識を得るということが何より必要だと思います。そういう意味合いから、防衛庁といたしましても、昭和四十五年に第一回目の防衛白書を発行して以来、若干の間隔はありました
が、五十一年度以降、今回で五冊目の防衛白書を発行して、あるうござります。

○片岡勝治君　白書をつくるに当たつて、次官会議で申し合わせがあるそうですね。一定の枠をつくり、これ以上の枠をはみ出さないように白

書というものはつくりなさい、そういう次官会議の申し合わせがあるそうですけれども、その申し合わせをお聞かせいただきたい。

○政府委員(夏目晴雄君) ただいま具体的に、たしか次官会議の申し合わせと申しますのは昭和三

十八年に決められたことであるうかと思ひます
が、いま突然のお尋ねでもござりますので、私
手元に資料持つておりませんが、白書の性格につ
きましては、できるだけ過去の事実について記述
するというのが原則でございまして、将来にわた
る長期的な政策については余り触れないというあ
うなことが書かれてあつたやに記憶しております
す。

いたがたいと思います。
いまおっしゃるとおり、白書というものはなるべく過去の実績を書いて、これから何をやるかと
いうような、あるいは将来の展望というもの、ま
あ言葉はそういうことは使ってないと思しますけ
れども、将来の問題について余り書くなと、こう
いうような申し合わせだそうですね。

各国とも白書ということが戦後出来ておりま
して、その性格についてはそれぞれ違うと思いま

ですが、私どもなりの認識からすれば、いろんな行政の領域に対しても現状はこうなっている、そうして見えて、二つ目、三つ目、うまいとは思ひ

た現状とその分析といいますか、あるいは問題点を抜き出して、将来かくあるべきであると、いわば行政側、ちょっと厳しい表現を使わしていただき

くならば、権力にある側の者が国民に対して、行政の実態、今後の政治のあり方、そういうものを国民に知らせる。かつて封建社会は、知らせてはいけない、やらしむべしと、そういうことであったんでありますけれども、民主政治というものはそうではない、なるべく国民に知らせる、権力がある者がみずからやっておることを国民に知らせていく、これが民主政治の基調であるわけでありま

すが、それがそもそも私は白書という形で先進諸国においては国民の前に明らかにされている、大変いいことだと思うんです。

しかし、一歩誤ると、これはまた非常に大きな弊害をもたらすわけでありまして、政府の一方的な宣伝の場になる、あるいは、いいことは書くけ

れども、問題点や悪いことやあるいは国民の願つ
ている、そういう点には触れない、こういうこと

になると思うんです。そういうことからすると、政府の次官会議の申し合わせは、私は率直に言って眞の白書活動というものを大きく規制しているような気がするんです。つまり、いまお答えにもありましたとおり、過去の実績、現状だけを詳しく書いて、余り問題点や将来のことは触れるなど、こういう申し合わせは、これは白書に対する態度としてはわれわれ国民の側からすれば間違いだと。むしろ、現状を正直に書くことはもちろん、こういう申し合わせは、これは白書に対応する態度としてはわれわれ国民の側からすれば間違いだと。

るん結構、その中にどういう問題があるか、その問題を解決するには将来どうすべきか、こういう将来展望というものを書いて国民に知らせていくということがなければならぬと思うわけあります。これは何も防衛白書だけの問題じやありません、政府全体の白書として、しかも昭和三十八せん、政府あると申しまして、これは、相当古い申し合わせでありますから、これは機会あるごとにひとつ再検討していくだいて、眞の白書、そういうものにつくるべく努力をしてい

ただきたい、このことは要望として申し上げてお
く次第であります。

それからもう一つ、この防衛白書——いま、白
書とは何かという質問に対してお答えがありまし
たけれども、私は、防衛白書の場合には重要な要

素としてシリアンコントロールがどう貢かれて
いるか、これが一つの白書の要素でなくてはなら
ぬと思うわけであります。ただ自衛隊の実態、軍
艦が——軍艦じゃない、自衛艦ですか、何隻あ
る、飛行機が幾らある、ソ連が攻めてきそうだ、
そんなことばかりでなく、日本の自衛隊あるい
は防衛方針の中に欠くことのできないシリアン
コントロールというものはどう貢かれているか、

これは非常に大事なことなんで、一年一年振り返ってみて、そのことに欠陥がなかつたか、問題点はないのかと、こういう点が特に私は防衛白書の中には貢がれていかなければならぬ、防衛白書をいただいたときに私はまずそういう角度から見ています。この一年間どうであったか、残念ながら

そういう点についてはほとんど触れられていない。この私の見解について防衛庁側のお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

法ですか、有事対応の問題について非常にこれは大きな問題になつた事件といいますか、問題がありましたね。当時の防衛府長官も一定の見解や談話発表します。各界からこれにいろんな意見があつて、日本の方針をまとめる段階にこ

大きな疑問があるわけですね。政府の意向がいろんな画策によつて途中変更された、そういう事態が明らかになつた。

そういたしますと、武器調達についても一体政府はあるいは防衛庁はどういう姿勢でやつてきたのか、こういう疑惑が出てゐるけれども、これこれしかじかだ、そういうことがこれまで防衛庁にしてはつらいだらうけれども、ある程度そういう問題についての防衛庁の見解を国民の前に隠さず

に明らかにしていく。そういうことをしなければ、これだけの問題があるて、非常に美しくれいい言葉ですらっと防衛白書が、こんな厚い中にそういう問題について一言も触れられていない。こういう点にやっぱりこれまで白書というものの性格から、もつと正面に、もつと防衛庁自体が、政府自身が悩んでおる問題についてもあるいは国民が疑惑を持っているそういう点についても触れていくのが本当の白書ではないでしょうか。

いうことであれば、むしろ白書は弊害の方が多くなっていくという心配が出てくるわけあります。いまの白書がすべてだとは申しませんが、やっぱりそういう点についても触れられていく、そういう勇気を持つべきだらうと思ひますが、この点についてはどうですか、大臣。

防衛白書の内容についていろいろ貴重な御意見の開陳があったわけでございます。私どもいたしましても、防衛白書の編集に当たりまして、シリアルアソシエーションの問題につきましては特別の項目を設けて説明も加えているところでございますが、ただいま御指摘のあつたような具体的な事案については、これまでのところ、まだ記載されておらないのでございます。こういったものの扱いについて今後どうするか、先生の御意見は御意見として承りまして、検討させていただきたいと思ふ次第でございます。

から来たんですね」うなづいて、これだけ相手に話しく動かしてしまはずよ。

○政府委員(夏目晴雄君) 御承知のように、有事

法制というのは、自衛隊が自衛隊法第七十六条によつて防衛出動を下命されたもとにおきまして、自衛隊の行動をより円滑に、効率的にするための法制上の諸問題を検討するということで、私どもいま、現在の法律についていろいろ問題点を洗つております。

側としても、重要問題であるから中間報告をしていただきたいというようななたしか見解の表明があつたと思います。大変結構だと思いますが、しかし、そうするとあれですか、全く先の見通しは今日時点ではついていないというふうに理解してよろしいんでしょうか。何か伝えられるところに伺いますが、次期通常国会でこの報告がなされると。報道によりますれば来年一月ほぼ研究が終了するというようなことが出されておりますけれども、全くそういうことはない。

それじゃ、いつごろ中間報告を出す意思がある

○政府委員(夏目晴雄君) 大変失礼申し上げま
いはその時期を目標にいま研究をしてい
ます、おおむねどの時期に出せそうだ、あ
るから、それからいつごろそれでは——これは先の
話ですから確定的なことはなかなか言えないと想
いますが、おおむねどの時期に出せそうだ、ある
いはその時期を目標にいま研究をしてい、こ
う点についてもう少し具体的に知らせていただ
けませんか。

いは捕虜の問題であるとかそういうふうなもの、あるいは国民の避難誘導に関するものと、こういろいろに分けられると思いますが、私どもとしてはいま申し上げた第一の分野、すなわち防衛庁関係の法令について研究をしていると、具体的にどういうことを研究しているかということであれば、それは現在自衛隊法の百三条によつて土地の使用、物資の収用あるいは従事命令、保管命令といろいろなことが規定されておりますけれども、これの実施基準である政令がまだ定まっていないこととで、その政令にいかなるものを盛り込むべきかというふうなことを中心に研究をしておるという状況でございます。

したがいまして、まだ事務的な検討を続けておる段階でございまして、立法準備という段階に至つております。そういう立場からすれば、次へ通常国会で立法をお願いするというふうなことはなかなかないかないんではないかというふうと考えております。

急国会の方は御報告をいたさきたい
お願いをいたします。

次に、防衛白書の内容について二、三申し上げておきたいと思います。

すでにいろいろな角度から指摘されております

りまして、これは一方的じゃないか、アメリカの第七艦隊とソ連の太平洋艦隊の勢力の推移、こという統計のような図表が載っておりますけれども、ソ連の太平洋艦隊とアメリカの艦隊を比べて、場合には、第七艦隊プラス第三艦隊を加えたものでなければ公正な資料にならないではないかとうような指摘がありました。非常にうがつ見た見方を

をすると、アメリカの第七艦隊だけを記載するという表にすれば、ソ連の大西洋艦隊がはるかトントン数、それから艦艇の隻数も上回るわけでありますから、これは大変だというふうに見られますね。だから私は、悪意があつたとは思いませんけれども、しかしこういうものが文書にして出されば、われわれ国民からすれば、ああこれは大変だと。何だ、アメリカは第七艦隊なんて言つても、軍艦の隻数からすれば十分の一じゃないか、いうふうに見られますね。こういう指摘に対しても、確かにそう言わればもう少し注釈をつけるべきだというふうな答弁がなされておりました。私はこの点についてはあえて申し上げません。こういう例が二、三あるわけであります。たとえば五十一ページ第九図「SS-20の射及びバックファイアの行動半径」、こういう図面を出ておりますね。これはソ連のキエフを基点にて、あるいはイルクークを基点にしてSS-20どこまで射程距離があるか。日本ががつぶり、イングランドの真ん中を通つて北アフリカ、パツ

ファイアはその外側を通つてここまで射程距離

ある。これをやつぱりわれわれが見ると、あつこ
れは大変だ、ソ連の軍事力、SS-20弾道弾、バッ

クファイア、こういう行動半径が大変広い。しか

クファイア、こういう行動半径が大変広い。しかし、これはアメリカとの軍事力の対比ですからね、ここへずっと記載されているのは。だから、もし親切な資料とすれば、ソ連はこういう S-S 20 やバックファイアを持っているけれども、アメリカの力、アメリカの中距離弾道弾、大陸間弾道弾を飛ばせばソ連のこういうところまで行きますよというふうに、両方書いてあればああそがということになるんですよ。これはもう一方的で、そ

うしたソ連の軍事力とアメリカの軍事力をずっと対比しながら相当長々書いておりりますけれども、そういう点、非常に国民の側からすれば一方的な資料になつておる。

それからもう一つ、日本海の海峡を通り——これは五十六ページですね、日本の地図があつてソ連の艦隊がどういうふうに動いた、ソ連の飛行

機が日本の周りにこう飛んでいますよといふこと、これは事実でしよう。いまでも防衛庁からそういう報告があった。なれば、アメリカの軍艦は一体どういうふうに通っているのかこれを、アメリカの軍艦あるいはミッドウェーはね。これは一方的になるんじやないですか。たとえば、ソ連の艦艇は対馬海峡を通ったのが百五十隻といふことでしようかね、これは、津軽海峡が五十五隻、宗谷海峡百五十五隻通った。じゃアメリカの艦艇は一体どのくらい通っているのか、そういうことを表示しなければ、やっぱりこれも、われわれ国民の側からすればアメリカの戦力とソ連の戦力が一体どういうふうになつてているのか、そういうことを

とか全然わからんんですね」「これ見ねばア、カの第七艦隊は全く記載されておりませんからね。こういう図表ばかり見させれば、やあこれは大変だということになるんでしよう、あるいは防衛庁はそれがねらいかもしませんがね。しかし、そういう防衛庁の意図とは別に、公正なる資料にはならないんじゃないですか、こういう点は

どうですか。これは大臣、ひとつ答えていただけ

ませんか。私が指摘したのは事実ですから、文章になつてありますからね、そんなことは書いてないよということにはなりませんから。

○國務大臣(大村義治君) 防衛白書についている御指摘がございましたが、私ども、この防衛白書全体におきましては、先ほど来お話をありますわが国の防衛努力の記述に一番多くページ数を割いておるわけでございまして、第一部の「世界の軍事情勢」というものにつきましては、全体三百ページ以上の中で七百ページほどを割いていますが、その中で「世界の軍事構造」、それから「ソ連の軍事力の増強と西側の対応努力」というところで「ソ連の軍事力の増強」を記載するとともに、「米ソの軍事バランスと西側の対応努力」という章でございますが、節も設けましてアメリカを中心とする西側の対応努力につきましても相当の記載をしているつもりではございます。

ただ、御指摘のようなグラフのつくり方につきましては、資料の関係もございまして、先ほど御指摘のような問題はあるわけでございますが、その辺の詳しい説明は政府委員にさしていただきたいと思うわけでございます。

私どももいたしましては、入手し得る客観的な、正確な資料に基づいてできる限り客観的な事実に基づいて記載をしていくというつもりでやつてあるわけでございます。一方的に偏った記述をするという考えに基づいてやっているものではございません。

○片岡勝治君 そういう偏った考えに基づいてやつたものではないというお答えですけれども、こういふものは結果論ですかね。おれはそんなことは毛頭考えていないとは言つても、こういうものが出来れば、逆にあなたはそういうことはなかつたとしても、結果的にそういう考え方があつてやつたものとみなされてもいたし方がないではないか、私が言いたいのはそこなんですよ。なるほど、いろいろ記載されていることは真実でしょ、それは。これはうそを書いているとは思わないんですよ、私も。いろいろ推測の要素も多分に

ありますけれども、そういう点について私は不感を持つておるわけじやありませんが、しかし、結果的にこういう記載のやり方を見れば、大いに割いておるわけでございまして、第一部の「世界の軍事構造」というものには正しい認識がこの図表によつて生まれる書の巻頭の大臣の言葉からすれば、素朴な国民との感を持てておるわけじやありませんが、しかしながら、もつと戦術的な戦域核戦力、これはこれは國民に読んでもらいたいと、そして、日本

かといふと、やっぱり誤った認識にならざるを得ないでしょう。

こういう図表はそれではできるんですか、いま私が申し上げましたように、軍用機で日本海に南下をしたのが――これはソ連の軍用機ですね、五百七回。対馬海峡を通ったのが七回、ソ連のは

五百七回。対馬海峡を通ったのは何隻ありますよ、非常に詳しく書いてある。これも事実で

ころを通つたのは一休何隻あるのか、日本海はどういう航路でアメリカの飛行機が飛んでいるのか、そういう点は出せるんでしょ、これは。

○政府委員(岡崎久彦君) 御指摘のありました二つの点について御説明申上げます。

まず第一は、いまの御質問ではございませんけれども、その前に SS 20 の射程とバックファイアの行動半径を書いた図でございますけれども、実は SS 20 とバックファイアと申しますのは、これはもう世界的にも非常な問題になつております。

そこで、七〇年代の後半、從来はきわめて旧式の IR BM しかなかつたのでござりますけれども、SS 20 とバックファイアというものがまずヨーロッパに配備されまして、これはヨーロッパのいわゆる戦域核のバランスを一変させるというぐらいの非

常に重要な問題でございます。数年間ヨーロッパの会議でこれに対する対応がやつとできたといふことございまして、これは本年の国防報告で書くならば國民に眞っ先に周知徹底すべき、國民に理解していただるべき大変な事実でございま

す。

これに対し、アメリカの ICBM の射程といふ御指摘でござりますけれども、実はアメリカの ICBM は地上発射用の ICBM はもう持つておりませんで、もつと戦術的な戦域核戦力、これは持つておりまして、今度これも今後 SS 20 とバックファイアに対抗して配備するということを昨年の暮れにやつと決めたばかりでございまして、太

平洋周辺にはこれはもう全然わが方に比べ得べきものはございませんで、バックファイアにつきましては、アメリカは B-1 の生産を中止しておりますので、バックファイアに相当するような飛行機は持つておりますんでございます。

また、それがアメリカがなくてソ連だけが持つてゐるということをあえて強調するかどうかの問題でござりますけれども、この白書ではその点は特に強調しておりませんで、この数年間の最も重要な事実であると、この二つをこれ図示いたしました。そこで、イルクーツクに基地をつくつただけで日本列島全部が完全にカバーされるというような事を国民に対し理解していただく、これはとても国民の前に隠しおせない新事実であるというふうに考えております。

その次の日本周辺の動向でござりますけれども、これはちょっと性質が違うものでございまして、白書はわが国の防衛に必要な事実を記載するということでござります。ソ連の軍事力というものがわが国にとって潜在的脅威である、これはもう国会においてしばしば申し上げたところでございまして、わが国にとって防衛の見地から関心のございますのは、むしろ米ソの戦力の比較でございまして、これは六十ページに陸海空それぞれまたその展開しております場所等も含めまして詳しく書いてございます。それはアメリカ側の兵力も全部書いてございます。

御指摘の図は、これはソ連の航空機、艦船がいかに動いたかという問題でございまして、特に航空機となりますと、これは米軍の飛行機というものはわが国に駐留しておりますのでございまして、それはもう常のためにおるものでございまして、それはもう常

時警戒のためわが國の安全のために飛行しておりまして、これを書くということとソ連の航空機を書くということは全然同列の問題でございまして、これが假想敵国なんていうことは別にいふ意識があればこそこういうふうに動かしているんですね。アメリカの艦艇が何にもしないところになぜこんなものを動かしますか。これはもう小半分でやつてゐるわけじやないんですよ、これは。やっぱり対応する力があるわけじやう、それがなお素人ですよ、それではソ連がなぜこういう船を動かし、飛行機を動かしているの暮れにやつと決めたばかりでございまして、太平洋周辺にはこれはもう全然わが方に比べ得べきものはございませんで、バックファイアにつきましては、アメリカは B-1 の生産を中止しておりますので、バックファイアに相当するような飛行機は持つておりますんでございます。

また、それがアメリカがなくてソ連だけが持つてゐるということをあえて強調するかどうかの問題でござりますけれども、この白書ではその点は特に強調しておりませんで、この数年間の最も重要な事実であると、この二つをこれ図示いたしました。そこで、イルクーツクに基地をつくつただけで日本列島全部が完全にカバーされるというような事を国民に対し理解していただく、これはとても国民の前に隠しおせない新事実であるというふうに考えております。

その次の日本周辺の動向でござりますけれども、これはちょっと性質が違うものでございまして、白書はわが国の防衛に必要な事実を記載するということでござります。ソ連の軍事力というものがわが国にとって潜在的脅威である、これはもう国会においてしばしば申し上げたところでございまして、わが国にとって防衛の見地から関心のございますのは、むしろ米ソの戦力の比較でございまして、これは六十ページに陸海空それぞれまたその展開しております場所等も含めまして詳しく書いてございます。それはアメリカ側の兵力も全部書いてございます。

御指摘の図は、これはソ連の航空機、艦船がいかに動いたかという問題でございまして、特に航空機となりますと、これは米軍の飛行機というものはわが国に駐留しておりますのでございまして、それはもう常

わかるでござりますけれども、これは軍備力と
いうものはお互に持つてゐるものでございまし
て、そのためこそ私ども第六十ページに米軍の
配備状況を詳しく書いてございます。それで、ソ
連の配備状況は別に説明してござりますけれど
も、米軍の配備状況も書いてございます。ただ、
航空機の活動になりますと、これが第七艦隊がい
るからと言つていいのか、あるいはこれは日本を
守るためにあります在日米軍であるのか、あるいは
は御指摘のようだ自衛隊であるのか、これはそう
いうものがあるから飛んでいるということ、そ
れは一部の理屈として理解できないわけではない
んでござりますけれども、この表において同列に
書くという性質のものではないような感じがして
おりまして、別のところにおいて米軍の防衛体
制、それからわが自衛隊の防衛体制が書いてあ
れば、それとあわせてどちらにあれば国民の理
解にとって最もバランスのとれた理解になるので
はないかと、そういうふうに考えております。

○片岡勝治君 十二時ちょっと過ぎましたので、
この辺で休憩したいと思ひますけれども、それは
あなた書いた方だからそう言いたいと思うんです
けれども、私はこれを見て、ああこれは一方的だ
なと思うんですよ。だから、対馬海峡あるいは
他の海峡を通ったソ連の軍艦——飛行機だけじゃ
ないんですよ。だから、アメリカの軍艦は何隻
通つたかとわかるんでしよう。それは知らないと
いうことにはならぬでしよう。それはいいですか
ら、後でお答えをいたぐことにして、ここで休
憩しておきます。

○委員長(林道君) 午後一時再開することとし、
休憩いたします。

午後一時二分開会

午後零時五分休憩

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開
いたします。休憩前に引き続き、防衛庁設置法等の一部を改

正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片岡勝治君 引き続きまして、防衛白書に関連
してお尋ねをいたします。

この白書の「刊行によせて」ということで、大村

長官の巻頭の言葉が載せられております。その二
ページにこういう表現が使われております。「一
九八〇年代の初頭を迎え、わが国の防衛問題は重
大な岐路にさしかかっているように思えます。」わ
が国の防衛問題は重大な岐路にさしかかっている
と、大変何といいますか、重大な局面にあるとい

う表現であります。「わが国が米国の力に過度に

依存して平和と安全を享受することができた時代

が終り、日米関係の中での防衛問題が大きく取り上

げられるような時代となってきたこと一つを考え

てもそういうものではないでしょうか。今まで

の防衛白書、まあいろいろ巻頭の辞が述べられて

おりますけれども、こういうふうにはつきりとこ

の時点が「重大な岐路にさしかかっている」、こう

いう表現をされておるのは今回が初めてであります

か、まずこれからお伺いをしておきます。——大臣

の言葉じゃないの、これは

す事実関係から申し上げます。

○政府委員岡崎久彦君 まず、八〇年におきま

この記述は、もちろん大臣のお言葉でございま
すけれども、昭和五十五年の防衛白書でございま
すが、五十五年にどうなったという理解よりも
やはりここ数年来のソ連の軍事力の増強というも
のが、これはその蓄積の効果あるいは二十年來の
ソ連の軍事力増強というものの蓄積の効果がよう
やく顯著になつてきました。これはもう世界じゅう至
るところで注目されておりますけれども、もうそ
ろそろ様子が変わってきているのではないかとい
うことが世界じゅう言われておりますけれども、わが國
も御説明できるかと思います。

○委員長(林道君) 午後一時再開することとし、
休憩いたします。

午後一時二分開会

午後零時五分休憩

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開
いたします。休憩前に引き続き、防衛庁設置法等の一部を改

具体的にどういうことがあったかと申します

と、昨年一年間のソ連の海軍力の増強というものは
は十四万トンふえておりまして、これはちょうど
ちょうど昨年ころまでは米国の機動部隊二個が西
太平洋に常駐しておりますけれども、ことに
なりましてからは常に一個機動部隊と、プレゼン
スにおましましてこれは半分になつております。
また、先ほど御質問がありましたS-20、バック
ファイア、これも過去数年間ヨーロッパでは大問
題だったんだござりますけれども、これが極東に
配備されているということを防衛庁が確認いたし
ましたのは昨年でございます。

そのようなかなり——かなりと申しますよりも

非常に多事多端な年でございましたので、これは

事実関係の背景から申しましてもまさにさわ
しい表現であると、かようにしております。

○片岡勝治君 すいぶん思いやりのある答弁なん

ですがね。しかし、單なる軍事力の比較というこ
とであればそういうふうに言えると思うのです
よ。しかし少なくともこの冒頭の大臣の「刊行に
よせて」というこの言葉は、いわば日本の防衛問
題のトータルな、総括的な一つの——あなたの答
弁されたよりもっと次元の高いと言つちや失礼で
すけれども、もっとと総括的ないわば政治の要素、
国際情勢の要素、そういうものをすべてひっくる
めて言つた私は言葉だと思うのです。

そういうことになりますと、いま「わが国の防

衛問題は重大な岐路にさしかかっている」、そ
ういう章を受けまして、御指摘のパラフレーズが

「重大な岐路にさしかかっている」ように思えま
す。」と、こうつながつていてるわけでございます。
「重大な岐路にさしかかっている」わけでございま
す。」と、これが一つの問題点ではなかろうかと、そ
ういうことを書いてあるわけでございまして。そうし
て、「一番おしまいから二番目のパラフレーズに
「こういったことを考える上で、一つの材料を提
供しようとするものであります」というふうにつ
ながつていてるわけでございまして、そういう世
界的な環境の視野のあとで日本の防衛問題を考え
ることも必要ではないかという問題提起をしたつ
もりでございます。

もとより、わが国の防衛の基本方針について申
し上げますと、「国防の基本方針」にのつとり、
外交及び内政諸施策を講ずるとともに、わが國み
ずから適切な規模の防衛力を保有して、これを最
も効率的に運用し得る態勢を整備し、さらに米国
との安全保障体制を堅持して、その信頼性の維持
及び円滑な運用態勢の整備に努め、これによりす
きのない防衛体制を保持することによってわが國

引つ張られ、銃をとらされた、あるいは国民総動

員がこういう形でやつてきたわけですね。ですか

ら、そうしたトータルな表現として私はそうやす
やすとこういう表現は使うべきではないのではな
いかというふうに感するのですがね。これはひと
つ大臣、率直にお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。
ただいまこの五十五年の「日本の防衛」の冒頭

の「刊行によせて」という私の署名入りの文章で
ございますが、「一ページの冒頭にいま御指摘のよ
うな個所が確かにございます。

ただその前、「一ページの一番おしまいのところ
に、真ん中辺に「わが国としても、自由社会の共
通の利益のために、應分の努力を払わなければな
らないのは当然であると考えます。資源小国とい
われるわが国は、自分一人だけで生きしていくことは
できないのですから、国際社会とのつながりに目
を向け、世界の中の日本という視点から日本の防

衛を考えることが大切であると思します。」と、こ
ういう章を受けまして、御指摘のパラフレーズが

「重大な岐路にさしかかっている」ように思えま
す。」と、こうつながつていてるわけでございま
す。」と、これが一つの問題点ではなかろうかと、そ
ういうことを書いてあるわけでございまして。そうし
て、「一番おしまいから二番目のパラフレーズに
「こういったことを考える上で、一つの材料を提
供しようとするものであります」というふうにつ
ながつていてるわけでございまして、そういう世
界的な環境の視野のあとで日本の防衛問題を考え
ることも必要ではないかという問題提起をしたつ
もりでございます。

もとより、わが国の防衛の基本方針について申
し上げますと、「国防の基本方針」にのつとり、
外交及び内政諸施策を講ずるとともに、わが國み
ずから適切な規模の防衛力を保有して、これを最
も効率的に運用し得る態勢を整備し、さらに米国
との安全保障体制を堅持して、その信頼性の維持
及び円滑な運用態勢の整備に努め、これによりす
きのない防衛体制を保持することによってわが國

の防衛が確保されるものと考えておりまして、このことは、これまでの防衛白書においても一貫して明らかにしているつもりでございます。年により多少記述の仕方に差異があるといたしまして、も、このような防衛についての基本方針は今回も別に変化はないと私は考えておるわけでございまして。

○片岡勝治君 わかりました。基本方針にさして変化がないということであれば、岐路という言葉は、私はやっぱり適切でないと思うんです、分かれ道ですから。右をとるか左をとるか、そういう時期にいま来ているんだと、われわれが言うのならともかく、防衛庁のいわば最高責任者でありますから、そういう人がそういういま分かれ目だ、どっちを選ぶか、そういういま選択を国民に迫られているとは思いませんよ、この防衛白書は。そういう意図は私はないと思うんですよ。ないとすれば、こういう表現というのはちょっと不適切であつたかどうか、私としては若干疑問を感じるわけであります。

さてそこで、日本の置かれている防衛上の問題として、今次国会でも脅威論が非常に論議をされております。すでに衆議院、参議院等を通じまして防衛庁長官も明確にこの点についての見解を表明しておりますが、これから質問にも関連がありますので、ちょっと大臣の見解を、これは速記録によつて申し上げまして、その後質問をさしていただきたいと思います。

つまり、日本の脅威とは何かという質問に対して、かつてはグローバルな観点におきましてもアメリカがソ連に対し圧倒的優位を保つておつたわけでござりますが、最近から現在に至るまでの状況を見ますると、ソ連の長期かつ大幅な軍事力増強による蓄積の成果が現実になつてあらわれおりまして、しかもその成果は当分続いている性格のものでございまして、アメリカがこのまま放置すればソ連に対し軍事的優位を保ち得るか否か危惧されているのが現状であると

判断いたしておるわけでございます。しかもソ連は、その蓄積しましたグローバルな軍事力によって明らかにしておりますが、四分の一のものを極東に振り向けてきていますように潜在的脅威がこれまでよりは増大しています。

一ないし三分の一のものを極東に振り向けてきているという点も事実でございます。その事実に着目しまして、私ども先ほど申し上げておりますように潜在的脅威がこれまでよりは増大しておるわけでござります。その事実でござりますように潜在的脅威がこれまでよりは増大しておるといふふうに判断いたしておるわけでござります。脅威が頭在化しているとは申しておられません。脅威が潜在化している、この客観的事実を無視するわけにはいかないということを示す例示をいたしました。

そこで、率直にお伺いいたしますけれども、しかばこうした大臣のお答えになつた状況が日本にとって脅威だと。じきその脅威をなくすために何をやるか、それが脅威だ、

は一体どうしたらしいのか。つまり、大臣の今までのお答え、そのほかいろいろ言つておりますけれども、つまり極東におけるソ連の軍事力が次第に増大し優位になつてきた、逆にアメリカの方、これは日本の防衛力を含めてもいいと思うのですが、これが低下をしてきた、これが脅威だ、

こういう認定ですね、軍事力からすれば、そうすると、これが逆転しているときにはその脅威はない、つまりアメリカの第七艦隊を初めとする極東における軍事力が優位を保つて、そういう状態は脅威ではない、これが逆転したときには脅威だ、そしてそれに近づきつあるので脅威が増加している、こういう判断になるわけです。この私の理解が間違いであれば訂正していただきたいんですが、これはどうですか。

○國務大臣(大村義治君) お答えいたします。

ただいま片岡先生が引用されましたとおり、七〇年代に入つてからのソ連の一貫した軍事力の増強、また相当部分が極東に配置されて、質量ともに著しく改善されたということは事実でござります。また、アフガニスタンへのソ連の軍事介入以

降は東西対立の様相が深くなつてゐるということも客観的事実でございます。そういう一連の増強を踏まえまして、私どもは我が国に対する潜在的脅威は増大していると受けとめているわけでござります。

しかしながら、このソ連の著しい増強によりまして米ソの軍事力の格差というものが非常に狭まつてきているわけでございます。またアフガン以降の米ソ間の信頼関係も失われかけているという状態もあるわけでございますが、米ソ関係が現在後退しているとは言え、関係改善の努力も行われおり、いわゆるデタントが崩壊してしまったとは言えず、また米ソ間の核相互抑止を中心とする現在の軍事構造により、東西間の核戦争及びそれを至るような大規模な衝突は現在では抑止されていると考えられることなどから、現在わが国に對する差し迫った侵略の脅威が生ずるような情勢に変化しているとは考へていないうえでござります。

いずれにいたしましても、このようないかがみまして、防衛庁といたしましては、勢にかんがみまして、防衛庁といつては、必ずから節度ある質の高い防衛力を速やかに整備することに努力する必要があると考えておる次第でございます。

○片岡勝治君 ちょっとピントが外れているお答えなんですがね。

つまり、脅威の環境というものは、やっぱり言えばソ連の軍事力が強大になつた、アメリカを含めて日本の防衛力といいますか、アメリカの軍事力が低下をしてきた、つまりそのことが脅威の一つの重要な、主体的なファクターだと思うんですよ、あなた方のおっしゃる。だとすれば、この極東におけるアメリカの軍事力、日本の防衛力も含めたアメリカの軍事力が絶えずソ連よりも上回つていいなければ脅威があるんだということになるわけですね。そうですね。そうでしょう、あなた方の論理でいえば、もちろんほかの要素もあると思いますよ。ほかの要素もあると思いますけれども、この防衛白書に貢かれている思想というものは、考えとい

うものはそういうものだと思うんですよ。そういたしますと、これは容易ならざる認識である、つまりアメリカの軍事力といいうものの低下――これは相対的な低下だと思うんですね。絶対的な力は別に減つていて、ということじゃありませんけれども、ソ連と対したときに、その軍事力の能力というものの向上をする、そういう力が若干弱まつてしまつて、私どもは我が国に対する潜在的脅威は増大していると受けとめているわけでござります。

しかしながら、このソ連の著しい増強によりまして米ソの軍事力の格差というものが非常に狭まつてきているわけでございます。またアフガン以降の米ソ間の信頼関係も失われかけているといふふうに判断いたしておるわけでござります。脅威が頭在化しているとは申しておられません。脅威が潜在化している、この客観的事実を無視するわけにはいかないということを示す例示をいたしました。

そこで、率直にお伺いいたしますけれども、しかばこうした大臣のお答えになつた状況が日本にとって脅威だと。じきその脅威をなくすために何をやるか、それが低下をしてきた、これが脅威だ、

は一体どうしたらしいのか。つまり、大臣の今までのお答え、そのほかいろいろ言つておりますけれども、つまり極東におけるソ連の軍事力が次第に増大し優位になつてきた、逆にアメリカの方、これは日本の防衛力を含めていいと思うのですが、これが低下をしてきた、これが脅威だ、

こういう認定ですね、軍事力からすれば、そうすると、これが逆転しているときにはその脅威はない、つまりアメリカの第七艦隊を初めとする極東における軍事力が優位を保つて、そういう状態は脅威ではない、これが逆転したときには脅威だ、そしてそれに近づきつあるので脅威が増加している、こういう判断になるわけです。この私の理解が間違いであれば訂正していただきたいんですが、これはどうですか。

○國務大臣(大村義治君) お答え申上します。

かねて申し上げておりますとおり、脅威と言ふ場合には二つの事柄があるわけでございます。一つは軍事能力という点でございまして、もう一つは意図でございますが、それだけでは脅威の頭在化といふふうにならないわけでございまして、他にかんがみまして、防衛庁といつては、必ずから節度ある質の高い防衛力を速やかに整備することに努力する必要があると考えておる次第でござります。

○片岡勝治君 ちょっとピントが外れているお答えなんですがね。

つまり、脅威の環境というものは、やっぱり言えばソ連の軍事力が強大になつた、アメリカを含めて日本の防衛力といいますか、アメリカの軍事力が低下をしてきた、つまりそのことが脅威の一つの重要な、主体的なファクターだと思うんですよ、あなた方のおっしゃる。だとすれば、この極東におけるアメリカの軍事力、日本の防衛力も含めたアメリカの軍事力が絶えずソ連よりも上回つていいなければ脅威があるんだということになるわけですね。そうですね。そうでしょう、あなた方の論理でいえば、もちろんほかの要素もあると思いますよ。ほかの要素もあると思いますけれども、この防衛白書に貢かれている思想というものは、考えとい

派遣されているアメリカの第七艦隊を中心とした
アメリカの軍事力と日本の防衛力、これが絶えず
ソ連よりも上回っていなければならぬということと
になるわけですよね、絶えず。そうでしょう。そ
れがだんだんいまこの力が均衡してきた、やがて
逆転するかもしない、それが潜在的脅威なんだ
と、こういう認識ですから、そういうふうに理解
していいわけでしょう、その軍事の面からされ
ば。

は、日米安保条約が結ばれてから現実に立つてアメリカと日本を回っていなければこの脅威のことになるわけでしょう。じゃないと言うんだつたら、何といいますか、この脅威がなくなるわけですよ。そしたらなければ先へ進みますよ。

長官と方南局長が申し
旨意ならしめぬために上
にいるから、そういうう
まくならないという
裏返せば、それはそう
り、これはあなたの脅威
の定理というものはおか
うでしょう。もし異議が

し、そうなるまではこれはもう平和と安全は維持されざるだ。あるいはそうなつた場合につきましては、やはり國際的にもまだ決まつた考えはございません。ということは、要するにソ連とアメリカの力がここまで接近したということは見通しがつきがたい危機的な状況に入つてゐることだけは申し上げられると存じます。

た。それを否定しないですよね。やっぱり自主防衛というか、防衛努力というものをやつていかなきゃならぬということになる。

しかし私は、今後アメリカも国際社会の中でもいろんな問題を抱え、国内にも問題を抱えている。ソ連も同じだと思いませんけれども、そういうアメリカの置かれた環境の中で、ソ連と極東においては力の政策を進めていくことは容易ならざることはだろうと思う。また日本の防衛努力、まあこ

○政府委員(塙田重吉) 先ほどからお答えを申し上げておりますように、潜在的脅威というものは軍事的能力に着目して、それが侵略し得る能力というものを着目をして潜在的脅威と申し上げておりますが、それに対しては、いま先生おっしゃいますのは、アメリカを含めた日本の防

（西原委員長）貴重な御質問をありがとうございます。お答え申し上げておりますのは潜在的脅威の増大でございまして、それで、ソ連の軍事力の増強というものは、ソ連の軍事力が大きくなるということは、潜在的脅威が増大してきたということでございます。

それを増加している。そういう認識なんですね。だから、そういうソ連の動向に対し、潜伏的脅威からわれわれが逃れる道は一体何かといふことが、この日本の安全を確保する道だと思うんですね。それはみんなで考えていいかなぎやですよ。

れもいろいろ今日まで蓄積されておりますけれども、ソ連と日本とを比べた場合に、これは防衛庁も認識しているとおり、その力の差というものはある年々開いていくわけですよ、残念ながら。あなた方が努力をして少しでもつける、実際はそうで一

術体制の方が常に軍事力において上回っておる状態でないと、何といいますか、潜在的脅威というのはいつまでもなくならないという趣旨のお尋ねでございますが、軍事力の面が一つの大きな要素であることは間違いないませんけれども、軍事力以外の面も総合的にやつぱり考えまして、侵略し得る能力というものは、単に師団の数でありますとか、あるいは軍艦の数でありますとか、そういうものだけでは私はないんじやないかと思います。ただ、先生のおっしゃいますように、軍事能力が一つの大きな判断の要素であることは、これも間違いないというふうに思います。

○片岡勝治君 だから、増大してきたものが潜在的脅威になつてゐるんだから、その脅威から逃れるためにはという言葉を使いましょか、それに対応した軍事力を日本が持たなければいかぬということになるわけでしょう。そういうことじやないんですか。

○政府委員(岡崎久彦君) 先生の御質問は確かに非常な本質を突いた御質問かと存じまして、脅威という言葉をお使いになりますのですから、われわれその脅威というものに非常に厳しい定義を持つておりますのでこういうことになるんでござりますけれども、結局基本は、われわれはこれ自由諸国の一員でございまして、またその将来起こり得べき戦争というものを考えた場合は、自由諸

長い。しかし、それを考えていく場合に、防衛長官や防衛庁のおっしゃるとおり軍事力の増大だけでは潜伏的脅威を生み出しているんだということであれば、これに対応した軍事力をわれわれが持たなければいかぬ、アメリカの軍事力が低下をしてくということであれば、日本の防衛力をソ連のは術力に近づけていかなきやならぬ、それによつて日本の安全を確保していくなきやならぬといふ、そういう理屈になるわけでしょう。

私はそうじやないと思うんですよ。つまり、連の軍事力の増大が潜在的脅威のある部分は確実につくり出しているけれども、それを克服する道はほかにあるんじやないかと、これは、前に久保さんは防衛局長をやられておりましたね、いつ

う。なんだんだんだん開いていく。
だから、私がここで申し上げたいのは、軍事力が絶えず優位になつてなければ潜在的脅威ないし、脅威を克服する道はないんだという、そういう略、そういう方針をもし日本がとるとすれば、これは容易ならざることだ、まさに世界の米ソの核戦略を含めた軍事拡大競争の一翼をわれわれ日本人が背負わなければならぬ、そういうことが果たして可能かどうかということを大変私は心配するのです。いまの防衛庁の防衛白書の思想からすると、何かそういう道に近づいていくような気がしてならない。これは私一人ではない、新聞論調等を見ましても、何で防衛だ軍事力だ、今日旗を振っているのか、もとと別な安全保障の道があるの

冒頭、私が大臣のこの潜在的脅威とは何かといふことの文章を読み上げたのは、そういうふうな、あなたのような答弁でちょっとはやうかされるという言葉は悪いんですけれども、つまりソ連の蓄積したグローバルな軍事力がどんどん上向いてきたと、そのことが潜在的脅威なんですよ、

国側というものはやはり東側からの奇襲攻撃というものを考えなきゃいけない。そうすると、緒戦においてある程度の損害を受けることも考えなきやいけない、そういうような考え方方に立つて従来東西のバランスというものは考えられておりまし
た。

それで、六〇年代の初期のころは確かにアメリカが圧倒的に強かったです。しかし、そのときにおきまして当時の趨勢からいってやがてソ連がやはり同じような力になるかも知れない。しか

の新聞に論評を出されました。つまり、端的にいえばいまの防衛庁の認識というものはちょっと問題があるというようなことで前の防衛局長がこの勢のどちら方にについて発言をしておりましたけれども、もし防衛庁の言うように、あるいは私がこれまでに摘するよう、ソ連の軍事力の増大が潜在的脅威を増加させていたる、それに対応してわれわれもまた大な岐路に立たされているから、西ヨーロッパ、提携して軍事力をもつとやらなきやいかぬというのがこの防衛白書の考え方なんですよ、一貫

題言
情威重とうりうれされ指

ではないかといふ論調が非常に強くなっているわけでありますけれども、そういう点についての認識というものの、私は防衛省もしっかりと持つてもらいたいと思うわけなんですね。

○國務大臣(大村義治君) 大切な御質問でござりますので、重ねてお答え申し上げます。

私は、わが国の防衛の基本的な態度は昭和三十二年に策定されました「国防の基本方針」にはつきりとわかれていると思うんでございます。

その第一は、平和外交の推進でございまして、

卷之三

軍備の管理あるいは低開発国への援助の増大等いろいろな面を含んでいると思うんでございます。第二は、民生の安定とみずから國を守る氣概を築き上げるという点でございます。第三が、國力国

り、第四が、日米安保条約の堅持とその効率的運営にある。この四つの事柄は、わが国の防衛を考える場合において絶えず念頭に置かなければならぬ重要な事柄であり、今日もまたその点は変わらずおらないと思うわけでございます。

けるソ連の軍事能力の状況に対しまして、対応する問題として何が考へられるかというお尋ねでございましたので、防衛庁として直接担当する本方針の第三項に基づいて、こういった情勢がんがみ、みずから節度ある質の高い防衛力やかに整備することが必要であると考えて、いうことを申し上げたわけでございます。

まり他国に對して軍事力が優位に立つていなくとも平和と安全を保障する道はあるんだと、もうでなければ、絶えずわれわれは、日本は軍備大にすべてを擧げてやつていかなければならぬと思うわけですね。そうじゃないんだと、軍事力優位に立つていなくても日本の安全、平和を守る道はあるんだと、そういう道を私たちむしる先して考えていかなければならぬだろうと、私

こう思うんですね。ところが、結婚してから、防衛白書を貫いている考え方方は必ずそれとも、安全を追求する道はあるんだと、こういう点は、もしもそういうことになつていなければ、どうぞね。

○國務大臣(大村義治君) お答えします。

るわけでございます。その一環として、自力による防衛力の必要最小限度の充実に努めなきゃならないということを私は申し上げておるわけでござります。

裏返すと、軍備というものは不必必要最大限に通ずるんですね。どこの国でもみんな言ってる必要がありますよ。要最小限度、ソ連でも言つていると思いますね、あの巨大な軍事力。アメリカにおいてもしかりであり、みんな必要最小限度の軍事力だと言つてい。る。ですから余り私はそういう言葉は現実の政

治、われわれの論議の中では科学的な言葉じやないと思うんです。そもそも軍事力というのは言うところの非対照性のものですよね。軍艦の数が多いからこっちの軍事力があるとか少ないとかいう判断というのは非常にむずかしい。あの巨大な軍事力を持ったアメリカが、まさにアメリカの軍事力からすれば九牛の一毛と言っちゃ大げさになるかもしらぬけれども、ベトナム戦争において敗退せざるを得なかつた。

そもそも軍事力というのは、そういう比較対照するの非常にむづかしい、単純になかなかいかぬわけでありまして、そういう点も念頭に置いて私たちとはこの防衛問題というものを考えていかなければならぬと思うのですが、そういう考え方からすれば、これはむしろ防衛庁のあるいは領域から外れるかもしれませんね。安全保障の道、つまり軍事力のみに頼るのでなくて、もっと

別な道を進むべきだ。こうして防衛廳としての防衛の領域でないかもしらぬけれども、少なくともこの防衛白書にはそうした領域についても私はこれから触れていくべきではないか。これは大いに読んでもらいたいどいう防衛廳の意図が、私が申し上げましたように軍事力のみが日本の平和と安全を保障するんだ、そういう思想で貫れておるとすれば、私は日本国民に対して日本の平和と安全、それを考えていく資料としては片手落ちにならないのではないか、そういう別の道をも探究しておるのではないか。

いく。そういう日本の今後の歩み方にについて政府がどういう資料を出しているかというと、これは皆無ですね、何にもない。

後はひとつそういう点について防衛庁の領域では
ないと思いますけれども、政府の一員として大臣
も十分お考えをいただきたい、このように考え
ますが、そういう点はどうでしょうか。

○國務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。

片岡先生御指摘のとおり、軍事力だけがわが国

「わが国防衛力の意義と性格」ということで、「防衛力を保持する意義」「国際政治における意味」「憲法第九条」「非核三原則」「文民統制」等項目を設けてそれぞれの点を説明しておるわけでござりますと、年の防衛白書の七八八ページごらん願いますと、防衛白書の中にはそういったことがうたわれてないというふうなお話をございますが、たとえば本日の防衛白書の唯一の条件ではないことは申すまでもないところでござります。また先生、いままでもしないところでござります。

して、軍事力優先とかあるいはわが国が単独で防衛をするとか、そういうことは決して言ってないわけでございます。念のため申し上げます。
○片岡勝治君 全然触れてないとは言つておりますせん。そういう点についてもひと大胆に、誤りなない判断を国民に与えるために、防衛白書だけでは無理ならば、そういう点についてひとつ国民にわれわれの考えを出すように努力をしてもらいたい、

次に、今度設置法の改正で人員をふやしますね。この問題について一、三お伺いをしたいと思います。
まず、現状の定数の充足率、これは白書にありますね。

○片岡勝治君　これはすべてひらくのであります。これはもう白書に載っていますけれども、幹部、准尉、曹、士含めていまの充足率であります。これを見ますと、陸上自衛隊の充足率が八六%、これは非常に悪いですね。特にその中で士、

必要だと言つても七十人しか応募していないんで
すよ、ないわけですね。今度は海上と航空だけで
すから、この分野については多少充足率がいいわ
けでありますけれども、これは自信があるんです
か、今度の定数増について。

ましては、ただいま、十人募集するのに七人しか応募しないのではないかという御懸念でございますが……

おむね二万名程度を採用いたしておりますが、これに対してもほぼ二倍の応募者を確保できる状態でございます。御指摘のように、若年労働者に対する需要が高まっておりますので、決して募集環境は楽だとは申せませんが、諸般の努力によりまして所要の目的の募集は今日まで達成をいたしております。その意味で募集の自信はございます。

うものがむずかしくなるだろう。それは、高齢化社会に入っていく、若年労働者が非常に少なくなつたからだ。これがからだをもつて社会の二の裏側へ寄りは旗ばかり振つて自分は自衛隊に行かない。しかし昔の軍隊、いまは自衛隊ですけれども、どうしても若年の自衛官というものを性格上必要とする、お年寄りにはなかなかできない、年寄りは旗ばかり振つて自分は自衛隊に行かない。そういうことですけれども、そういう点でますます苦しくなる。しかもだんだん高度の技術を必要としてくる、しかし自衛官は逼迫をしてくる。こ

いう状態が現にあるものですから、そろそろ徵兵制にしなければなんという言葉が私は出てくると思うんです。

それから、実際に自衛官になつて四年ですか、任期といいますか。その間ずっとやめていきましたね。満期——満期という言葉はいま使つているんですね。いま何と言つておるかわかりませんが、通称満期四年ですか、四年勤めるのは大体何%ぐらいですか、土です。

○政府委員(佐々淳行君) 任期制隊員につきましては二年一任期でございますが、なるべく一任期でやめないように魅力化対策等を行いまして二任期、三任期まで勤めていたくよう努力をしておるところでございます。しかしながら、一任期二年を終えたところでおおむね三分の一弱程度がやめています。

○片岡勝治君 そういう傾向は今後ますます私は強くなると思いますよ。これから日本経済はどう

発展するかいろいろ不透明なこともありますけれども一般的に言えば社会のいろんな条件というものは洋の東西を問わず段々向上していくのが通常ですから、そういう点からすれば自衛官の充足率といふものはなかなかむずかしくなる、こういうことを私は指摘しておきたいと思うわけであります。

風の便りに聞くと、最近自衛隊の中ににおいて大分昔の軍隊の風潮が芽生えてきたということをちょく耳にするわけです。具体的に申し上げるならば、私的制裁、昔軍隊では朝から晩まで私どもなんですか。そういう私的制裁あるいは私的制裁的な問題によつて問題がどの程度発生をしているのか、統計があればということだけれども、そんなものはないと思うのですが、その状況をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(佐々淳行君) 突然のお尋ねでござりますのでちょっと具体的な数字を持ち合わせてお

りませんけれども、現在の自衛隊の中における勤務規律の保持あるいは教育訓練の課程におきま

ては、旧軍とは異なりまして、そのような私的制

裁は許さない、こういう強い指導方針でやつてお

ります。したがいまして、御指摘のような事件が皆無であるとは申し上げられませんけれども、旧

軍隊のそういう風潮が復活をして最近私的制裁が非常に横行しておるというような事実はございません。

○片岡勝治君 昔の軍隊も、私的制裁は厳罰に処すということになつてゐるんですよ。しかし現実には、経験のある方もこの席におりますけれども、そういうことは全くなかつたんですね。現実にはそういうことがかなりあるんじゃないですか、なかなか表に出ませんけれども。

これは、ある少年兵の作文です。「夜の点呼終了後はまた間げいこです。朝と違うのは室内で行う

ということです。空挺とびや、腕立て伏せなどフ

ラフリになるまでやりますが、時にはこの時間に

上級生が集団でしごきに来ることがあります。ま

たその時は大変です。居室が台風のあとみたいに

荒されます。ベッドはひっくり返るし、せっかく

みがいた靴は水の中につけられるし、棚の上に並

べている道具は全部床に落されます。それを消灯

五分ぐらいい前から片づけにかかるのですが、なん

でこんな事をするのだろうかといつて怒りが瞬間

が起つります」、こういうことです。もちろん全部こんな

けれども、とかく集団生活の中にはこういうこと

が起こりがちなんですよ。そういう環境、そもそも

そういう環境があるんですね。

私も寄宿舎で生活をして、学生時代だけれども

同じようなことがあった。それがいわゆる軍隊の

中、自衛隊の中では一種異様な雰囲気ですかね、なるべく、朝から晩でこき使は、言葉はおか

しいんでありますけれども、とことん訓練をしてお

るわけです。

それから関連いたしまして、横須賀に第一母港

は。ですから一種異様な環境にある。こういうこ

とが公然行われて、それがあえて問題にならな

いというようなことがありますから、それから、

私の心配が、なければ幸いりますけれども、

須賀における第一の母港化の問題でございます

が、国会においても何回かお尋ねございました

が、現在のところアメリカ側から具体的にどこの

港に空母を置いてそれを母港化するという話は全

くございません。私たち、国会における議論を

踏まえまして、ことしの三月十四日に国防総省が

行われますね。相当これは大規模に、五十五年度

から五十九年度にわたつてP-3Cが購入をし、配

置されるわけですが、これは今日の対潜哨

戒機としてはピカ一といいますか、世界でトップ

クラスの性能を持つたものと伝えられておりま

す。これはどういう計画で、どういう基地に配置

をされていくのかもし計画がてきておればお知

らせをいただきたいと思います。

○政府委員(塩田章君) P-3Cにつきましては、全部で四十五機購入する計画を持っておるわけでございますが、そのうち五十六年度、五十七年度に取得いたします八機につきましては、主として

教育訓練のために厚木基地に配備をいたしたいと

思つておりますが、残りの全体の配備計画につい

ては現在まだ具体的なものを持つておりません。

○片岡勝治君 先ほど、アメリカの飛行機が墜落

をした事故について質問をいたしました。そのと

きの答弁の中に、過密地帯はなるべく高度を高く

するとかいろいろなことで配慮をしているというよ

うなお話がありましたけれども、教育訓練の場と

して厚木を選ぶということは非常に問題ですね。

これは、ほかならないといつてじやありません

よ。御承知のように厚木というのは、まさに過密

神奈川県の中心ですよ、ど真ん中ですよ。そうい

うところをこの新しい飛行機の教育訓練の場にす

るということについては、これは関係市町村、神

奈川県挙げて反対をしているということをしかと

耳にして善処をお願いをしたい、このように考へ

るわけです。

それから関連いたしまして、横須賀に第一母港

とがあるのかないのか。

○政府委員(達屋新一郎君) ただいまお尋ねの横

須賀における第一の母港化の問題でございます

が、国会においても何回かお尋ねございました

が、現在のところアメリカ側から具体的にどこの

港に空母を置いてそれを母港化するという話は全

くございません。私たち、国会における議論を

踏まえまして、ことしの三月十四日に国防総省が

行われますね。相当これは大規模に、五十五年度

から五十九年度にわたつてP-3Cが購入をし、配

置されるわけですが、これは今日の対潜哨

戒機としてはピカ一といいますか、世界でトップ

クラスの性能を持つたものと伝えられておりま

す。これはどういう計画で、どういう基地に配置

をされていくのかもし計画がてきておればお知

らせをいただきたいと思います。

○片岡勝治君 時間が参りましたので、最後にお願いいたしますけれども、日本の経済状況からの関係もありますけれども、最近再び武器輸出とい

う声が経済界から上がっております。これまでわ

が国は武器の輸出は全面的にまかりならぬ、こう

いうようなことで来たわけでありまして、私はそ

の政策は実にりっぱだと思つてあります。い

ま不幸にしてイラン・イラク戦争が行われております

が、仮に日本の武器輸出が行われていたとす

ます。仮に日本が武器輸出が行つてあるいは双方戦争をし

ていたかも知れない。これは全く仮定の話であり

ますけれども、そういう悲劇が行つておる

ます。仮に日本が武器輸出が行つておる

いと思うわけであります。

○説明員(竹内征司君) ただいま先生御指摘のとおり、私ども、武器輸出に関しましては国際紛争を助長することを避けねばならない、こういう政策判断のもとに、従来からいわゆる武器輸出三原則というのを設定いたしました。また、これに加えまして、五十一年の二月に武器輸出についての政府の方針を衆議院の予算委員会において表明したわけでございますが、これらの原則及び方針に基づきまして、武器輸出につきましてはきわめて慎重に対処してきておるところでございますし、今後におきましても同様に対処していく所存でございます。

○片岡勝治君 日本の経済力が非常に高いということ自体は決して非難されるべき問題ではありませんけれども、その経済力を駆使して、怒濤のような輸出、そのことに国際的にもいろいろ非難があるわけでありまして、もしそれに加えて兵器輸出等が行われるとすれば、これはこれまでの日本への評価を一朝にして崩すことになると思いまして、日本の武器を使われて戦争が行われるということになりますれば、これは私たちの気持ちと全く相反する事態であります。今後ともこの武器輸出については、ひとつこれまでの方針を堅持され、いやしくも死の商人という名をもらわないことを心からお願いをしておきたいと思います。外務省の方お呼びしたんですが、大変失礼いたしました。

一回、軍縮について、軍縮に対する政府のこれまでの対応、今後の方針、これについてもう少し細かくお尋ねをしたかったんですが、時間がなくなりましたので、総括的にでも結構的な考え方を。

○政府委員(賀陽治憲君) わが国は、非核保有国としての独自の立場から軍縮問題に貢献する立場にございます。具体的には、ジュネーブの軍縮委員会、国連の関連委員会で各国と協力して、特に核軍縮を中心

にその推進に努めておるわけでございます。

また、単にその推進に努めることだけではなくして具体策を考えていくことで努力を基づきまして、武器輸出につきましてはきわめて慎重に対処してきておるところでございます。

が國が議長をやつておりますが、この任期はただいま終わりましたけれども、これまで議長国として努力をしてきました。こういった点で今後とも現実の国際関係の中でできることを着実に推進していくということで努力してまいる所存でございます。

○安武洋子君 私は、最初に中期業務見積もりについてお伺いをいたします。

鈴木総理大臣は十月の二十四日、この日に民社党の佐々木委員長と国会内で会談をなさっていらっしゃいます。この記事が「週刊民社」に載つてお

りましたので、私持つておきます。ここでは合意」という見出しで、この中で佐々木委員長が「防衛の理念を確立する必要がある。防衛力の整備とは、脅威に対する抑止力を作り出すことだと

思ふ。従つて、基礎的防衛力の整備に余りこだわるのはどうか。また、中期業務見積りに権威を与える必要がある。そのため、国防会議の付議事項にすべきである」と要求した。こうなつておりま

す。そこで、その次に鈴木総理は「各方面から、いろんな論議も出ており、防衛庁だけが一人歩きすることはよくないと思っている。この見地から、次の五十六中業から国防会議に付議する」とを約束した。と、こう報道されてございます。

ささらに十一月の十四日、同じ「週刊民社」でござりますが、ここでいまの防衛三法に賛成する態度をとった理由と、四点挙げてございますが、その中

首会談で防衛三法のベースになっている中期業務見積りが、国防会議に付議されることが確認されたことである。特に、鈴木首相自身が、そのことを確約されたことによつて中期業務見積りが、シ

アトラン・コントロール下に置かれることになつた点である」と、こういうふうに報道されてございます。

そこで、お伺いいたしましたが、このことは防衛庁長官も御存じだろうと思ひます。この記事の伝えております内容、これは間違いございませんでしようか。そして、鈴木総理大臣はどのようなお約束をなさつたのでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(大村義治君) 中期業務見積もりについてのお尋ねでございますが、さきの衆議院安全保障特別委員会の席上、私に対しまして次のようにお答えいただきました。すなわち、次の五六中業の作成に当たつて国防会議の議題にするよう努力をいたしましたので、私持つておきます。この中で中期業務見積もりについてお伺いをいたします。

十一月七日付でございますが、「防衛問題の原則で合意」という見出しで、この中で佐々木委員長が「防衛の理念を確立する必要がある。防衛力の整備とは、脅威に対する抑止力を作り出すことだと

思ふ。従つて、基礎的防衛力の整備に余りこだわるのはどうか。また、中期業務見積りに権威を与える必要がある。そのため、国防会議の付議事項にすべきである」と要求した。こうなつておりま

す。そこで、その次に鈴木総理は「各方面から、いろんな論議も出ており、防衛庁だけが一人歩きすることはよくないと思っている。この見地から、次の五十六中業から国防会議に付議する」とを約束した。と、こう報道されてござりますが、ここでいまの防衛三法に賛成する態度をとった理由と、四点挙げてございますが、その中

談が行われました際に、民社党の方から国防会議の付議事項とし、政府の計画として明確に位置づけるべきであるという提案がなされまして、それを確約されたことによつて中期業務見積りが、シ

アトラン・コントロール下に置かれることになつた点である」と、こういうふうに私は聞いておるわけでございました。

○安武洋子君 長官の国会答弁が先であつたといふことはわかりました。でも、これはお約束あつたということです。お返事があつたわけですか。そこで中期業務見積りが、シアトロン・コントロール下に置かれることになつた点である」と、こういうふうに私は聞いておるわけでございました。

○安武洋子君 では引き続いて、五十六年中業と五十三年中業は何年度から何年度になるんでしょうか。五十九年は一体何年度から何年度になるんでしょう。そこで中期業務見積りが、シアトロン・コントロール下に置かれることになつた点である」と、こういうふうに私は聞いておるわけでございました。

○政府委員(塩田章君) 五十五年度から五十九年何年度から何年度までですか。

○政府委員(塩田章君) 作成します年度の翌々年度までであります。

○政府委員(塩田章君) だから……。

○政府委員(塩田章君) 五九中業でございますと、六十一年度から六十五年度まででございます。

○安武洋子君 いま、六十五年度ですね。では、中期業務見積りといいますのは、中業について五六中業から国防会議に付議するなど、こういわゆることを約束なさいたということは間違いなわけです。もう一度確認いたします。

○国務大臣(大村義治君) この次の中期業務見積りを何らかの形で国防会議の議題とするふうに御答弁申し上げましたと同じようなお答えがあつたというふうに私は聞いておるわけでございました。

一両みんな買つてしまつてもいいことになるわけです。ここから五六中業が始まると、この購入台数というのは、いま四十両とか四十一両申し上げましたけれども、これはゼロでもいいわけです。ここは全然なくて、三百一両ここで全部買つてしまつということとは可能なわけです。ここから新しく始まりますから、この五百両、これはこの三年間で五百両を全部買つてしまつてもいいということになるわけです。そうすると、百両、百両、百両、百両、百両でなくて、この戦車というのは、これは百五十両、百五十両、百五十両というふうになつていてもいいわけですね。ここにわざか残つていても、ゼロになつていつても、また三年たつと抜本的にこういうふうな——抜本以下ではないとおつしやつた。新しくできるとおつしやつた。全く新しくできて、今度は五九中業が発足する。そうしたら今度五九中業で、ここにまた新しい購入目標を立てると、こういうことになるわけですね。これは間違いありません、うなずいてなさるからね。そうすると、これは大変なことではありませんか。五年間で三百一両だと言つていたわけです。これは三年間で三百一両でいいわけです。それから、これは五年間で新しく五百両なら五百両、これは五年間と見せかけているけれども、三年間で五百両買うことが可能じやありませんか。ですから、五十八年はわずかに四十両か四十一両しか買えなかつたものが、新しく五六中業が発足することによって、これは一挙に百五十両にも二百両にもなれると。そしてまた、五九中業が始まつた時点で、これはこの中で五年間を全部消化するわけですから、目標を。五年間というのも見せかけだけですよ、目標はね。それは三年間で消化さればいいわけです。そうすると、また新しい中業がぱつと始まる、ここでまた新しい数字で三年間で消化をしてしまう、こういうでたらめな仕組みなんですよね。彼らでも雪だるま式にこれふやしていけるじやありませんか、こういうやり方していたら。

五年というのではなく、これは目標だけのことと、見せかけだけのことで、三年でほとんど消化をしてしまう。そして、新しい中業を発足させて、新しい五年の目標をつくる。そうしてまた三年でそれを消化してしまう、そしてまた新しい中業を発足させる。これじゃ一体——こういうシステムになってしまいますでしよう。先ほどからうなづいていらっしゃるわけですから、これは、こういう方法を国民の目をごまかして導入されると、いうふうなことで、私は許しがたいことだと思う。だから、あなたたちはこれをシビリアンコントロールがかかるんだとかなんだとかとおっしゃるけれども、とんでもない。

長官いかがですか、こういう仕組みになつていいんですけれども、お認めになりますか。

○國務大臣(大村義治君) わざわざ図まで用意して御説明くださつて、まあその点はありがとうございました。

ただ、私どもこの問題、やはりこれだけ切り離して処理できるわけではございません。先生御指摘のように、毎年度の予算の査定もあるわけでございまして、国会の御審議もあるわけでございます。そういうふうに、それの手順を経て進められる問題でございまして、ちょっと先生が図に示されたように自由自在にいけるような性質のものではないというふうに考えておるわけでございます。

また、現在の中業は、五十一年に閣議決定、国防会議の決定になりました「防衛計画の大綱」に基づいて進めているわけでございまして、大綱の別表の線というのも守らなければいけない、そういう制約があるわけでございます。

また、七四戦車は現在のところ最も優秀な戦車でございますが、技術開発が進んでおりますので、それだけをただやせばいいということはどうか。将来におきましては検討を要する問題でありはしないか。いろいろな制約があるということを申し上げて、そういった点を国会にも十分御説明して進めていく。また五六中業から、国防会議におきまして憲議とされれば、また国防会議におきまして憲

重な御審議を願うと、いうことになると思ひますので、いろいろな制約と申しますか歯どめがありますので、御指摘のようなことはそう簡単に実現しないと私は考へておる次第でございます。

○安武洋子君　長官　御答弁になつていないので、私は、中業というのは、あなたたちの防衛庁の中業についてという文書で、こういうことですねということを確認いたしました。五年の目標を立てる。そして、年度ごとに見直しをする。固定的なものじやないと。そして、三年になつたら新しい、新しい中業が発足するんだと。ということは、私は、中業というのはいやおうなくどういう仕組みになると。こういう仕組みなんですよ、中業といふもののはと。中業である限りこの仕組みになるんですよ、何と言つたってね。それは戦車の数が、私は五百両とか架空の数字で言いましたけれども、しかしこれは三百一両、もし五三中業の三百一両の数字を全然動かさなくて五六中業でも三百一両になつたとしても、ここでは四十一両が四十両しか買えない。しかし、五六中業が発足すれば直ちにここで、来年度の概算要求しているように八十両が買えるんですよ。もつと買えるんですよ、数字が同じでも、いやおうなく。あなたたちがおっしゃつてある中期業務見積もりというのは、従来のような固定的な計画ではないと。こういうふうに動かしていく。これは仕組みなんですよ、中業の。こうなつているでしよう。どうですか。

○政府委員(塩田章君)　仕組みはいまお話をあつたとおりでございます。ですから、私どもは隠しているとかそういうことじやなくて、そのように御説明を申し上げておるわけであります。

いま戦車についておっしゃいましたわけですが、中業はもう言うまでもなく戦車だけではございませんで、いろいろなものを考えていかなければいけないわけですから、戦車についてだけ、いま先生がお話しのようになつて、五年間で何台という計画をしながら三年間でやつてしまつというようなことをすれば、それはほかの項目にたちまち響くわ

けでございます。
いま大臣からお答えいたしましたように、予算の査定も受け国会の御審議もいただきながら実現を図っていくわけでございます。また、その根っこに防衛計画の大綱の水準があるわけでございますから、そういう意味で先ほど大臣がお答えいたしましたようやつていくわけでございまして、いま先生の戦車についての図をお示しになってのお尋ねでございますけれども、そういう戦車だけについて言えばなるほど先生のおっしゃったような仕組みにはなっておりますけれども、そういうふうには動くものではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○安武洋子君 私は、仕組みを問題にしているんです。これは戦車であろうと飛行機であろうと何を当てはめても、中業の中の購入数量目標数である限りはこういうことになりますでしょう、仕組みなんだから。こういうシステムなんでしょう、中業というのは。あなたたちがそれを明らかにしているわけ。だから最初に私は、しぶといよりおっしゃるけれども、戦車だけではないとかなんとかおっしゃって、国会の審議も云々とかおっしゃるけれども、中業というのはこういう仕組みであるといふことはお認めになつた、いま。だから私はけしからぬと言つてゐるわけです。こういう中業といふのは、五年間、見せかけですよ、この数字は。それを三年で抜本的に改める。こういうことにすると、級数的に幾らでも軍備を増大していく。雪だるま式にふやしていくんじゃないですか。ここを私は問題にしているわけです。

こういうものを結局国防会議にかけるとおつしやる。ここに大きな問題がある、この仕組みね。国民を欺くものですよ。五年間の目標を立ててみせておきながら三年で新しい中業を発足させる、そして雪だるま式に幾らでも数量がふやせる。こういう仕組みをつくって、そしてこれを国防会議に付議したらシビリアンコントロール、これがで

総合的に勘案し、いま大綱を見直すことは考えて
す。

いない。こう御答弁をなさつていらっしゃいます。この御答弁の中身についてお伺いいたしますが、鈴木総理はいま大綱を見直すことは考えていないとおっしゃっている。「いま」という言葉を使つていらっしゃいます。この「いま」とは一体いつまでを指すんでしょうか。お伺いいたしま

○政府委員(塙田章君) 私が別の委員会の席でお答えをしたことがあるわけですが、防衛計画の大綱につきましては、総理も防衛庁長官もいま見直しするつもりはないということを申し上げております。将来見直すことがあるとすれば三つの条件といふ件といいますか、それを判断して見直すかどうかを検討することになるであろうということを申し上げたことがあります。その三つの条件といふのは、国際情勢——日本をめぐる国際情勢に対する一つの判断、あるいはまた第二は国内諸情勢の動向。それから第三には、今後におきますところの防衛計画の大綱に対します私どもの防衛力整備の達成状況、そういうなことが勘案されて見直すときが来るかもしれないということを申し上げました。

○安武洋子君 この御答弁は、五六中葉はこれからつくるが、それをもつてても大綱の水準を達成できるかどうか疑問だと、こうおっしゃつていらるわけです。

その時期は具体的にいつごろと考えておるのかといふお尋ねであるとすれば、いま時点でそれがいつごろになるであろうということを申し上げられるような状況ではございません。

長官にお伺いいたしました。それで、五六中業はこれからつくらんんだけど、それをもつてしても大綱の水準を達成できるかどうか疑問だとおっしゃるなら、五六中業というのは、これは六十三年度までですね。そうすると——ちょっとまだ私質問中……

○國務大臣(大村義治君) ちょっとと違うんですけど、六十三年じゃありません。六十一年までですよ。

す

度の初め、この前後ぐらいまでは幾らやつても大綱の水準は達成できないかもわからないとおっしゃっているなら、ここまででは大綱の見直しはしないと断言なさいますか。

述べになつてゐるわけでございますので、五六中業を實際やつてみないとその点ははつきりしないわけでござりますが、いずれにいたしましても、私ども五三中業が実現いたしましても防衛計画の大綱の線には達しないということは、もうこれは

すでに五三中業が策定になっておりますから、これは明確に言えるわけでございます。次の五六中業で、達しない分がどの程度充足されるか、これは五六中業をやってみなければわからないわけでござりますので、総理大臣としては、財政状況も

あるのでなかなかむずかしいではないだろうか
ということをお述べになつたんではないかと、私は
そういうふうに考えております。

言っているんですよ。やつてみなければわからぬいと、はつきりしないというものがなぜ歯どめになります。私は、この防衛計画の大綱の範囲内でこれが歯どめになるんだとおっしゃるなら、総理の方で五六中業でもつとしても大綱の水準を達成できるかどうか疑問なんだとおっしゃる。すると、五六中業の終わるのは六十二年度だから、六十二年度末まで、大綱をこの前後までは変

えないと言わなければこそこの件はかかります。し

かし五六中業やつてみぬとわからぬと。やつてみぬとわからぬとは何事なんですか。こんなものでどうして梓になります。今度は大綱もまた変えると、限額なくこういうふうにこまかしていくといふことになるじゃないですか。この矛盾はどう処理されます。

は、「国防の基本方針」「防衛計画の大綱」に従つて、毎年度の防衛予算のあるも決めているわけでございまして、その都度慎重に検討して事を運んでい

るわけでございます。
また、お尋ねの五十六年中業がどのような姿で
決まりますか、その点もこれから作業にかかるわ
けでございます。できましたものが防衛計画の大
綱とどうなるか、もちろん絆理のお見通しのお

り、大綱の線内であれば大綱は変える必要はないわけであります。もし、しかしそうではない場合が出れば、大綱は防衛庁が勝手に決める問題ではございませんので、また国防会議なり閣議なり、そういういた点に詰らなければいけないわけで

ござりますし、また国会にも報告して御審議を願わなきやいかぬ、そういう大切なものでございまして、防衛庁だけで勝手に左右できるものではない、そういう意味で、私どもは慎重に取り組んでまいりたいと考える次第でございます。

○安武洋子君 だから、大綱の限度内でやるんだから、私が先ほど申し上げましたようなローリングシステムでもそうはならないんだと、ふくれ上がつていいかない、こうおっしゃつたけれども、その矛盾がはつきり出てきたじゃありませんか。大

網を五六中業終わるまでは見えないと断言なさる
なら別です。やつてみぬとわからぬとおつしや
る。だから私はおかしいと。こんなものでどうう
てシビリアンコントロールがやれるということに
なるんですか。私はいまの長官の御答弁という
といふうなことで、この問題も保留させていた
だきたい。

そして、私は再度お伺いいたしますけれども、

先ほどまだ御答弁もらつてないんですよ。政府決定というのは、私が承知しているこの範囲では、何をどれぐらいいつまでにというふうに決定するものだと。国防会議の議題に付議してしていくと言いますがれども、先ほどのようなローリングシステムで数字の動くもの、ああいう仕組みのもので数字が動いて、へへ。毎日のように毎年くるくる

変わる。こんなようなものをどうして国防会議で決定するんですか。そして、国防会議にかけるからこそシビリアンコントロールができるからとい

うふうなことで、この日曜日のテレビ討論会の中でも民社党的代表の方も、これで防衛三法の賛成に踏み切ったんだと言っておられるけれども、こんなことで防衛大綱の枠も全然かかっていない。国防會議でもこんなもの決定できませんよ。私た

ちは何も防衛大綱を認めるものじゃありませんけれども、この枠もぐさぐさとやってみなければわからぬとおっしゃる。

それから、国防会議にこういうものはなじまないじゃないですか、決定ということには、決定で

きないものをどう決定するんだと。決定になじまないものを決定すると、こうおっしゃる。これはおかしいです。

うことでございますが、決定にならないとは言えないんではないかと。そういう防衛庁の毎年の予算要求の参考資料としての中期業務見積もりを、防衛庁ができた段階で国防会議にかけるわけですから、それをかけまして決定をしていただく

ということはどうしてないまいか、私には逆によくわかりません。

それからもう一つ、先ほどから申し上げておりますのは、決定をしていただくとはまだ決まっていないということを申し上げております。決定していくだくことになつても、私はなじむと思いまつたのもしかし、決定をしていただくことになつたとは申し上げていないんです。何らかの形

で国防会議の議題とするよう努めてまいります

ので、毎年度限りというわけには済まされない面

するという基本的な考え方でやつてあります」、

う意味も当然その中に含まれております。

○安武洋子君 あなたはいま、中業ができたら何をどうぞお仕事にあたるといふことを先ほどから何回も申し上げておるだけであります。

が多い。何らかの継続性が必要であるということとで、現在の中業は防衛庁限りのものとしていま進められているわけでございます。それに基づいて

こうおっしゃっておられます。この御答弁はいかにも変わりませんね。

いまの配付されました榊先生との質疑応答はちよつといま正確に覚えておりませんが、日本の海空の強化問題、対潜空軍力の強化の計画について

防会議にかけるんだと、こうおっしゃった。なほ
違うんですか。中業が出たら国防会議で見てもら
うんだと、こうおっしゃつた。そうすると、この
中業自体が五年でしょう、一番最初は。五年の數
字を出したところでそれはまやかしじゃありますせ
んか。五年の数字は三年で変わるじやありません

毎年度概算要求を出し、内閣の予算編成のスクリーンを経て毎年度の防衛予算が決定している。それをまた国会で御審議を願うということは先生よく御承知のとおりでございまして、まあそういう仕組みについて、次の中業から国防会議の議題とすることを現在検討しているということをご存

○安武洋子君 それでは、私ここに「日米防衛協力のための指針」——ガイドラインです。これを持ってきております。

云々と、こういうことからのお尋ねであったよう
に思いますけれども、私はガイドラインのこの規
定を、何といいますか、当然頭に置いてお答え
をしたわけでございますが、正確に言葉どおり申
し上げなかつたことは事実でござりますけれど
も、その言つておりますところは、「日本は日本

か。そんなものを国防会議で出して、了解が得られないから、お墨つきがついたからと言つて、こういふ、なき動く数字を国防会議でお墨つきを出します。ですか。国民をだますようなこういふ仕組みをなぜ国防会議で決定しようとするんですか。おかげで、いじやありませんか。

私は申し上げますけど、長官、先ほどからの論議でおわかりのようすに、中業というものは五年の数

いまして、そういうた続性のある計画は私は依然として必要ではないかと。ただ、これを、シリアン・コントロールをより充実するために国防会議との関係を考えていくという必要は生じてゐると思うんですございます。そういう意味で、私どもは、中業自身をやめると言われましても、そのとおりでございますという御答弁はいたしかねるわけでございます。

○ 政府委員(塙田章君) 私は食い違いはないとの用
うんですけれども、と申しますのは、いまの御指
摘のガイドラインの方でございますが、「海上に
敵艦及び米海軍は、周辺海域の防衛のための海軍
戦を共同して実施する。」、こうなつております。
御答弁と食い違うのはどういうことなんですか。

の周辺の海域を守る作戦をやり、それを越えるものについては」、といふうに申しておるわけでござります。

字を出すけれども、これはあくまでも見せかけですよ。それを三年で急遽達成し、新しい中業を発足させていくという、こういふ仕組みですよ。そして、これは防衛計画の大綱の枠内にやるんだだとおっしゃるけれども、それもやつてみなければわからぬないと、見えないといふ断言は御答弁に出でてこないわけです。こういう私は、軍備大増強反対

○安武洋子君 私は、手続についてなどお伺いはいたしておりません。中業の基本的な性格そのものが軍備大増強の仕組みであると、だからこういうものはおやめになるべきだと、このことを強く要求いたします。

御答弁が私納得いきませんので、この問題保留したまま次の質問に移ります。

作戦及び海上交通の保護のための海上作戦を実施する。海上自衛隊は、日本の重要な通航路及び海峡の防備のための作戦並びに周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その作戦を主体となって実施する。米海軍部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃部隊の使用を伴うような作戦を実施する。また、海上自衛隊は、日本の重要な通航路及び海峡の防備のための作戦並びに周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その作戦を主体となって実施する。

○**安武洋子君** そんな日本語の解釈ありません。私はこまかしてもらつたら困ると思います。こういうあなたののような御答弁は、これは過去国會で大問題になつております。これは五十年六月十一日ですね。参議院の予算委員会です。この中で、過去に当時の坂田防衛廳長官があなたと同じようなお答えをなさつたというあなたことで、いよいよつづきまして、このうち二年もしくは三

次の質問で、塩田局長はこれをちよこぢらんいただきたいです。（安武洋子君資料を手渡す）私は、海域分担の問題についてお伺いをいたします。

含め、侵攻兵力を算出するための作戦を実施する。「と、こうなつておるわけでござります。これはガイドラインの中に書いてございまして、すばり御存じのとおりでござります。

府の訓令に従いまして五十三年に基礎ができることがあります。最初の中業が五十五年に発足しまして、いま進められているわけでございます。その中業の手続につきまして、最近の国会におきまして御

これは十一月の四日でございます。衆議院の内閣委員会で、私ども共産党の榎委員に対しまして塩田局長は、そこにいまお渡しいたしましたように、日本の海上自衛隊及び航空自衛隊の考え方など

私のこの答弁の方はといいますと、「海上自衛隊について言えば、日本は日本の周辺の海域を主とする作戦をやり、それに対して、それを越えるものについては」というのは、その「越える」といふ

っていらっしゃるわけです。ですから、いま局長お答えになりましたけれども、大変苦しいお答えで、じや第一項目の私が申し上げたところだけではどうなるのか、この御答弁いただきたいです。

論議が出来まして、次の中業から何らかの形で国防会議の議題にするよう検討するということで、やり方について防衛庁としましては検討中でございます。

防衛力の整備につきましては、先生よく御承知のとおり、相当長期間を要するものでござります。

これは十一月の四日でござります。衆議院の内閣委員会で、私ども共産党の榎委員に対しまして塙田局長は、そこにいまお渡しいたしましたように、日本の海上自衛隊及び航空自衛隊の考え方などにつきまして榎委員が質問申し上げているんでですが、自衛隊の海空強化はアメリカ軍の軍事力を補完するものでないかというふうな論戦の中でござります。「海上自衛隊について言えば、日本は日本の周辺の海域を守る作戦をやり、それに対して、それを越えるものについてはアメリカが分担

私のこの答弁の方はといいますと、「海上自衛隊について言え、日本は日本の周辺の海域を守る作戦をやり、それに対して、それを越えるものについては」、その「越える」という意味が、何といいますか、地域的な意味ではございませんで、日本の海上自衛隊の持つております機能、アメリカの海軍部隊の持つております機能、それをそれぞれ、何といいますか、一緒にまとめてやるわけでございますから、日本の海上自衛隊の持っていない機能、それを越えるものとい

つて、いらっしゃるわけです。ですから、いま局長お答えになりましたけれども、大変苦しいお答えで、じや第一項目の私が申し上げたところだけはどうなるのか、この御答弁いただきたいです。

それから二項目目ですね、これは機能分担。ですから、あなたが答弁なさつておられるのは、これははつきりと「日本は日本の周辺の海域を守る作戦をやり」と。そして「それを越えるものについてはアメリカが分担するという基本的な考え方方でやつておりますので」と。「やつておりますの

をやつてなさるんだと思いますよ。だから思わずその本音が出たと。ガイドラインさえ変えて、自衛隊が海域分担をする、こうしたことになりますと、いまの自衛隊、現在の五倍も六倍も軍備増強しなければならない、軍備を拡大していかなければならぬ。こういう、憲法上も安保条約上も違反するようなそのことに、あなたの答弁は足を踏み出したということに私はなると思います。これは、アメリカの方でも、アメリカ海軍がインド洋とかペルシャ湾で十分に行動できるよう保障するために西太平洋全域で自衛隊が海域分担をしてほしいというふうな要求を持つておられるわけです。私はここで申し上げますけれども、ガイドラインの研究をなさっていらっしゃる、いまもそういうふうにおっしゃいました。こういう間違い、誤解が出てきます。だから、ガイドラインの内容を国民にはつきりさせるべきだ。研究内容を国会に出していくだけます。

そういう面についててはこのガイドラインにございまして、米軍が主として行うということになるわけでございまして、先ほどお読みになりました原局長の答弁、まさにそのとおりだと私は思っておられます。少しも食い違つていないというふうに考えておるわけであります。

○安武洋子君 肝心のところを抜かしておられると、周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上作戦を共同して実施する。「こうなっているんですよ。あなたは、自衛隊の能力が及ばない、そこからはアメリカが分担するんだ、こういう御答弁です。貫して違います。ですから御答弁がないんですよ。私の聞いていること以外のことでお答えになつていて、だかなら、ガイドラインの研究内容をここで出していただきたい、公表していただきたい。資料提出願えますか。

○政府委員 塩田章君 その前に、また先ほどの問題でござりますけれども……

○安武洋子君 私の聞いていることに答えてください。私の聞いていることに——ちょっとと委員長、ちゃんとしてください。

○政府委員 塩田章君 海上交通の保護のための作戦といらうものを共同して実施するというのはその次の段階でございまして、前に、基本構想として先ほど私が申し上げたようなことがあります。そこで、それが陸上、海上、航空にさらに分けて、海上のところにいま先生のお読みになつたような文章がある、こういうことでござります。

それから、ガイドラインの研究の中身につきましては、事柄の性質上公表は差し控えさせていただきます。

○安武洋子君 質問者が質問していることに御答弁くださいね。

私は、幾らあなたがそうおっしゃつても、本音を出されたという以外の何物でもないと思ひますよ。いま、資料も出さないと、こうおっしゃる。私は依然として疑問解けません。この問題については、ですから私は保留いたします。そして次に

次は、米軍用の山王ホテル問題です。これは、米軍用の山王ホテルというのが裁判で和解になつて、五十五年の十二月二十六日までに移転しようと、こう計画してゐる問題ですけれども、これは私ども共産党的上田議員が再質問で申し上げております。で、この安立電気が米軍用の山王ホテルの代替施設として、山王ホテルと同じ機能を充足するような建物を建てる、それを防衛施設庁が借り受けて米軍に無償で提供する、こういうことを聞いているわけですから、具体的に聞きますが、建築費は一体幾らなんでしょうか。

○政府委員(森山武君) 建設費はまだはつきり出来たわけではありませんが、五十億ちょっとというの――五十四年のころ試算したものはそういう数字がござります。

○安武洋子君 貸資料は幾らですか。

○政府委員(森山武君) 御質問の意味がちょっとわからんといでございますが、私どもの考え方では、安立電気が自分の自己資金で代替施設を建築すると、その建築後に私ども防衛施設庁が安立電気から借りるということでございまして、まだ建設費その他のあれがはつきりしませんので、貸資料の出し方の考え方等は、会社とは話し合つておりますけれども、使用料についての話し合いというのは一切ございません。

○安武洋子君 作原防衛施設団取得第一課長さ

ですか、五十四年五月二十九日の参議院の建設委員会で、新しい代替施設は現在の山王ホテルと同じ機能を充足するよう米軍から注文があるので、米側からの調整を私どもがやつておりますと、御答弁なさつておられます。設計自体は安立電気がやつているけれども、米軍の注文については新しい建物についても防衛庁がいろいろと調整をやつておられる、これは間違いございませんね。○政府委員(森山武君) 設計ですね、どのような構造、どのような建物を建てるかという日米間の

交渉は防衛施設庁がやつてござります。

○安武洋子君 では、防衛庁と安立電気の間にどのような契約が交わされているわけですか。それは文書ですか、口頭ですか。

○政府委員(渡邊伊助君) 昭和五十三年の六月に、当時の防衛施設庁長官が安立電気の社長との間で口頭で、もし安立電気の方が代替施設を建設された場合にはそれを米軍用として拝借したいということを話し合ひをしております。

○安武洋子君 話し合ひをして、いるということは、契約は口頭であるということですね。

○政府委員(渡邊伊助君) 口頭でそういう話し合ひを行つております。

○安武洋子君 大体五十四年度で五十億ちょっとかかるらというふうなことですから、五十億から六十億もかかるような建築物だろうと思ひます。これを民間会社に建築させると、こういう行為が、国会の予算も経ていないわけです。予算書にありません。一防衛施設庁長官の口約束です。こういうことで行われるということは、こういう行政行為は私は国会を無視したものだと思ひます。財政法上にも問題があらうかと思ひます。こういうふうな行政行為を行つた法的根拠はどこにあるかということを内閣法制局長官にお伺いいたします。

○政府委員(渡邊伊助君) 先生何か誤解をされおられるのではないかと思いますが、五十億ないし六十億の予算をもつてとおつしゃいましたが、これは安立電気の資金をもつて建設をするわけでございまして、私どもはでき上がった建物を賃借料を払つて米側に提供するという手続を踏むわけでございまして、その賃料につきましては予算に計上して国会の御審議を得ることになつております。

○安武洋子君 私が聞いておりますのは、いま確認したように、山王ホテルと同じ機能を充足するよう米軍から注文があると、だから米側からの調整をやつしている、だから建築しているのは安立電気です。しかし、これは民間会社にこういう建

築をした暁には私どもはそれを借り受けましょうということでいろいろ注文をつけています。そういうことが一防衛施設庁長官の口約束で行われる。じゃ、これが不履行になつたときの責任はどうが負うんですか。

○政府委員(渡邊伊助君) 私どもは不履行になら

ないよう現在努力をいたしております。

○安武洋子君 不履行になつたらどうしますか。

○政府委員(渡邊伊助君) 不履行にならないよう

に努力をいたしております。

○安武洋子君 だから、なつたらどうするかとい

うことを聞いております。そういう努力で物事言

つてもらつたら困ります。厳密に言つてください。

というの、こういう五十億も六十億も安立

電気におけるかけさして建てさしてのやう

いいろの注文をつけて。その予算が国会になる

ほど賃料だけだとおっしゃるけれども、建つた

暁にはその予算を計上して、ちゃんとやらないと

いけないわけです。それが口約束で行われてい

て、約束が不履行になつた場合、だれがこの責任

をとるんだという重大な問題なんです。はつきり

してください。

○政府委員(渡邊伊助君) 不履行にならないよう

に努力をいたしておりますので、不履行になつた

場合は考へておりませんけれども、強いて

先生おっしゃるならば、不履行になつた際に検討

いたします。

○安武洋子君 これほど無責任な答弁があるでし

ょうか。不履行になつたときに考へると、不履行

にならないように努力するけれども、私はこんな答弁許されないと思います。委員長、よろしくお取り計らい願います。これでは質問できませ

ん。

○政府委員(渡邊伊助君) 口約束ということでおざいますが、安立電気の会社の側の方から、当厅がたまたま山王ホテルの代替施設について探しておるということを聞いて、安立側の方から申し出がございましたので、安立側の方の建設ができ上がつた場合には賃借をしようということで同社長

の同意を得ているものでございますので、私どもとしては不履行にならないよう現に努力をしておりますが、不履行になつた際の仮定の問題でございませんけれども、その際にはしかるべき善処したいと考えております。

○安武洋子君 同じことですよ、いま御答弁になつたのは、少し長いだけじゃないですか。私、こ

の答弁もう絶対に許せません。いまの御答弁納得できませんから、これも保留しますよ。こういう

賠償責任もとれないような建築のやり方というの

は、私は白紙撤回すべきだと思います。長官、いかがですか、こんな答弁許せますか。

○國務大臣(大村義治君) お答えいたします。

当ホテルの代替施設の問題につきましては、先

生もよく御存じだと思いますが、現在

の山王ホテルを米軍の用に供するため長い間提

供をしておつたわけでございますが、持ち主との

関係におきまして民事裁判が起つて、裁判

所の調停で代替をということで防衛庁が中に入つ

ていろいろ解説に努力していると、こういうこと

でござりますので、いま長官がお答えしましたよ

うなことでいま取り組んでいる、何とか円満な解

決ができるように努力しているわけでございます

ので、それができない場合のあれにつきましては

まだ具体的に考へてないというのは偽らざる状況

でござります。誠意を持ってこの問題の解決に取

り組んでおるということを御了承願いたいと思う

わけでございます。

○安武洋子君 その答弁だめなんですよ。行き先

はわからぬけれども、バスに乗つたらそのうち乗

つてゐるうちにわかるだらうというのと同じよう

いうやり方、建築の仕方はおやめなさいと、白紙

撤回すべきなんですよと、このことを強く申し上げ

ているわけです。いかがですか。

○國務大臣(大村義治君) 裁判所で調停のあれば

決定しておりますので、司法機関の決定も尊重し

なきやいけませんし、また具体的な問題の解決に

つきましては、いろいろな要件もございますの

で、そういうものを踏まえて円満な解決に一生懸命防衛施設庁が取り組んでいる最中であるといふことも先生もひとつ御理解願いたいと思うわけ

でございます。

○安武洋子君 全く理解できないので、もう幾く

らお伺いしてもそういうあいまいな御答弁しか出

てこないので、保留いたします。

○政府委員(渡邊伊助君) 直接の所管ではござ

いませんが、先生御承知と思ひます。いわゆる刑

特法——刑事特別法がございます。その中の刑

事手続——施設、区域内における逮捕とかあるい

はその後の手続等について規定がございますが、

この原則的な考え方は、施設、区域内における逮

捕あるいは勾引状とか勾留状の執行、そういうも

のにつきましては合衆国軍隊の権限ある者の同意

を得て行う、あるいは合衆国軍隊の権限ある者に

嘱託をして行う。ただし、死刑または無期もしく

は長期三年以上の懲役等の現行犯を追跡して施

設、区域内において逮捕する場合には、同項の同

意を得ることを要しない。そういうことでござい

まして、一般的には合衆国軍隊の権限ある者が行

うということになつておると承知しております。

○安武洋子君 在日米軍基地には日本人は自由に立ち入ることができません。しかし、山王ホテル

の場合は、訪問した日本人というのは立ち入りが

できますね。

○政府委員(渡邊伊助君) 私が承知しております

のは、あすこの施設を利用する場合には、何らか

米側に關係のある方の紹介あるいはともに行動す

るというような場合にあすことを利用できるとい

うふうに承知しております。

○安武洋子君 たてまえはそなつております。

しかし、山王ホテルを訪ねていつた者は何人もお

ります。それは自由に出入りができるわけです。

実態というのは他の米軍基地とはこのように違う

わけです。それにもかかわらず、山王ホテルの中

で事件が起こる、問題が起る。そうすると、先ほどの御答弁のように日本の司法権、これが直接及ばない。いろいろ少しずつ例外、いま読まれましたから、わかりますからもう読んでいただかなくていいです。ですけれども、基本的にはそ

うですね。

○政府委員(渡邊伊助君) 少なくとも私は刑事特

別法を申し上げましたが、刑法に関する限りは先ほど申しましたとおりでございます。

○安武洋子君 五十二年六月十九日、山王ホテル

内で女性の暴行事件が起きているはずですが、この内容をお述べください。

○政府委員(森山武君) ただいまの御指摘の事件

は、五十二年六月、知り合いの米兵を山王ホテルに訪ねた若い女性がその友人の米兵から傷害を受けた事件、そのように承知しております。

○安武洋子君 さらによく山王ホテルからの信号弾の発砲事件があつたはずです。この内容をお述べください。

○政府委員(森山武君) この事件の詳細につきま

しては、五十四年六月、合衆国委員会において米側

から聞いたところによりますと、海兵隊員が駐車

いたずら行為として信号弾を発射した。なお、

本件の処罰につきましては、米軍の軍法手続によ

つて行われ、犯人である海兵隊員は軍事裁判に付

されて、その結果はただいま長官が例示しました

地位協定の十七条第六項(b)の規定によつて日本側

法務当局に通知せられたと承知しております。

なお、处罚の内容は二ヵ月の重労働、降等とい

うふうに聞いております。

○安武洋子君 どこからどこに発砲したんです

か。

○政府委員(森山武君) 私どもの聞いているところでは、裏庭から発砲したものが官邸の庭に落ちたというふうに承知しております。

○安武洋子君 結局、首相官邸に向けてズドンと

撃つたわけでしょう、こういうような事件。それからまたまたそここの山王ホテルに知人を訪ねてい

った女性が米兵から暴行を受けるというような事

る。さらに、夜の女の問題なども出てきました。付近に歓楽街ができるないという保証もあります。

これは先だって、横須賀です、テレビが放映されておりましたけれども、私も偶然に見ました。

女の人のすごい悲鳴です。こういう悲鳴は毎夜毎夜何回となく聞かれるということです。

そして、米兵が乱暴ばかりする。だから、バーとかキャバレーの入り口に「ジャバニーズオンリー」と、こういいう札をつけると。そこまでなっている。そうすると、これをひっぱがしてしまう。がんじょうになると、これがひっぱがしてしまって、住宅の中でも「ジャバニーズオンリー」。住宅になぜそんなものが要るか。バーでもキャバレーでもない。ガチャンと音がする、出てみたら外人が逃げていく、基地の中に逃げ込んでいく。それを見届けて家に入らうとしたら、ノブを握ったらグシャッとなる。ふんがそこに押しつけてあると。こういうことは再三なんですよ、ショットチャウ被害に遭うと、住宅の人が言っていた。こういうことが放映されております。

こういう状態を麻布のど真ん中、住宅街のど真ん中に再現をして住民を恐怖に陥ると、私は大変なことだと思います。地元の皆さん、来てもらっては困るところを要求なさるのはあたりまえ。そこを使うのは、まして海兵隊でありませんか。どこでも侵略の先兵になつて、気が荒くなつて帰つてきている。その海兵隊がこういうふうな住宅、学校地域、そこの施設を利用する。私は国際的で、しかも行政執行上に大問題がある。こういうものを絶対に建てるべきでない、やめるべきだと思います。長官の御所見を伺います。

○國務大臣(大村義治君) お答えします。

山王ホテル代替施設は、在日米軍の軍人、軍属及びそれらの家族等の宿泊、会議等に使用されているものでありまして、地元住民や一部の学校関係者が懸念されるような周辺の環境悪化等の事態は生じないものと考えております。しかしながら、地元住民や一部の学校関係者が懸念されてい

るということも事実でございます。私のところにう。付近に歓楽街ができるないという保証もありません。

これは有事の自衛隊の行動に支障のないように諸法令に例外規定を設けるとい

う事情もあるわけでございます。

○安武洋子君 長官、環境の悪化は生じないと考

えていたと申しますが、研究をなさ

つておりますか。研究をなさつてお

いて、今後とも関係者の方々と具体策について話し合つてまいります。

なほ、代替地につきましては、昭和四十六年以

来、国有地、民有地等について数々所調査した

のでござりますが、都市計画法上の規制、土地の

規模等またすでに利用計画が決まっている等の事

情からいたしまして、現在の候補地しかいまのと

ころ代替施設を建設できる場所が見出せないとい

う事情もあるわけでございます。

○安武洋子君 長官、環境の悪化は生じないと考

えていたと申しますが、研究をなさ

つておりますか。研究をなさつてお

いて、今後とも関係者の方々と具体策について話し合つてまいります。

なほ、代替地につきましては、昭和四十六年以

来、国有地、民有地等について数々所調査した

のでござりますが、都市計画法上の規制、土地の

規模等またすでに利用計画が決まっている等の事

情からいたしまして、現在の候補地しかいまのと

ころ代替施設を建設できる場所が見出せないとい

う事情もあるわけでございます。

○安武洋子君 長官、環境の悪化は生じないと考

えていたと申しますが、研究をなさ

つておりますか。研究をなさつてお

いて、今後とも関係者の方々と具体策について話し合つてまいります。

なほ、代替地につきましては、昭和四十六年以

来、国有地、民有地等について数々所調査した

のでござりますが、都市計画法上の規制、土地の

規模等またすでに利用計画が決まっている等の事

情からいたしまして、現在の候補地しかいまのと

ころ代替施設を建設できる場所が見出せないとい

う事情もあるわけでございます。

○安武洋子君 では、予防対策ができなくて住民

の方の納得が得られない、長官のお言葉を裏返せば、そういうときは中止なさいますね。中止すべきです、そして私はそのことを強く申し上げて、次の質問に移ります。

次は、有事法制の研究の進行状況について具体的にお伺いいたします。

第一項目です。これは有事の自衛隊の行動に支障のないように諸法令に例外規定を設けるとい

うことであります。そこで、港区長のあつせん案や都の意見を尊重し、現在進められております建築手続と並行して、今後とも関係者の方々と具体策について話し合つてまいります。

なほ、代替地につきましては、昭和四十六年以

来、国有地、民有地等について数々所調査した

のでござりますが、都市計画法上の規制、土地の

規模等またすでに利用計画が決まっている等の事

情からいたしまして、現在の候補地しかいまのと

ころ代替施設を建設できる場所が見出せないとい

う事情もあるわけでございます。

○安武洋子君 様々検討をしております。

検討の中身といたしましては、まず第一に、防衛廳所管に関する法令、すなわち自衛隊法、ある

いは防衛廳職員給与法、それから第二番目として

は、防衛廳以外の各省廳にまたがる所管の法令、

これは航空法あるいは道交法あるいは火薬類取締法その他いろいろございますが、そういうもの

が第一の分野に挙げられるだろう。それから第三

の分野は、どこの省の所管ということははつきり

しておらず、こんなところには持つていかないことが多い

のですよ。私は、国民への安全を第一主義的にお考へいただかなければならぬのをおさりにして、

米軍への思いやりを最優先する、そういう姿勢は許せません。だから、本当に進め方についても、建築の問題についても、私はこういうやり方は納得できないと申し上げました。問題があります。

だから、こういう建築については中止をせよとい

うことを再度強く要求いたします。

○國務大臣(大村義治君) 先ほど申し上げました

ような事情でござりますので、ただいま先生から

中止せよという御希望がございましたが、中止は

考えておりません。十分に予防対策を講じまし

て、関係の方の御納得をいただいて進めさせてい

ただきたいと考えておいでございます。

○安武洋子君 では、予防対策ができなくて住民

保管、業務に対する従事命令、いろいろなことがございますが、この政令がいま決まっておらない立派ですが、その政令にいかなるものを盛り込むべきか。具体的に言うならば、都道府県知事に対する要請の手続はどうあるべきか、あるいは公用令書の手続はどのように定めるべきかというふうなことは当然この検討対象になろうかと思いま

す。それから、もう一つお尋ねの防衛出動待機命令下において、たとえば予備自衛官の招集が可能にならないか、そういう必要はないのかというふうなことも当然のことながら検討の対象に考えておるわけでございます。

○安武洋子君 ちょっと聞き漏らしたのでもう一度お伺いします。

この防衛出動の下令前の準備段階でも何らかの措置をするというふうなことについては、研究対象としているとお答えになつたんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) たとえば、予備自衛官の招集を防衛出動の待機命令下においてする必要があるかどうかというふうなことは検討の対象に

しておられます。

○安武洋子君 それじゃ、防衛廳内の事務手続と

か、それから特に会計面の手続を簡素にするとい

うふうなことは、これはどうなんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) かつてそういうふうな

項目が有事法制の研究対象として挙げられたこと

がござりますけれども、私どもいま研究している

のは、最初私が申し上げたとおり、防衛廳関係の

法令のうちの百三条の関係あるいは防衛出動待機命令下においてたとえば予備自衛官の招集が必要

であるかどうかというふうな点でございまして、

事務の簡素化等についても将来研究する必要があ

るかかと思いますが、まだそこまで至つております。

○安武洋子君 では、自衛隊法の百三条で規定さ

れております收用、徵用、それから強制従事につ

いてはどうなんでしょうか。それから、防衛出動

の下令前の準備段階でも何らかの措置をとれるよ

うにするのでしょうか。この点、二つお答えいた

ただきたいと考えておいでございます。

○政府委員(夏目晴雄君) まず第一に、自衛隊法

百三条のものもろもろの、土地の使用あるいは物資の

百十三条のものもろもろの、土地の使用あるいは物資の

保管、業務に対する従事命令、いろいろなことが

ござりますが、この政令がいま決まっておらない立派ですが、その政令にいかなるものを盛り込むべきか。具体的に言うならば、都道府県知事に対する

要請の手続はどうあるべきか、あるいは公用令書の手続はどのように定めるべきかというふうなことは当然この検討対象になろうかと思いま

す。それから、もう一つお尋ねの防衛出動待機命令下において、たとえば予備自衛官の招集が可能にならないか、そういう必要はないのかというふうなことも当然のことながら検討の対象に考えておるわけでございます。

○安武洋子君 ちょっと聞き漏らしたのでもう一

度お伺いします。

この防衛出動の下令前の準備段階でも何らかの措

置をするというふうなことについては、研究対象としているとお答えになつたんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) たとえば、予備自衛官の招集を防衛出動の待機命令下においてする必要があるかどうかというふうなことは検討の対象に

しておられます。

○安武洋子君 それじゃ、防衛廳内の事務手続と

か、それから特に会計面の手続を簡素にするとい

うふうなことは、これはどうなんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) かつてそういうふうな

項目が有事法制の研究対象として挙げられたこと

がござりますけれども、私どもいま研究している

のは、最初私が申し上げたとおり、防衛廳関係の

法令のうちの百三条の関係あるいは防衛出動待機

命令下においてたとえば予備自衛官の招集が必要

であるかどうかというふうな点でございまして、

事務の簡素化等についても将来研究する必要があ

るかかと思いますが、まだそこまで至つております。

○安武洋子君 では、自衛隊法の百三条で規定さ

れております收用、徵用、それから強制従事につ

いてはどうなんでしょうか。それから、防衛出動

の下令前の準備段階でも何らかの措置をとれるよ

うにするのでしょうか。この点、二つお答えいた

ただきたいと考えておいでございます。

○政府委員(夏目晴雄君) まず第一に、自衛隊法

百十三条のものもろもろの、土地の使用あるいは物資の

保管、業務に対する従事命令、いろいろな点でございまして、

事務の簡素化等についても将来研究する必要があ

るかかと思いますが、まだそこまで至つております。

○安武洋子君 では、一般市民の避難等に関する

立法ですけれども、先ほどこういうことを研究し

ているという御発言があつたようになります。

どうかかと思いますが、まだそこまで至つております。

て詳しく述べいただきとうござります。

○政府委員(夏目晴雄君) 先ほど私が申し上げたのは、有事法制の中身として一般的に分類をすれば、防衛庁所管の法令、それから他省庁所管の法令、それからそれ以外のどの省の所管ともはつきりしない問題と、いうふうに三つに分けて申し上げました。いま先生御指摘の国民の避難誘導等に関することはその第三項目に入ると思いますが、一般的に分類をすればそういう三つの分野に分けられるんですが、私ども研究をしているのはその第一の分野からというふうに申し上げている次第です。

○安武洋子君 今後研究対象にしていくわけですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 段階を経てできるならばといふように考えております。

○安武洋子君 自衛隊に対する各行政官庁とかあるいは国民の協力体制についてはいかがなんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) これも先ほど申し上げたとおり、現在私ども有事法制の中身として一般的に考えられる中身には、第一の各省庁の所管に関する分野があると思います。こういった分野の研究をするに当たっては、当然のことながら関係省庁との協議が必要にならうというふうに思いました。現在はまだそういう段階に至っておりません。

○安武洋子君 確認しますけれども、そういう対象にしていくと、いまの御答弁では、そういうことです。

○政府委員(夏目晴雄君) とりあえず現在私ども自衛隊関係の法令を研究するのに精いっぱいございまして、これも先ほど来御指摘があつたようないふうな状況でございます。そういうふうな御希望があれば、できるだけ早くそちらの方へ入るべきかとも思いますが、いまそういう具体的な見積もりは持つておりません。

○安武洋子君 もう少しはつきりしていただきたい

いんすけれども、将来にわたっても研究対象にはしないということなんですか。それとも段階的にしていきたいということなんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 将来にわたりて研究しないといふうなことは考えておりません。

○安武洋子君 では、捕虜の扱いについては、これはいかがなんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 先ほどの答弁と同様でございます。

○安武洋子君 そんなに省略しないで、もう一遍ちゃんと言ってみてください。

○政府委員(夏目晴雄君) 将来研究できる段階があつたらしたいというふうに考えております。

○安武洋子君 確認しますけれども、これも将来研究対象にしていくと、こういうことですね。対象にしないんじゃなくて、していこうと、こういうことですね。

○政府委員(夏目晴雄君) 研究する必要があろうかといふように考えております。

○安武洋子君 そうすると、安保条約五条によりまして作戦に入る米軍への後方支援のための国内法の整備については、これは研究しているのでしょうか。

○政府委員(夏目晴雄君) 今までの、何項目お伺いしたか、それがどうかといふように考えております。

○安武洋子君 いままでの、何項目お伺いしたか、それについては今後研究をしたいとか、今後研究対象になりますとか、急にここに来てそういう御答弁になるのはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(夏目晴雄君) 今までの予定はないんです。なさらないんですね。

○安武洋子君 研究していないとしたら、今後研

法の整備は、これは今後研究対象にするんですかどうなんですかと聞いているので、そのことに対して明快に答えてください。

○政府委員(夏目晴雄君) いまそういうことは特段考えておりません。

○安武洋子君 いや、お答えになつていない。いま考えていない、将来研究対象にするんですけど、聞きます。

○政府委員(夏目晴雄君) どうも私も将来にわたりました。しかし、どうですけど、聞きます。

○政府委員(夏目晴雄君) いや、お答えになつていない。いま考えられない、将来にわたりて私ここでもつて永久に考

ふたとおりに今後研究対象にしますとか、考

えていこうと思つておりますとか、研究すべきだ

と思いますとかといふうな、今までの立場で私はこの問題を考えていただいて御答弁いたしました。

○政府委員(夏目晴雄君) 私が申し上げておりますのは、先ほど有事法制の研究の中いろいろ白紙的に考えられることを挙げてみると、先ほど申し上げた三つの分野に含まれるだらうといふやうに申し上げたので、それ以外のことについては考

えていないといふように申し上げができる

と思います。

○安武洋子君 ほかの問題わかりましたよ、その三項目云々といふのはね。だけれども、この問題について、いままでお伺いした問題については今後研究の対象にするかもわからないと、研究の必

要があると思いますという御答弁なのに、これは今後全然じや研究の対象にも挙げられないと御答弁いただけるわけですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 少なくも当初私どもが有事法制の研究をするということの中には入つて

おりませんでした。したがつて、現在考えておりません。

○安武洋子君 現在考えていないということは、将来も考える必要はないということなんでしょうが、しぶといようですけど、聞きます。

○政府委員(夏目晴雄君) 現在考えていないと言う以上に、将来にわたりて私ここでもつて永久に考

えないのでかどうかといふうなことを答える立場にはございませんが、少なくも私どもいま考えておりません。

○安武洋子君 どうも私の聞いたことに明確な御答弁がない。私は長い将来なんか言つておりません。

○安武洋子君 では、さらにお伺いします。自衛隊員の特別出勤手当など特別の処遇について、これは研究しておるんでしようか。

○政府委員(夏目晴雄君) 現在の防衛庁職員給与法におきましても、いわゆる有事の際における隊員の待遇その他につきましての規定が別途定める

ことになりながら定まつておらないということから、当然今回の研究の対象に入るべきものというふうに考えております。ただ、現在のところまだ

そこに着手しておりません。

○安武洋子君 私、具体的に八項目でしたか、に

わたつてお伺いいたしました。具体的に聞きまし

したけれども、そもそもこの有事立法研究といふふうに考えております。ただ、現在のところまだ

そこには着手しておりません。

○安武洋子君 これが憲法違反であるといふ立場から詰めてしまひたいと、こういふうに思いました。いずれにしても私はこういう研究はもう中止すべきであると、このことをきょうは強く申し

けれども、改めてこの問題につきましては私は、私どもがこういうことは憲法違反であるといふ立場から詰めてしまひたいと、こういふうに思いました。いずれにしても私はこういう研究はもう中止すべきであると、このことをきょうは強く申し

上げておきます。

○安武洋子君 次は、沖縄の問題についてお伺いいたします。

○政府委員(夏目晴雄君) これ、十七日の日ですけれども、那覇防衛施設

局は駐留軍用地の特措法の適用手続に踏み切つた

ようですが、その状況を少し詳しく明らかにしてください。

にあるかという問題でございまして、この位置境界をはつきりさせようということでございました。そもそも土地の位置ははつきりいたしましたが、境界につきましては国の権限——権力と申しますが、そういうことで設定をするべき性格のものではなくて、すべて話し合いによって確定されるべきものでありまして、從来戦前からそもそも地籍といふのははつきりしていたはずでございますけれども、戦乱によって公國、公簿等すつかり焼却をしてしまったということから、從前あつた位置境界といふのをお互いに相談をして明確にしようということでございまして、位置境界の明確化法といふのは、そういう位置境界の明確化について國の方でしかるべき援助を与えようと、いうのがこの法律の趣旨でございまして、その法律の趣旨にのつとつて從来私どもは作業をしてまいつたわけでございます。

先ほど、故老なんかの話はだめだよというようにおっしゃいましたけれども、実は土地の位置境界といふものを定める上において故老の証言といふのはきわめて重要でございまして、これは沖縄に限らず、本土においてもしかりでございます。

具体的に申しますと、位置境界の明確化の作業につきましては、この法律の第五条に「地図の作成」というのがございまして、これは基礎作業と申しまして、つまり三角点の方から引張ってま

りまして地球上の位置を確定するという作業でございます。次いで、地図の作成をいたしまして、これを閲覧をいたしまして、それから関係所有者の代表を選出して、それに国の方で援助をしてつくり上げました地図等の資料を交付いたしまして、かかる後、関係所有者によって位置境界の確認の協議を行うということになつております。これを地図編さんと申しております。この確認を求められた場合において、金員の協議によつてこれを確認するよう努めなければならないということがございます。

私どもの作業において押印をしていただけない方は、この法律の義務と申しますが、こういう規

定を履行していただけない方でございまして、この位置境界をはつきりさせようということでございました。そもそも土地の位置ははつきりいたしましたが、現地に即して復元をするといふのが、境界につきましては国の権限——権力と申しますが、そういうことで設定をするべき性格のものではなくて、すべて話し合いによって確定されるべきものでありまして、從来戦前からそもそも地籍といふのははつきりしていたはずでございますけれども、戦乱によって公國、公簿等すつかり焼却をしてしまったということから、從前あつた位置境界といふのをお互いに相談をして明確にしようということでございまして、位置境界の明確化法といふのは、そういう位置境界の明確化について國の方でしかるべき援助を与えようと、いうのがこの法律の趣旨でございまして、その法律の趣旨にのつとつて從来私どもは作業をしてまいつたわけでございます。

先ほど、故老なんかの話はだめだよというようにおっしゃいましたけれども、実は土地の位置境界といふものを定める上において故老の証言といふのはきわめて重要でございまして、これは沖縄に限らず、本土においてもしかりでございます。

具体的に申しますと、位置境界の明確化の作業につきましては、この法律の第五条に「地図の作成」というのがございまして、これは基礎作業と申しまして、つまり三角点の方から引張ってま

りまして地球上の位置を確定するという作業でございます。次いで、地図の作成をいたしまして、これを閲覧をいたしまして、それから関係所有者の代表を選出して、それに国の方で援助をしてつくり上げました地図等の資料を交付いたしまして、かかる後、関係所有者によって位置境界の確認の協議を行うということになつております。

○安武洋子君 いま、境界といふのは話し合いによつて確定するものである。お互に相談してこれを確認するよう努めなければならない

と、いうことがございます。

私どもの作業において押印をしていただけない

のとおりだと思いますよ。

周りからずっと特定していくと、そして、その

定を履行していただけないと、こういうことでございます。

そこで、先ほど施設部長がちょっと触れました

が、現在、市町村界とか字の区域は全部確実に確

定をされておりまして、したがいまして、その字

ということができますが、俗な言葉で言えば、

周囲からしばってまいりますので、おのずから押

印をしない方の位置境界といふものは明確になつ

ております。その中で一部の人が押印をしない

ことございまして、この段階において押印をし

ていただけないと、こういうことでございます。

そこで、先ほど施設部長がちょっと触れました

が、現在、市町村界とか字の区域は全部確実に確

定をされておりまして、したがいまして、その字

ということができますが、俗な言葉で言えば、

周囲からしばってまいりますので、おのずから押

印をしない方の位置境界といふものは明確になつ

ております。その中で一部の人が押印をしない

ことございまして、この段階において押印をし

ていただけないと、こういうことでございます。

そこで、逆に聞きます。

○安武洋子君 地籍が明確になつていません

よ。そして、いま公用地暫定使用法であなたたち

は土地を強制使用しておられるということになる

と、この土地の返還はできるわけですか、土地に

ます。

ただ、特措法の手続で土地の強制使用を行おう

という場合には、この土地の位置境界明確化法の

法体系とは体系を異にいたしますので、国土長官

の認証がなくとも、事実上位置を現地に即して

特定すれば足りるというのが私どもの法的解釈で

ございまして、なお、つけ加えて申しますなら

ば、これらの方々が確認行為に加わらないのは、

申しまして、つまり三角点の方から引張ってま

りまして地上上の位置を確定するという作業で

ござります。次いで、地図の作成をいたしまし

て、これを閲覧をいたしまして、それから関係所

主の主義主張と申しますか、そういうことで押印

をしないという方々でございまして、位置境界に

かと、こう聞いています。

○安武洋子君 いや、そんなこと聞いてない。

地籍が明確になつていらない、この公用地暫定使用法

であなたたちが強制的に使つてている土地につい

て、期限が切れたらこれは土地の返還ができます

かと、こう聞いています。

○政府委員(渡邊伊助君) 先ほど申しましたよう

に、位置境界について問題があり、紛議があると

いう場合には、この土地の位置境界明確化法の

法体系とは体系を異にいたしますので、国土長官

の認証がなくとも、事実上位置を現地に即して

特定すれば足りるというのが私どもの法的解釈で

ございまして、なお、つけ加えて申しますなら

ば、これらの方々が確認行為に加わらないのは、

申しまして、つまり三角点の方から引張ってま

りまして地上上の位置を確定するという作業で

ござります。次いで、地図の作成をいたしまし

て、これを閲覧をいたしまして、それから関係所

主の主義主張と申しますか、そういうことで押印

をしないという方々でございまして、位置境界に

かと、こう聞いています。

○安武洋子君 それは、国会で過去政府が答弁し

たことと違うではありませんか。

これは昭和五十二年五月十七日、参議院の内閣

委員会です。斎藤一郎防衛施設庁長官の御答弁で

すけれども、こういうときにはできないとお答え

であります。だれにどこをどのくらい返してよいかわ

からないからそういうことはできないんだと、過

去にこういうふうに御答弁なさつていらっしゃ

ますけれども、これはどうなんですか。

○政府委員(森山武君) まさにそのような実態だ

つたのが五十二年の段階でござります。それで、

五十二年の段階におきましてそのような実態でございましたので、ただいまいわゆる地籍明確化

法というのができまして、それで地籍を明確化し

よう、このようになったわけです。それで、五

人の土地はこれだと特定できるんだとおっしゃるけれども、本人が納得していないで、本人が捺印していないものは一方的に断定できない。私は捺定するのがおかしいと思います。

そこで、逆に聞きます。

○安武洋子君 地籍が明確になつていません

よ。そして、いま公用地暫定使用法であなたたち

は土地を強制使用しておられるということになる

と、この土地の返還はできるわけですか、土地に

ます。

ただ、特措法の手続で土地の強制使用を行おう

という場合には、この土地の位置境界明確化法の

法体系とは体系を異にいたしますので、国土長官

の認証がなくとも、事実上位置を現地に即して

特定すれば足りるというのが私どもの法的解釈で

ございまして、なお、つけ加えて申しますなら

ば、これらの方々が確認行為に加わらないのは、

申しまして、つまり三角点の方から引張ってま

りまして地上上の位置を確定するという作業で

ござります。次いで、地図の作成をいたしまし

て、これを閲覧をいたしまして、それから関係所

主の主義主張と申しますか、そういうことで押印

をしないという方々でございまして、位置境界に

かと、こう聞いています。

○政府委員(渡邊伊助君) 大変恐縮でございま

す。ちょっと御質問の趣旨がよくわからなかつた

のでございますが。

○安武洋子君 いたがいまして、その時点で返還をするという意

思はございません。

○政府委員(森山武君) また仮定のお話になります。

地籍が明確になつていない公用地暫定使用法で

強制使用をしている土地、これは返還でできます

ことございまして、この段階において押印をし

ていただけないと、こういうことでございます。

そこで、先ほど施設部長がちょっと触れました

が、現在、市町村界とか字の区域は全部確実に確

定をされておりまして、したがいまして、その字

ということができますが、俗な言葉で言えば、

周囲からしばってまいりますので、おのずから押

印をしない方の位置境界といふものは明確になつ

ております。その中で一部の人が押印をしない

ことございまして、この段階において押印をし

ていただけないと、こういうことでございます。

そこで、逆に聞きます。

○安武洋子君 地籍が明確になつていません

よ。そして、いま公用地暫定使用法であなたたち

は土地を強制使用しておられるということになる

と、この土地の返還はできるわけですか、土地に

ます。

ただ、特措法の手続で土地の強制使用を行おう

という場合には、この土地の位置境界明確化法の

法体系とは体系を異にいたしますので、国土長官

の認証がなくとも、事実上位置を現地に即して

特定すれば足りるというのが私どもの法的解釈で

ございまして、なお、つけ加えて申しますなら

ば、これらの方々が確認行為に加わらないのは、

申しまして、つまり三角点の方から引張ってま

りまして地上上の位置を確定するという作業で

ござります。次いで、地図の作成をいたしまし

て、これを閲覧をいたしまして、それから関係所

主の主義主張と申しますか、そういうことで押印

をしないという方々でございまして、位置境界に

かと、こう聞いています。

○政府委員(森山武君) まさにそのような実態だ

つたのが五十二年の段階でござります。それで、

五十二年の段階におきましてそのような実態でございましたので、ただいまいわゆる地籍明確化

法というのができまして、それで地籍を明確化し

よう、このようになったわけです。それで、五

次の質問に移りますが、神奈川地連の問題についてお伺いいたします。

会計検査院おられますでしょうか。——会計検

査院は、ことしの四月の二十一日と二十二日に、

自衛隊の神奈川地方連絡部に立入検査を行われましたか。

○説明員(仁村甫君) お尋ねの神奈川地方連絡部の検査につきましては、本年の四月二十一日、二十二日の二日間、調査官等四名をもちまして検査を実施しております。

○安武洋子君 四月の二十一日、二十二日に神奈川の地方連絡部に立入検査をなさったという検査というのは、定例の検査なのでしょうか、それとも臨時の、情報提供などに基づく検査なのでしょうか、どちらでしようか。

○説明員(仁村甫君) 神奈川地方連絡部を選定いたしましたのは、私どもの過去の検査実績あるいは地方各地にござります地方連絡部の予算規模等を勘案して選定したものでございます。なお、御指摘のような情報も一つの要素でございました。

○安武洋子君 情報もあつたということを確認しております。

それから、五十三年度、五十四年度の検査をなされたのでしょうか、お伺いいたします。

○説明員(仁村甫君) 検査に当たりましては、府費、予備自衛官手当等の経費につきまして適正に執行されているかどうか注意して検査を実施したわけでございます。検査の対象としては五十四年度が主でございました。

○安武洋子君 五十三年度はなさつておられないんですか、全く。

○説明員(仁村甫君) 五十四年度を対象として実施いたしました。

○安武洋子君 先ほど情報もいうふうにおつしやつたわけですけれども、一体どのような情報提供があつたのでしょうか。中身はどういうことでありますか、お答えください。

○説明員(仁村甫君) 内容については答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○安武洋子君 では、これは防衛庁の方ですか、陸上幕僚監部に吉長忠郎一佐という人はおられるでしょうか。

○政府委員(佐々淳行君) 陸幕の募集総括班長と

いう職に吉長一佐現在おります。

○安武洋子君 吉長忠郎一佐というお方でございま

すね。

○説明員(仁村甫君) 通常四週間もしくは三週間程度となっております。

○安武洋子君 私の手元に内部告発が来ておりま

す。これによりますと、四月の二十一日と二十二日会計検査院から四人来て検査を行つたと。先是

どの会計検査院の御答弁と合つてゐるわけです。

そして、神奈川地方連絡部は空出張を行つてい

た、また飲み食いにも公金を使つていてと。こ

ろが、会計検査院の立入検査の予告があつた、こ

ういうことで神奈川地連拠点として皆かん詰め状態の毎日を続けた。それで空出張とか飲み食いを隠すための書類の改ざんを一生懲りやつた。そ

してこれのござかしのために、先ほどお伺いいたしました陸幕から吉長——タグロウさんと言うんでしようか、チュウロウさんと言うんでしようか、募集課総括班長さん——陸佐といふことにございました。

○説明員(仁村甫君) お尋ねの神奈川地方連絡部に立入検査をなさつた結果、何か不正が出ましたでしょうか。

○説明員(仁村甫君) 検査の結果は特に不当な事

○安武洋子君 そうなんです。会計検査院の、この内部告発によりますと、調査がうまくございましたといふことです。私は会計検査院にもお願いしたいわけ

です。こういつきさつがあります。ですから、

いかに一生懸命会計検査をなさつても、二日かけ

て四人でなさつても、不正が出てこなかつたとい

うことです。検査予告というものは検査されるどれぐらい前になさるものなんですか。

○説明員(仁村甫君) 通常四週間もしくは三週間になりますね。

○安武洋子君 吉長忠郎一佐というお方でございま

すね。

○説明員(仁村甫君) 通常四週間もしくは三週間程度となつておられます。

○安武洋子君 私の手元に内部告発が来ておりま

す。これによりますと、四月の二十一日と二十二日会計検査院から四人来て検査を行つたと。先是

どの会計検査院の御答弁と合つてゐるわけです。

そして、神奈川地方連絡部は空出張を行つてい

た、また飲み食いにも公金を使つていてと。こ

ろが、会計検査院の立入検査の予告があつた、こ

ういうことで神奈川地連拠点として皆かん詰め状態の毎日を続けた。それで空出張とか飲み食いを隠すための書類の改ざんを一生懲りやつた。そ

してこれのござかしのために、先ほどお伺いいたしました陸幕から吉長——タグロウさんと言うんでしようか、募集課総括班長さん——陸佐といふことにございました。

○説明員(仁村甫君) お尋ねの神奈川地方連絡部に立入検査をなさつた結果、何か不正が出ましたでしょうか。

○説明員(仁村甫君) 検査の結果は特に不当な事

○安武洋子君 そうなんです。会計検査院の、この内部告発によりますと、調査がうまくございましたといふことです。私は会計検査院にもお願いしたいわけです。こういつきさつがあります。ですから、

いかに一生懸命会計検査をなさつても、二日かけ

て四人でなさつても、不正が出てこなかつたとい

うことです。検査予告というものは検査されるどれぐらい前になさるものなんですか。

○説明員(仁村甫君) 通常四週間もしくは三週間になりますね。

○安武洋子君 吉長忠郎一佐というお方でございま

すね。

○説明員(仁村甫君) 通常四週間もしくは三週間程度となつておられます。

○安武洋子君 私の手元に内部告発が来ておりま

す。これによりますと、四月の二十一日と二十二日会計検査院から四人来て検査を行つたと。先是

どの会計検査院の御答弁と合つてゐるわけです。

そして、神奈川地方連絡部は空出張を行つてい

た、また飲み食いにも公金を使つていてと。こ

ろが、会計検査院の立入検査の予告があつた、こ

ういうことで神奈川地連拠点として皆かん詰め状態の毎日を続けた。それで空出張とか飲み食いを隠すための書類の改ざんを一生懲りやつた。そ

してこれのござかしのために、先ほどお伺いいたしました陸幕から吉長——タグロウさんと言うんでしようか、募集課総括班長さん——陸佐といふことにございました。

○説明員(仁村甫君) お尋ねの神奈川地方連絡部に立入検査をなさつた結果、何か不正が出ましたでしょうか。

○説明員(仁村甫君) 検査の結果は特に不当な事

○安武洋子君 そうなんです。会計検査院の、この内部告発によりますと、調査がうまくございましたといふことです。私は会計検査院にもお願いしたいわけです。こういつきさつがあります。ですから、

いかに一生懸命会計検査をなさつても、二日かけ

て四人でなさつても、不正が出てこなかつたとい

うことです。検査予告というものは検査されるどれぐらい前になさるものなんですか。

○説明員(仁村甫君) 通常四週間もしくは三週間になりますね。

○安武洋子君 吉長忠郎一佐というお方でございま

すね。

○説明員(仁村甫君) 通常四週間もしくは三週間程度となつておられます。

○安武洋子君 私の手元に内部告発が来ておりま

す。これによりますと、四月の二十一日と二十二日会計検査院から四人来て検査を行つたと。先是

どの会計検査院の御答弁と合つてゐるわけです。

そして、神奈川地方連絡部は空出張を行つてい

た、また飲み食いにも公金を使つていてと。こ

ろが、会計検査院の立入検査の予告があつた、こ

ういうことで神奈川地連拠点として皆かん詰め状態の毎日を続けた。それで空出張とか飲み食いを隠すための書類の改ざんを一生懲りやつた。そ

してこれのござかしのために、先ほどお伺いいたしました陸幕から吉長——タグロウさんと言うんでしようか、募集課総括班長さん——陸佐といふことにございました。

○説明員(仁村甫君) お尋ねの神奈川地方連絡部に立入検査をなさつた結果、何か不正が出ましたでしょうか。

○説明員(仁村甫君) 検査の結果は特に不当な事

れませんので、実態はどうか、実態を見ないと思いま
ともやめるとかやめないと今は言えないと思いま
す。

○安武洋子君 では、長官にお伺いいたしましょ
う。ああいうあいまいなことをおっしゃつてい
る。先生方が明らかに出張で来られているとい
うことがわかった場合に、自衛隊からわざわざ重ね
てこういうお金を出して国費のむだ遣いをしてい
るという事実がはつきりすればおやめになります
か。この点だけお答えいただいて、次に移りたい
と思いますので。

○國務大臣(大村義治君) まあ実態をやはり調べ
てみないと、いろんな場合があり得ると思います

ので何だと思うわけではあります、調べた上で
明らかに二重払いということがあれば、まあどち
らの方をやめていただくのか、その実態に応じて
処置すべきではないかと、こう思うわけでござい
ます。たとえば、学校が派遣した目的が二日間と
か三日間あると、それにプラス防衛庁の方で出席
していただく場所のためにまた日数が追加になっ
ているという場合もあり得ると思うんです。これ
は実態を調査した上で手当てをさしていただきた
いと、こう思うわけでございます。

○安武洋子君 この簡単なことにもばっかりと
私は御答弁いただけない。長官の御答弁で了解す
るわけではありませんけれども、経費節約と言つ
ているときに、こんな国費のむだ遣いをのうのう
と許しておくわけにはいかないと思します。そう
いう点でばっかりした態度をとつていただきたい
ということで、私は次に移ります。

ガイドラインと防衛研究について質問いたしま
す。先般の衆議院の内閣委員会で、わが党の中島議
員でございますが、日米防衛協力小委員会のいま
の活動状況について質問をいたしております。こ
の際に、作戦、情報、後方支援の三部会は七八年
十二月に活動を中止したと、こう答弁されており
ます。

ます。

そこで、お伺いいたします。

では、日米防衛協力小委員会のいま事態とい
うのはどういうふうな開催状況に一本なっているの

か、そのことを御答弁いただきます。

○政府委員(塙田章君) 御指摘の小委員会は、昭
和五十三年の十一月末に現在のガイドライン、指
針といわれますものを出しました後、開催され

ておりますけれども、この御答弁によります
と、いまガイドラインに基づいて多数の分野別に
実質的に分科会のような機構で日米制服間で研究
が行われていると、こういうことを御答弁なさつ
ていらっしゃいますね。じゃ、その研究の内容と
いうのは、これは小委員会に報告なさるんでしょ
うか、お伺いいたします。

○政府委員(塙田章君) 小委員会は、元来ガイド
ラインをつくるまでのことを目標にしてつくられ
た委員会でございますので、ガイドラインができる
ました後、いまの御指摘の研究が進んだ段階で改
めて小委員会に報告しなきゃいけないということ
はなくとも全くダブっていると、両方から出
ているという場合もあり得ると思うんです。これ
は実態を調査した上で手当てをさしていただきた
いと、こう思うわけでございます。

○安武洋子君 こんな簡単なことにもばっかりと
私は御答弁いただけない。長官の御答弁で了解す
るわけではありませんけれども、経費節約と言つ
ているときに、こんな国費のむだ遣いをのうのう
と許しておくわけにはいかないと思します。そう
いう点でばっかりした態度をとつていただきたい
ということで、私は次に移ります。

ガイドラインと防衛研究について質問いたしま
す。先般の衆議院の内閣委員会で、わが党の中島議
員でございますが、日米防衛協力小委員会のいま
の活動状況について質問をいたしております。こ
の際に、作戦、情報、後方支援の三部会は七八年
十二月に活動を中止したと、こう答弁されており
ます。

も、防衛研究は来年一月にまとまる運びとなつた
と、こういうふうに報道されております。これに

ついてはいかがでございますか。

○政府委員(塙田章君) その記事で言っておりま
す防衛研究というのはこれまで別なものでござい
まして、先生御存じと思いますが、日米の共同作
戦の研究のことではなくて、これも時期がたまた
ま昭和五十三年でございますが、五十三年の夏ご
ろから当時の防衛庁長官の指示によりまして、防
衛庁の中で三自衛隊の運用に関する研究を始め
てまいりました。その作業がかなり進
みましたので、近くまとまる段階まで来たという
ことはそのとおりでございますが、きょうの新聞
の記事にございましたように、一月とかなんとか
そういうような具体的な時点を想定しておるわけ
ではありません。

○政府委員(塙田章君) 先ほども申し上げました
ようにことで、防衛研究の方は防衛庁の中の三自
衛隊の運用でございますけれども、ガイドラインは米軍
と自衛隊との間の共同作戦、あるいはそれに関連
する諸項目ということでございますので、直接に
関係はございません。

○安武洋子君 全く関係がないということはあり
ませんでしょ。

○政府委員(塙田章君) 全くないとは言えないわ
けですけれども、作業の中身としましては、別に
片一方の研究がどうだからどうだといふように関
連をしてお考えをいたしかけてもいいというぐ
らいに作業的には別段関係ございません。要する
に、どういう意味で関係があるかと言ひますと、
米軍と自衛隊がガイドラインの場合は共同作戦を
やる場合の研究でございますが、その場合に今度
は自衛隊側がどういう場合にどう動くかといふよ
うなことが防衛研究でございますから、そういう
意味においては全く関係がないということではござ
いませんが、研究上は別の話だといふふうにお
考へいただいてよろしいんじやないかと思いま
す。

○安武洋子君 この日経新聞によりますと、「日本
が侵略される場合の態様に関する想定は日米共同
作戦計画の中でも検討しているため、防衛研究では
有事になった場合の三自衛隊の運用、とりわけ三
自衛隊間の支援体制とその際の指揮形態などあら
ゆる事態を想定、自衛隊の対応を細かく検討して
いる」。こういうふうになつておりますけれども、
こういうことなのでしょうか。そして日米共同作
戦の研究内容と防衛研究との関連、いまおっしゃ
いましたけれども、私はもつと具体的に明らかに

形で公表をいたしたいなというふうにいま思つて
おると、そういう段階でございます。

○安武洋子君 現在、日米防衛協力の指針、いわ
ゆるガイドラインですが、これに基づく作戦研究
が続けられておりますけれども、この研究とそれ
から防衛研究と、この関連は一体どのようなもの
なんでしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(塙田章君) 先ほども申し上げました
ようにことで、防衛研究の方は防衛庁の中の三自
衛隊の運用でございますけれども、ガイドラインは米軍
と自衛隊との間の共同作戦、あるいはそれに関連
する諸項目ということでございますので、直接に
関係はございません。

○安武洋子君 全く関係がないということはあり
ませんでしょ。

○政府委員(塙田章君) 全くないとは言えないわ
けですけれども、作業の中身としましては、別に
片一方の研究がどうだからどうだといふように関
連をしてお考えをいたしかけてもいいというぐ
らいに作業的には別段関係ございません。要する
に、どういう意味で関係があるかと言ひますと、
米軍と自衛隊がガイドラインの場合は共同作戦を
やる場合の研究でございますが、その場合に今度
は自衛隊側がどういう場合にどう動くかといふよ
うなことが防衛研究でございますから、そういう
意味においては全く関係がないということではござ
いませんが、研究上は別の話だといふふうにお
考へいただいてよろしいんじやないかと思いま
す。

○安武洋子君 この日経新聞によりますと、「日本
が侵略される場合の態様に関する想定は日米共同
作戦計画の中でも検討しているため、防衛研究では
有事になった場合の三自衛隊の運用、とりわけ三
自衛隊間の支援体制とその際の指揮形態などあら
ゆる事態を想定、自衛隊の対応を細かく検討して
いる」。こういうふうになつておりますけれども、
こういうことなのでしょうか。そして日米共同作
戦の研究内容と防衛研究との関連、いまおっしゃ
いましたけれども、私はもつと具体的に明らかに

あります。

○安武洋子君 きょうの日経新聞を見てみます
と、これは「有事立法で中間報告 防衛庁、次期
通常国会に」という見出しでございますけれども、
どういうことは差し控えさしていただきたいわけ
でございますが、経過といいますか、経緯とい
いますか、こうしたことについての研究であるとい
う概要的なものにつきまして、できれば何らかの

していただき必要があると思うんですよ。何だかそんなに懸念してもらわなくていいのはどの関連だとおっしゃいましたけれども、やっぱり私はすこいぶんと関連があると思います。もう少しこの点も具体的にさせていただきたいし、それから先はど私が日経新聞を読み上げましたけれども、こういうことなのかどうかということを御答弁をお願いいたします。

かい内容は改めて質問するということで次に残余ながら移ります。

次は、思いやり分担についてお伺いしたいんであります。政府は、米軍駐留の経費につきまして年々その経費を膨大にふくらませる、そしてその範囲を拡大しております。五十六年度からは、航空機の掩体、シェルターですね、こういうような在日米軍の費用を支拂うべきである重要な、こゝに要する

○安武洋子君 そんな漠としたものでこの概算要求が通るんですか。そんな段階ですか。私は、これはそうじやないと思いますよ。資料をちゃんとお持ちだと思います。こういう資料があれば、やっぱり私は国会に提出していただきなければならぬと思います。大変いまの答弁に不満です。

質問ですが、少なくとも現在のところ、その三沢飛行場について米軍のシェルターというものは考へてない、このようなことははつきり申します。

○安武洋子君 確認しますけれども、米軍の三沢基地についてはシェルターということは考へていないと、こういう御答弁でございましたね。確認してよろしくうございますね。

○政府委員（増田亮君）関連があるかどうかについてお答えをいたしましたとおりございまして、研究につきましてはそれぞれ別

置しようとしておりますね、このシェルターといふのは、今まで分担したことのないものですね。その点確認しておきます。

十八戰術戰闘航空團、ここにはF19約六十機、これが配備されようとしておりますけれども、六十機すべてにシエルターを建設するおつもりです。

ましたよう。F15のシェルターを考えたわけでございます。このF15は嘉手納にしか配備されておりませんので、三沢飛行場においてのシェルター

それから、日経の記事がそのとおりかどうかといふ最後のお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたように、時期が一月とかなんとかとい

○安武洋子君　全く新しいものだということで承ります。

おりますのは、とりあえず、先ほど基数のことは私説明しませんでしたが、来年度の概算要求は六基分の調査工事及び設計でございまして、それ以

ルターだけでなくて管理棟とか車両整備工場とか航空機燃料給油施設とか、それから岸壁、こういうものもつくるようですがけれども、こういう経費

○ 強烈な香りと味わいを多く含む茶葉を自分で挽いて粉としてお出ししたいと思ひますけれども、いかがでしようか。

そういうことを決めているわけではございません。それから、なお概算要求の額につきましては、

○政府委員(森山武君) 将来のこととて、現在沖縄に配備されるF-15の全部についてやるのかどうか

（政治家）（新井一武著）たたかうの先生が御指揮になりましたのは、私どもは運用作戦上の支援施設というふうに考えております。

よう、防衛研究が終わりまして長官の御決裁をいたいただいた時点で、概要といいますか、こういうことについての研究をいたしましたとハうことの

○安武洋子君　調査工事費と言いますけれども、もう設計工事を始める予算ということで概算要求書

まだ何も決めてない、私ども決めてない。たゞ、六基分について概算要求をして、その六基分の調査設計をした」という概算要求をして、あると

生御案内のように二十四条二項には施設及び区域の提供とというのは地位協定の存続期間中合衆国に負担をかさないで日本國政府が負担すると、いろいろ

公表ができる限り公表したいといふうに考えておりますが、最初にも申し上げましたように、研究の中身そのものはいざれにしましても自衛隊の

○政府委員(森山武君) 調査工事及び設計費でござります。

○安武洋子君　米軍三沢基地についても、同じよう

うな規定がございますが、私どもは、このような支援施設の整備及び米軍に対する提供というものは施設及び区域の提供として考えておりますので、

貴重なものを貯めてしまふことは、何よりもいたいだきたいというふうに思えております。

○政府委員(森山武吉) 現在ございません。
○安武洋子君 では、将来的にも建設をしないと

二十四番二引の旗本ですよ。で日本領食糧で賃請す
ると、こうじうことでござります。

細かい内容については、これは私は十時間要求したんですけどれども、きょう四時間ということで、もう時間が自つているんですよ。ですから、細

かということをこれから調査いたします。したがいまして、シエルターの額そのものについてはまだ決まってございません。

にその要撃の面からも高性能な飛行機であるといふ面をとらえまして考えたわけでございますが、三尺四寸二分は浮来どうするのかといふふうな御

ませんか。二項にはならないですよ。こういう点についてはいかがなんでしょうか。

ルターとかあるいはその他の施設をお挙げになりますて、直接戦闘任務にかかるものであるので維持的経費だというふうにおっしゃいますが、私どもはそのような解釈をとつておりますんで、建設をする施設の性格と申しますか、そういうものに着目をして考えておりますので、たとえばシェルターというのは工作物であるというふうに考えておりますので、施設、区域の概念の中に入るものというふうに考えております。その他お挙げになりましたものも、いずれも同様でございます。

○安武洋子君 では聞きますけれども、米軍の直接戦闘能力を高めるような施設とかあるいは戦闘関連の施設、これにつきましてアメリカ側が負担すべきものは一体どうすれば何なんですか。どういうものがあるんですか、ちょっとはつきりしてください。

○政府委員(渡邊伊助君) 駐留軍経費の分担の問題について過去においていろいろ御論議がございましたが、地位協定の二十四条の第二項で、すべての施設、区域をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供する。これは日本側の義務になつておるわけございます。

かたがた地位協定の第三条で、米側は施設、区域内における管理権を持つておりますので、その管理権に基づいて米側も必要とすべき施設を建設する。ということが許容されているわけでございます。

したがいまして、どのような施設、区域をいかなる方法で、どちらが負担するかということにつきましては、これはそのときどきの調整等によりまして施設、区域の提供、経費を負担するといふことになりますが、私どもは從来から申し上げておりますように、安保条約の目的達成ということを前提にいたしまして、その必要性なり財政状況等を勘案をいたしましてその可否を判断すると、いうことに、そういう考え方方に立つておるわけござります。

○安武洋子君 私の質問に対してもう少し具体的に答えてください。

在日米軍のいま言いましたような直接戦闘能力を高めるような施設とか、あるいは戦闘関連施設ですね、米側の負担するものは一体何々が残るんだと聞いています。そのときどきの調整な

ら、何もこういう二十四条の一項とか二項とか要らないんじゃないですか。

○政府委員(渡邊伊助君) いや、結局そのときどきの調整ということになるわけでございまして、直接戦闘能力を高からしめるとか、その内容をどういうものを指しておっしゃっておられるのかよくわかりませんが、そういうものあるいはその他

のものという区別なしに私どもは駐留軍経費の負担という問題について対処しているわけでございまして、結局地位協定の範囲内できるもの、できないものというふうなことを区分けしながら米側と調整をして負担をしているということでございま

す。

○安武洋子君 だから、できないものは何が残るんだと聞いているわけです。こんなことで在日米軍の戦闘に直接かかわる経費まで日本側は負担していくというふうなことになれば、米軍の経費を無制限に負担できると、こういうことになります。

○政府委員(渡邊伊助君) 戰闘能力を高からしめるとか戦闘任務にかかるるというお話をございますけれども、たとえば、私どもは從来から隊舎とかの建設についてお答えください。

○安武洋子君 では聞きますけれども、原則的に、あくまでも原則論にのつとつてやつておるわけでございます。

これまで、政府の予算案として成立いたしましたので、政府の予算案として成立いたしましたので、来通常国会において国会に提出したときに御審議をいただきたいというふうに考えております。これは五十六年度の概算要求項目であります。これは五十七年度度とお伺いいたしますけれども、これは五十六年度と五十七年度、すなわち私がお伺いいたしますのと、項目ごとに当該年度支出とそれから後年度支出、これをお答えいただきとうございます。

まず第一番目に、これは生活関連施設のうちの

隊舎十三棟の整備について当該年度支出と後年度

支出、これをお答えください。

○政府委員(森山武君) ただいまのは五十何年度でござりますか。

○安武洋子君 五十六年度と五十七年度です。

○政府委員(森山武君) 先ほどもお答えしました

でござりますか。

○安武洋子君 五十六年度と五十七年度でござりますか。

○政府委員(森山武君) 先ほどもお答えしました

り早い方法」はないものかということでいろいろ考えなさるわけですね。それで福田総理にも相談をされていく。これで今度は「大蔵省の事務方に内々の打診を行い、ほぼ「二百億円分増資」を固めたのだった。あとは中身と地位協定上の理由づけだが、これは亘理君に全面的にまかせた。亘理君はじつによくやつてくれた。彼は、国会答弁

うふうに思ひながら何とか持つ方法ないものか、
アメリカに対して思いやりを示す方法はないか、
国会答弁などでもずいぶんのこじつけをやって、
よくやつてくれたと、こんなことまでもしてなが
米軍に対してもう一度伺います。
いのか、こういうのは明らかに國民無視、屈辱的
な姿勢ではないかということをお伺いしているく
です。長官の御答弁、もう一度伺います。

し合いをする最中にいろいろ施設、区域の中でも整備すべき事柄について住宅あるいは隊舎その他シェルターとか、そういう問題についていろいろ話し合いをいたしておりまして、そういう話し合いの過程の中で米側の方から要望がござります。その要望を私どもの方で自主的に判断をいたしまして概算要求する、こういう手順を踏んだわけでございます。

15 機用強化シェルターなどの、任務関連建設プロジェクトに日本政府が支出するよう望んでいる」と、「それはわれわれの戦闘効力を高めるだろう」。「こういう発言をされているわけです。そしてさらに、このビンクニ准将は同じように米下院で、「われわれは彼らに圧力をかけてきた」。で、いまのおたくの答弁とびつたりと符合するところ

規々を禁じたということはない」と四十八年の大平答弁に新しい解釈を付し、地位協定上、在日米軍への施設などの新たな提供は「制限を受けることなく行える」との運用方針を提示したのである。さらに、眞理君は「条約上、日本として非義務的の支出であっても、予算案に計上し、国会の承認が得られれば、歳出しても違法ではない」というふうになつてゐるわけです。

長官の著書を引用されてお話をあったことは私も
拝聴したわけでございますが、先生の当初の御質問
が五十五年度の概算要求についての施設経費の
内容についてのお尋ねでございましたので、私は
私の手でまとめました概算要求についての考え方
を申し上げたわけでございまして、金丸先生の御
著書の記述があつたということは謹んで拝聴いた
しました次第でございます。

○安武洋子君　では、そのいま私が申し上げたこと
とを聞かれてどういう御感想をお持ちなんでしょうか。

に載っている「管理棟、車輛整備工場、航空機掩体」、それから「航空機用燃料給油施設、岸壁」これから「富士營舎、キャンプ・ショワブ」ですか、こういうものが米軍の方から出たということですか、要求として。それを概算要求に載つけられたということですか。

○政府委員(渡邊伊助君) いろいろな話し合いがございまして、その過程の中で出たものを私どもの自主的な判断で定めたというのでございま

ている。だから、文書じゃないんじゃないでしょ
うかね、おたくの言い方ですると。しかし、後で
そうじゃないということがやつぱりはつきりする
わけですけれども、「それは、われわれが彼らに
圧力を加え、彼らが萎縮し民族主義的な目的のた
めに守勢にまわらざるをえなくなつて、と見
られないためだ」と、こういふうに明言してお
られる。圧力をかけているけれども非公式にと、
これは先ほど言いましたように、彼らに圧力を加
えて彼らが萎縮し民族主義的な目的のために守勢

これでいかに二十四条を無視して思いやり分担をやられていたかといふうなことがこのことではっきりとわかつてくるわけです。こういうことじつまでもやって、国民無視、そして国民の生活はないがしろにしながらこんなものを分担していくというのは、私は非常に屈辱的な姿勢だとういうふう思います。長官いかがお考えでしよう。——長官にお伺いしています。

○國務大臣(大村義治君) ただいまの著書についての感想というわけでござりますが、いま申し上げましたように、謹んで拝聴いたしたというのが感想でございます。

○安武洋子君 そんなのは御答弁にならないわけですよ。持たなくともよいものを持っていくといふ経緯を、国会答弁までこじつけてやっぱりやつていつたんだということを御自分でおつしやつて

○安武洋子君 大から、ここにいま載つてないのは、米軍の中からもつとたくさん出たかもわからぬけれども、自主的に判断して米軍の要求のものを載つた。こう解釈していいわけですね。

○政府委員(渡邊伊助君) 米側の要求と言われますとちよつと私どもひつかかるわけでございまして、要望でござります。

○安武洋子君 要求と要望はどう違うんですか。

○政府委員(渡邊伊助君) 文書等の形をもつて正

日米安全保障体制を有効かつ確実なものたらしめるためには、条約に定められた当事国の責務を積極的に遂行することが肝要であると考えております。施設、区域の整備提供については、右の基本的立場を踏まえ、安保条約の目的達成との関係を考慮し、その緊要度、財政状況等総合的に勘案しつつ、個々の事案ごとに慎重に検討の上所要の概算要求を行つているものでござります。

いる、こんなこととしてよいはずないんです。
ですから、さらに私お伺いいたしますけれども、こういうふうな条約上持たなくともよい米軍の直接戦闘任務、この遂行上使用するものまで負担する、これはアメリカの要求なんでしょうか。
○政府委員(渡邊伊助君) 正式の要求という形ではございませんが、要望としてはございました。
○安武洋子君 要望の中身はどういう中身ですか。
か。どういう要望の仕方なんですか。
○政府委員(渡邊伊助君) これは、私どもしょっちゅう米軍と接触をいたしておりまして、その話

式に米国政府として日本政府を要求するというのを私どもは要求と考えておりますので、そういう形をとつてはおらないわけでございます。

○安武洋子君 正式に文書で来ていないから、話の中で出了から要望であつて、文書は受け取つておらぬから要求と違うと、こういうことですか。

○政府委員(渡邊伊助君) あくまでも話し合いの中における要望でございます。

○安武洋子君 アメリカの国防総省の東アジア・太平洋局長のピンクニー准将、この方は八〇年の三月十二日、ことしの三月の十二日米下院で言わ

ましたのは、米国の下院歳出委員会の軍事建設委員会におけるピンクニー准将の発言だと思います。これは私どもよく承知をいたしております。ただこれは私ども、外務省ともお話をしたわけでござりますけれども、ピンクニー准将のこの小委員会における証言は、米国政府の統一見解という形で述べられたものではないし、またこの発言の内容につきましては私どもの賛同しがたい部分がかなりござります。

ただいま先生方が圧力云々ということをおっしゃいましたけれども、圧力というのはいろいろ必要な要素の一つであります。ただそれは私どももよく承知をいたしております。ただこれは私ども、外務省ともお話をしたわけでござりますけれども、ピンクニー准将のこの小委員会における証言は、米国政府の統一見解という形で述べられたものではないし、またこの発言の内容につきましては私どもの賛同しがたい部分がかなりござります。

務省に伝えて、とおっしゃる。長官は、内閣の一員でいらっしゃる、大臣です。だから長官としておけば、こんなことは防衛庁長官としてはうっておけないわけでしょう。事實無根のことを言っていると、米下院でピンクニー准将がと、処置をおとりにならなければいけないわけでしょう。抗議をなさらなければいけないわけでしょう。抗議をなされ、処置をちゃんとおとりになるでしょうか、長官にお伺いいたします。

○國務大臣(大村義治君) お答えいたします。

外國の国会における証言内容がわが方の承知しておる事柄と事実に反した場合にどういう措置をとつたらしいか。この点につきましては、外務省とも相談いたしまして進めたいと考えております。

○安武洋子君 では、何らかの処置をおとりになる、こう承つてよろしいですね。

○國務大臣(大村義治君) 外務省とも相談の上何らかの措置をとつた方がいいと判断すれば、それをお願いいたしたいと思っております。

○安武洋子君 こういうふうに事実と違うこと、しかも国民に大きな影響があるんです。私は言いたい。持たなくともよいものまで、国民を本当に犠牲にしながら、どんどんどんどん拡大していく

時間がたちの四時間ということで、四時間の時間が参りました。あの六時間は次回やるということでお保留をいたしまして私のきょうの質問を終わりますけれども、防衛庁長官に毅然とした態度をおとり願いたい、このことを重ねて要望し、質問を終わります。

○木島則夫君 最初に、せんだつて来検討されてまいりました短SAMのことについて一、二御質問を申し上げたいと思います。

これまでに六人の検討会で二回ほど検討がなされたということでありますけれど、なかなか活発な論議が出た、非公式には私どもこういうふうに聞いています。よければ、どういう雰囲気でその検討会が行われたか、その辺ひとつ触れていただきたいと思います。

○政府委員(塙田章君) お話のように二回やりま

したが、第一回目は、私から短SAMの必要性についての説明、それから装備局長から国産短SAMの性能といいますか、そういった面を御説明を

いたしました。太体当初第一回目は、主体は防衛

府側からの御説明ということで、もちろんその間

に多少御質問等ございまして時間は十分かかりましたけれども、内容的にはそういう主として防衛

府からの御説明ということで終わつたわけであります。

○國務大臣(大村義治君) 重ねてお答え申し上げます。それから第二回目は、これもやはり私どもの方からの御説明ですが、主として技術的な、性能的な問題につきまして、今まで主として国会等で指摘されました事項、これを私ども十点ばかりに整理いたしまして、一つ一つにつきまして私どもの方から御説明をし、先生方からまた活発な御質

問があつた、こういうことで第二回目を終つております。そういう状況でございます。そういう段階でござります。そういうことが問題として指摘をされております。そういう障害はなかつたのかどうかといふことも含めて、検討会いつまでに結論を出すんですか。

○安武洋子君 いずれにしろ、いまの御答弁は何らかの形で注意を喚起するということです。です

から、その御答弁は私は全部了とするものではない、大変不満を残します。しかし、きょう私は十

十分説明ができるかどうかという点でございますけれども、少なくとも二回やりまして、十分私どもは懇切といいますか、詳しく御説明を申し上げまして、今までのところ、御理解をいただきながら検討は進んでおるというふうに私どもは理解いたしております。

それからいつまでにということでおさいますが、これはちょっとまだ、いま申し上げましたように最初に必要性を説明し、次に国会での御論議の点を中心に御説明をしたという、まだどちらかといいますと防衛庁サイドからの御説明ばかりの段階でございまして、あとどのくらいで済むかということがありますけれども、なつかか活発な論議が出た、非公式には私どもこういうふうに聞いています。よければ、どういう雰囲気でその検討会が行われたか、その辺ひとつ触れていただきたいと思います。

○政府委員(塙田章君) 秘密にわからぬ事項でありますけれども、なつかか活発な論議が出た、非公式には私どもこういうふうに聞いています。よければ、どういう雰囲気でその検討会が行われたか、その辺ひとつ触れていただきたいと思います。

○木島則夫君 真ん中といいますと、短SAMの導入を前提としながらもなお意見を聞くというこ

とがと、これに該当するということですか。

○政府委員(塙田章君) そういうわけではなく、前提と言ひと語弊があるかと思いますが、私どもは防衛庁としての決定は一たんしておるわけでござります。それをさらに慎重を期するという意味で今回の措置だというふうに御理解いただきたい

ことになります。

○木島則夫君 この問題については同僚議員からもいろいろ問題の御提示がございまして、まだ残された委員会審議の中でも取り上げられると思

いと思います。

○木島則夫君 この問題については同僚議員から

もいろいろ問題の御提示がございまして、まだ残

された委員会審議の中でも取り上げられると思

いと思います。

そこで、一たん防衛庁がこれ決定しているわけ

であります。欠陥がそこで問題になつたのでもう一

度識者にこれを検討をしてもらはると、識者の間で

やはりこれがよかつたということになると、屋上

屋を重ねて、何か防衛庁の権威というものが必ずしも全うできないような悪い事例を私残すよう

ことになります。そこには、最終的には国防会

議というものでできちつと承認をするということにならざるでしょけれど、そういう手だてが、どうも短SAMについての問題点の指摘があつた

ことになります。それから、それとも短SAMの導入を前提

としながらもなお意見を聞くということなのか、三つ目は、あるいはローランドと短SAMにしほつて同列に扱うのか、これは前段で聞くべき事柄としながらもなおいません、いかがですか。明らかにそれは防衛庁といつたしまして私は、そのために民間の識者の中にこういう問題を持ち込むことで何か民主的な方法によらしむるというにおいがしてならないんですね。これはもう私の意見です。

ですから、やはりこういうものは防衛庁、専門家たくさんいらっしゃるんだから、検討に検討を

重ねた結果であろうと思う。したがって、屋上屋を重ねることになつて、防衛庁の専門家としての権威というものが云々されるようなことにつながるのではないかということを聞いているわけです。どうもう。

○政府委員(塙田章君) 御指摘の点はよくわかります。私はこの前の前委員会以来御説明をいたしておりますように、今回の短SAMにつきましてこういう措置をとったわけでございますけれども、防衛庁のこういった装備品の機種の選定についての責任というものはあるわけでございまして、今後ともその点は堅持していく必要があるというふうに考えております。

ましたが、いまお話をさいましたように、もちろん国防會議あるいは総理への報告ということをいたしまして今回そういう措置をとらしていただいているますが、元来、防衛局がこういった機構選定について責任を持つべきものであるという考え方は今後とも一貫してまいりたいというふうに考えております。

○木島則夫君 シビリアンコントロールとか民主的にということも私は大いに結構だと思います。しかし、やっぱり主体性というものもある意味で失わないよう、あつちへ行つたりこっちへ行つたりということではないように、しかもその上に立つてシビリアンコントロールはきちっとと、こういうことを要望しておきたいと思います。

アメリカ海軍の太平洋戦略に絡まる問題であるうと思いますので、「一二」、最近あらわれた現象についての質問でござります。

○政府委員(岡崎久彦君) 本年一月の計画によりますと、現在アメリカが保有しております十隻の潜水艦をさして、いるボラリス潜水艦を全部撤収をするという報道がなされておりますけれど、防衛庁としてはこの事実を確認をされているかどうか、まず伺います。

ボラリス潜水艦のうち、五隻は一九八〇会計年度、残り五隻は一九八一会計年度に退役させる予定と、戦略核戦力として退役させるというふうに承知しております。ただ、これが予定どおり実施されるかどうかについては未確認でございます。

○木島則夫君 私は、専門家ではありませんので新聞報道などを読んだ程度でござりますけれど、こういった措置をいかなる措置といふように受けとめられていて、また、こういう措置によって日本本の防衛、こういうものにいかなる影響があるか、こういった点が次に問題になつてくるであろうと私は思ひます。

報道の解説などを総合すると、軍事技術的には新型の單程ミサイルを積んだ原子力潜水艦のトラン

イデント型への転換に伴う措置だと、こう言われているわけですね。それがどういう目的につながるのか。そういう措置がとられた後わが国の防衛廳に与える、むしろ心理、政治上と申しましようか、そういうものの影響について一体防衛廳はどんなふうにとらえているか。その辺も聞かしていただきたい。

○政府委員(岡崎久彦君) このボラリスからトライデントにかわるという意味は、ボラリスミサイルの射程が約四千六百キロメートルでございまして、トライデントミサイルの射程が約七千四百キロでございます。それで三千キロほど射程が伸びますものでございますから、従来はボラリス潜水艦というのはアジア大陸の東部に対する核抑止力としての機能を発揮していたんですけど、それとも、それをグアム島付近から発射しなくても東太平洋の方から発射しても届くようになつたと、そういうことでございます。

ただ、弾頭の数につきましては、SLBMの基數につきましてはボラリスが十六。これは十隻でございますから百六十。トライデントは二十四でございますが、来年一隻進水するだけでございまして基數は減ります。ただ、弾頭はトライデントの方はMIRV化されておりまして、ボラリスも多核弾頭とは申しますけれども、MIRVでござい

ませんので、命中精度その他の点から考えまして、
また、トライデントは今後将来ともどんどん配備され
るということをございまして、一時的に数を
数えますと減少するようになりますがもしれません
けれども、アジア大陸の東部に対するアメリカの

○木島則夫君 そうしますと、アメリカの守備範囲を縮めるというふうに見るのはなくて、防衛線から下がつて——下がるという言葉はよくないかも知れませんが、下がつても戦略上は心配がないんだと、こういうふうに受け取つてよろしくやうございますね。

○政府委員(岡崎久彦君) さようございます。
○木島則夫君 外務省はどうなんですか。こうい
う情報は、いま防衛庁がおつしやったような立場
で理解をされておりませんですか。
○政府委員(淺尾新一郎君) いま防衛庁の方から
お答えのあつたとおりでございまして、私たちども
してもこれはアメリカの質的ない兵力による改善の
一環であつて、それによつて日本に対する防衛の
コミットメントに対しいざさか影響がないと
いうふうに思つております。

○木島則夫君 これはたしか十一月二十日のサン
ケイの紙上であったと思ひますけれど、アメリカ
がかつて中国に対しても第七艦隊の上海へ
の寄港を求めて、中国が海南島の一これ榆林港
というのでしようかね、榆林港を使用させる可
能性を検討したというような台北での英字新聞が伝
えた報道ですけれど、こういうもの記事にして
いるわけでござりますけれど、こういった事実闇
でござりますけれど、こういった事実闇

係といふものをどういふうに確認をされておりますか。
○政府委員(岡崎久彦君) この件につきまして、御質問のようなことが米国で検討されたことがあるかどうかについても、防衛庁としては承知しておりませんと存じます。

方というか、基本姿勢というのはあるんですね。
やっぱり私大事だと思うんだね、こういう情報と
いうのは。ですからこれ一つ一つ分析をして、こ
れはこういう、つまり枠組みの中での一つのあら
われであるとかといふとらえ方をしていく中で、
緊張緩和、あるいは日本の安全保障というものを
考えていく、これが必要だと思うんですけれど、どん
なふうな態度というのかな、こういう

○政府委員(岡崎久彦君) 全般的な日米中という
情報に対する姿勢というか、そういうものは何か
基本的にあるんですか、ちょっと聞いておきたい。
　　のような話は、これは非常に大きな政治的問題でございまして、これは防衛庁から申し上げる筋のものではございませんけれども、一般的に、米第七艦隊の行動によりまして寄港地が増加するということは海軍力の展開にとっては有利なものだと、そういうふうに考えております。
　　この情報に対してどういうふうに接するかといふことでござりますけれども、アメリカも中国もこれは友好国でございますし、わが方から立ち入つてせんざくするのもいかがかと思つております。
○木島則夫君 外務省は、この種の情報に対してもここまでタッチしてこういうものを分析をしていくんですか。余り友好国同士のこういう話は、タ

○政府委員(淺尾新一郎君) 私の守備範囲かどうか
かちよつと疑問でござりますけれども、もちろん
ことがあつたりするといけないと、いうようなこと
も言われておりますけれど、外務省のこの種の情
報に対するらまえ方というのは何か姿勢として
あるんですか。

私たちとしてはそういう情報については関心を持っています。

ただ、一つ言えることは、アメリカの中国に対する態度といふものは、日本はアメリカから見て同盟国であるけれども、中国は友好国であつてそ

れ以上のものではないということを言っているんです、そういう観点から私たちはこういう問題の発展を見ていくというのが現状でございます。
○木島則夫君 防衛大綱とGNP一%に関連をしてお聞きをしたいんですけどあります、事前に通告をしてお聞きの仕方と多少違っております。したがつて、そういう観点から私たちはこういう問題の発展を見ていくというのが現状でございます。

て、その辺は自在にお答えをいただきたいんでありますけれど、鈴木総理は十一月の十日の衆議院安保委員会で、防衛大綱を見直す、変える考えがないということを言明されまして、また十二日の参議院の安保沖縄・北方委員会では、五十六年中業においてもGNP一%以内の方針を堅持する」と、こう発言をされております。この二つの枠をはめながら、果たして着実かつ有効な防衛力の整備が可能なんだろうかと、こう素人は思うわけであります。こういう疑問を持つのは私は当然であります。

か。「第一部 わが国の防衛政策」の16上段においては、「防衛関係費の規模については、大綱としては、防衛力整備の実施に当たっては、当面、別に、「防衛力整備の実施に当たっては、当面、各年度の防衛関係経費の総額が当該年度の国民総生産の百分の一に相当する額を超えないことをめどとしてこれを行うものとする」旨五十一年十一月閣議決定をされていることはもう先刻御承知のとおりでござります。」など「当面」とあるのは、何らかの固定的な期間を予定しているんじやなくて、「この決定は、必要に応じて改めて検討を行う可能性があることを意味している。」こういうふうにも述べられております。

ところで、最近の鈴木総理の発言を聞いておりま
すと、五十六年中業においても GNP 一%以内
を堅持をするという発言を見られますように、何
か絶対的なものになりつつあるような印象を受け

るわけでございます。したがつて、GNP - %が、絶対的な桿だとすると、中期業務見積もりは達成することができるのかどうかというのが第一点であります。

○政府委員(塩田章君) しばしばお答えいたして
おりますように、私ども現在五三中業という段階
に入って五十九年度までの整備を図つておるわけ
でございますが、この間におきまして、私どもは
五十九年度にG.N.P.の一%に近づくであろうとい
ふことをかねがね申し上げておるわけであります
が、つまりG.N.P.の一%以内で整備を進めて、大き

たいというふうに申し上げておるわけであります。が、その見通しは現在も変わっておりません、そのためであります。

それから、五六中業につきましては、まだ何も作業に入っていない段階でございますので、その点につきましては、いまの時点で何とも申し上げられない状況でございます。

なお、そのことと関連いたしまして、鈴木總理

大臣のお答えの中でも二点言われたわけでございま
すが、一つは、五六中業の段階でも防衛計画の大
綱の線に達することは疑問があるという趣旨のこ
とをなつてやつておられます、これもいま申し

上げましたように、五六中業、まだ全然作業に入つていらない段階であるということを總理に私どもよく御説明を申し上げておりますて、そういうこ

とを含めて、いまの時点では五六中葉で達成でき
るかどうかはまだわからないということをおおし
やつたのであろうというふうに私どもは思つてお
ります。

それから、GNPの一%以内を維持するということも、五十一年の閣議決定、いま御指摘の閣議決定の方針を維持するというふうにおっしゃったわけでございまして、私どもは、いずれこまし

ても、先ほど申し上げましたように、五三中業の間はGNP一%の中で整備を図つて行くと、五六中業につきましてはいまの段階で何ともまだ申し上げられないというふうに申し上げておるわけであります。

○木島則夫君 そうすると、総理の言われるGNP一%の枠の堅持というものが最優先されるのか、中期業務見積もりが優先されるのが、どう、うこととなるんですか。

○政府委員(塩田章君) 中期業務見積もりといふのは、たびたび申し上げておりますように、防衛庁限りの見積もりのものでございまして、これが最優先ということは政府全体としてはあり得ない。私どもは私どもの作業見積もりを、中期業務見積もりとしての作業をいたしたいというだけでございまして、政府の閣議決定された方針よりも

防衛庁の中期業務見積もりの方が優先するということではないわけあります。国防会議、閣議で決定された方針は、それを変えない限りは私どもの中期業務見積もりでそれを勝手に変えるということはあり得ないんです。

質問はおかしいかな。つまりその土台となる大綱とG.N.P. - % の枠、いずれも閣議決定されておるけれど、どちらが優先されるのかと、それじゃこいつらどうぞ伺いましょう。

○政府委員(塩田章君) 先般もほかの委員会でお答えしたことがあると思いますが、防衛計画の大綱の方は、五十一年につくりましたときに将来見

通し、ある程度長期にわたっての見通しのもとに
つくられたものであります。一方、十一月に決め
ました当面一%以内というのは、当面という言葉
がござりますように、大綱に比べれば比較的当面

の財政措置としての考え方でああ、いう決定をされたのではなかろうかと思います。したがいまして、どちらが優先するというのはちょっとお答えしないでくださいけれども、GNP 1% 以内とハラ方

は、私どもは当時の閣議決定の趣旨から言えば、
当面二〇〇以内をめどにして整備を図つていこうと
いう趣旨であるというふうに理解されるわけであ
ります。

ガーン新政権ができまして、日本に対する防衛力の分担増強、そういう問題がるる出てくると思うんですね。アメリカから中華の前倒しの実施要請など、いろいろな議論がござつたことは、よく承知いたしました。

○政府委員(鷲田章吉) 先ほどいろいろお尋ねされましたが、たとへた場合に、あくまで GNP 一%以内というところで突っ張っていくのかどうか。そういうことを行っていった場合、ただでさえもいまいろんな摩擦がありますね、日米の摩擦。そういうものにこれが転化していくおそれがなきにしまあらず、これは防衛庁、外務省両方でひとつ答えていただきたい。

たしましたが、基本的に私ども現在の時点で防衛計画の大綱に従つて整備していくのに、防衛計画の大綱を見直さなくてはいけないととか、あるいはG.N.P. 1% の枠を外さなくてはいけないとかいうふうには考へているわけでございませんで、の中でやつていいけると、やつていくべきだと、こういうふうに考へているわけでございます。それがアメリカ側からどういうふうな形になつて対日要

請が出てくるかということは、ちょっと新政権の考え方あるいは実際の施策まだわからないわけでござりますけれども、私どもは、レーガン政権に

なつてもしままでのガーランド政策とこの問題については基本的には変わらないんではないかというふうに考えておるところでございまして、当面一%の範囲内で防衛計画の大綱の線を

なるべく速やかに達成したいというわれわれの気持ちに従つていま整備しているわけでござりますが、それでやつていけるんではなかろうかというふうに考へておるわけであります。

○政府委員(淺尾新一郎君) レーガン政権はいまだ発足しておりませんし、まだスタッフ等も任命しておりますんで、この段階でレーガン政権の対日方針開示、要請など、うるづばく、あらゆること

か。しかし、日本側としては従来の立場すなわち防衛力整備については、これは日本が自主的に決めていく問題である。そして、その自立的で決めて

いく基本としては、やはり日本憲法あるいは非核三原則、車両防衛等々の制約を踏まえながら国民のコンセンサスを得て、かつ財政状況が苦しいこと、うつむきを心ねばら、できるだけの整

る、こういうことにも話が及んでいるわけあります。

ておりますが、財政事情に対する配慮はその中の重要なものの一つであるということは私ども認識しております、御指摘のとおりでございます。

○國務大臣(大村襄治君) お答えいたします。
いようなことになれば見直しをする、こういう御
答弁になつて、いるよう受け取つております。間
違ひございませんでしょうか。

○木島則夫君　過日、鈴木總理と民社黨の佐々木委員長などが会談をいたしました。その党首会談におきまして私どもが御提言を申し上げましたのは、わが国の防衛問題はいまや重大なる選択の時期を迎えているこの厳しい国際情勢のもとで、わざわざお手づきを頂いて図るにござる要である、

について大いに詰めを行つていかなければならぬいということでありまして、政策連合がここでできたんだということではなくて、こういった問題について安全保障あるいは防衛についての議論をする土俵が設定されたというふうにわれわれは考へておるわけであります。

綱に定める隊衛力の水
状でございます。した
か速やかな達成を図る
と考えておるわけでござ
南計画の大綱を改正する

われわれは自衛力の整備を図ることが必要である。こういうことを大原則として提案をいたしたわけでござります。しかし、その整備の図り方に對しては、国民のコンセンサスを求めながら、まず第一に、最大の安全保障というものは世界平和であるということにかんがみまして、平和戦略を推進をすること。第二には、現行憲法は自衛力の整備を否定するものではないのであります。したがつて現行憲法の枠でこれを進めること。第三番目には、財政事情を配慮する。この三つの条件のもとで自衛力の充実を図るべきであるということを御提案申し上げたわけでござります。

したがって、これから防衛大綱の見直しについての国際情勢の変化などについて、私は忌憚のない御意見を申し上げたいと思うわけであります。が、ここまでいいま私が申し上げたこういった鉛本・佐々木会談における合意事項について長官は御確認をいただいていると思いますが、その確認の意味でもう一度ひとつ御返答いただきたい。

○國務大臣(大村義治君) 民社・自民両党の党首会談におきまして、民社党は防衛力整備について、ただいま木島先生お述べになりましたとおり、平和戦略の推進、現行憲法の枠、財政事情の

総理と佐々木委員長との間で合意ができる、いま私が申し上げた。これからは三つのこの条件についての具体的な詰めと、いふものを、土俵を設定した中で行つていこうと、いふことをさつき私は申し上げたわけであります。

そこで、少し具体的なことにについて伺つていただきたいんでありますけれど、私はいままで当内閣委員会での防衛論議を聞かしていただいて、さらいにはまた衆参両院における予算あるいは安全保障等そのほかの委員会における防衛論議を会議録でも読まさせていただいております。なぜ政府がともう一歩、方針を是質するところに方策十九回の大綱の

防衛計画の大綱を将来見直すことがあるとされ
ばどうかというお尋ねが今国会におきましてござ
いましたので、それに対しましては、いま先生御
指摘の国際情勢の変化、国内諸情勢の動向、それ
から防衛計画の大綱の達成状況、先生は中期業務
のと言われましたが、私どもは防衛計画の達成状
況等を勘査することになるのではないかと考えて
おりますが、その時期等につきましては、現段階
では何とも申し上げる段階ではないと、こういう
ことを国会で申し上げておりますので、改めてお
答え申し上げる次第でございます。

木島則夫君 三つの要件についての確認、多少

この基本的な立場から、われわれはその中でまず第一に米ソのデタンントと没脅威論を前提とした現在の防衛計画の大綱を抜本的に見直し、脅威の実態に即応すべきである。さらには、中期業務見積もりは単なる防衛庁の内部資料ではなく、事実上防衛力整備計画そのものであることにかんがみ、これを国防会議の付議事項として政府の計画として明確に位置づけるべきであるといふんであります。まあこういったことを中心にして御提言を申

配慮という三条件のもとに behandへきてあると理解されたよう聞いておりますが、政府といたしましても基本的にこれに異存はないと考えておるわけでございます。

なお、付言させていただきますと、まず平和戦略の推進についてですが、わが国は戦後一貫して平和外交の推進を国是としてきております。今後ともこれを堅持していく決意であります。

見直しを否定され、防衛計画の大綱を現在変える
考えは持っておりますんと再三にわたって言明を
し続けるという、こういう姿勢を私はよく理解で
きない。これからこの点について私どもが抱いて
おります疑問と感ずることと、あわせて民社院
の考え方の一端を申し上げて御議論をしていただき
たいと思うわけであります。

字句の上で私は、中期業務と申し上げましたけれども、そうではないという御指摘があつて、それはそのとおりであろうと思います。そこで、この三つの要件、三つの要素について、国際情勢の変化についてでありますけれど、今回改めて私は昭和五十一年十月二十九日閣議決定の「防衛計画の大綱」について読みましていただきま

し上げたわけでございます。
いま、この一つ一つについて、ここで私は別に確認をしたいというふうには思っておりません。それで、この話し合いの中では、自衛隊の欠陥のは正についても、また国防會議が実際に上形骸化している、そういうたるものを持つと有効的なものに、実のあるものにするための改組が必要であ

次に、わが国の防衛力の整備は、当然自衛のための必要最小限度内といた憲法の範囲内で行われるものでありまして、現在進めている防衛力の整備、あくまでこのような憲法の範囲内のものであると考えておる次第でございます。

また、防衛力の整備は、内外の諸情勢等を念頭に置きながら総合的見地より行うべきものと考え

で明らかにされたところを私なりに要約をしてみますと、防衛計画の大綱の見直しについては三つつの条件が考られる。その一つは、国際情勢の変化ということであり、その二は国内における諸情勢の動向であり、その三是中期業務見積もり等の達成状況といった要素が考えられ、これらの三つの要件を総合的に考えて見直しをしなければならぬ

した。素人なりにその大綱策定の前提とされまして、た國際情勢の記述のされ方と今日の情勢、たとえば、今国会十月の二十四日における參議院安全全保障特別委員会で述べられた外務大臣並びに防衛省長官の御発言の内容などを見ておりますと、五十年一年の当時の状況とはまさに百八十度の差のあることに驚き入ったというか、痛感をしている次第で

二十一

策定の前提となつた国際情勢のとらえ方にこれだけの差異があれば、当然見直すというお答えが返ってくるのが常識というものじやないだらうか。たとえば防衛計画の大綱における国際情勢の表現では、昨今よく使われております「きわめて厳しい情勢」といつた用語はどこにも見当たりませんで、かえつて「紛争を防止し国際関係の安定化を図るための各般の努力がなされている。」との

大きな変化が来ているのではないか、したがつて防衛計画を改めるべきだと思うが、少なくともも検討すべきではないかという趣旨のお尋ねがございました。

確かに、防衛計画の大綱が策定されました昭和五十一年の当時の国際情勢につきましては、厳しいという表現は用いておりませんのですが、やはり不安定要因はあるという点は指摘されているわけでございます。

言葉でその基調的な論点が下さわれております。大まかに両方の国際情勢を比べてみましても、この間にはアフガニスタン、つまりアフガニスタンに対するソ連の侵攻事件というような嚴然たる事実の後先でありますと、五十一年といえどもランブレイエにおける首脳会議、初めて先進国の首脳が集まりました。エコノミックサミットと言われた経済的協調路線を中心とした会議であったわけでありまして、今日のベネチアの首脳会議に見られるようなきわめて政治的な、あるいは軍備のG.N.P.三%論が出るような軍事的な色彩の強いといふ時代的背景を背負っている会議、こういうことと比べますと、明らかに大きな変化があつた。

その後の国際情勢の変化 これは先生も十分御承知のとおり、従来から東西間の競争と協調の両面を持って推移をしてきておりますが、近年、ソ連の長期にわたる一貫した軍事力の増強と、これに対する米国を中心とする西側の防衛努力の強化等によって競争関係の面が強くなってきており、最近は特にアフガニスタンへのソ連の軍事介入とこれに対する西側の対抗措置等により、東西対立の様相を深くしていると考えられます。また、わが国周辺の軍事情勢も、極東ソ連軍の頗著な増強と行動の活発化により、わが国に対する潜在的脅威が増大しているなど、厳しいものがあると考えております。このような意味では、現在の国際情

事柄が[○]國の防衛、安全保障である以上、國際情勢の認識、國際關係の評価が最も重要視されるべき要素であると私は思う。前提においてこれだけの差異が生じた場合、改定するとおっしゃらなくても、少なくとも見直しを検討するというようなな態度こそが、國民の生命と安全に関する問題なるがゆえに、政府のとするべき姿勢ではないのだらうか。この辺繰り返しになると思いますけれど、よく長官、情勢分析を素直にひとつお聞きいただきて、どうなんだらうか、少なくとも私はやはり検討をする段階にあるといふような情勢ではないだらうかということを申し上げたい。それが國民の生命と安全に関する問題を扱う防衛論議、安全保障の論議ではないだらうかと、こういうふうに私は申し上げているわけです。いかがですか。

○國務大臣(大村襄治君) ただいま木島先生から、防衛計画の策定当時の國際情勢と今日とでは

勢は、防衛計画の大綱策定當時の情勢と比較して変化していることは否定できないと考えております。他面、米ソ関係も現在後退しているとはいえ、関係改善の努力も行われておりますし、いわゆるデタントが崩壊してしまったとは言えず、また米ソ間の核相互抑止を中心とする現在の軍事構造により、東西間の核戦争及びそれに至るような大規模な衝突は現在では抑止されていると考えられるところなどから、現在わが国に対する差し迫った侵略の脅威が生ずるような情勢に変化したとは考えおりません。

このようなことを勘案いたしまして、いずれにいたしましてもこのような厳しい情勢にかんがみまして、みずからも節度ある、質の高い防衛力を速やかに整備することに努力する必要があると考え、まだ達成されておりません現在の防衛計画の

水準の速やかな実現を目指して努力をしていると
いうのが防衛庁の現在の考え方でございます。
○木島剛夫君 さつき、鈴木総理と私どもの委員会
長が合意をして、一応自衛力の整備は必要なんだ
と。そのための三条件についてこれから詰めてい
く土俵の設定ができたんだと。だから、その土俵
の中に入つてお互に思い切つてブランクに物を
言い合おうではないかというのがこれから姿勢
でなければならないわけです。お答えが大変慎重で
要することでございますから、慎重にメモに記入
づくことは私も御否定は申し上げませんけれど、
土俵ができたんですから、その辺はひとつブラン
クにお答えをいただきたいということをございま
す。

外務省の方には私は質問事項を申し上げており
ませんけれど、どうでしょうか、サミット一つを
とりましても、経済サミットであつて、今回はペ
ニチアが軍事あるいは政治色の非常に濃いもので
あるというようなこと一つとっても、国際状況
は大きく変わつてきている。こういう認識は外
務省とて同じであろうと思ひます。いかがです
か。

と私も思う、はつきり言つて。本当はこういふことを長官と私は土俵の中でとつくりと話したかつたんだけれど、なかなか四つに組むことができないものですから、これはいずれ私はこういった問題について具体的にやつていきたいとは思うけれど、なぜ経済計画にそれができて、防衛計画にそれができないのか。これはお答えは私は要りません。私の感じたまま、率直な意見としてこれは申し上げておきたい。

また、衆議院の内閣委員会での会議録などを読んでみましても、政府側が、米ソ関係というのも大幅に後退はしたけれど、いわゆるデタンントが崩壊してしまったわけではない、いま見直さなければいけないような差し迫った変化がないと判断をしているという旨の、言ってみれば大麥害しい答弁だろうと私は思う、こういう答弁を繰り返されている。このようなことでなしに、すつきりとした御答弁を本当にしていただきたいんでありますけれど、これ以上申し上げても長官から返ってくるお答えは先ほどのお答えと同じであるということで、私は意見を交えて先にいきます。

次に、国内情勢の変化という要素についてただ

○政府委員(秋山光路君) 先生御指摘のとおり、最近の國際情勢は五十一年當時に比べまして激しさを増しているということは事実であります。ただ、先ほど防衛廳長官の方から御答弁がございましたとおり、それでは現在の國際情勢の厳しさがそのまま防衛の大綱を見直すべきであるというふうに結論づけてよろしいのかどうかということについては、私どもはいささか疑問とせざるを得ません。

○木島則夫君 これから私が申し上げることと、いわゆる防衛大綱の見直しと同列に論じることはできないかもしませんけれど、過去政府が中長期間の經濟計画について二年か三年を経た時点で五年計画あるいは十年計画を次々に見直してきなった経緯と比較をいたしましたときに、なぜ經濟計画にそれができて、防衛計画にそれができないのか。この辺は日本の安全保障、防衛問題の宿命だ

しておきたい。さきにも申し上げたように、私は
国際情勢の変化という要因が最も重要で、これで
ほとんど決まると言つてもいいと思うくらいなん
でありますけれど、政府の言う国内情勢の変化と
はどういうことを考えておられるか、政府が五十年
二年差表の防衛白書において挙げられた情勢の大
きな変化の五つの事例を見ましても、ほとんど国
際情勢にかかるものでありまして、国内情勢と
でも判断できますものは日米安全保障体制の有効
な維持の一項目というふうに私は見た。当然日米
安保体制維持の基調となる政治的勢力関係——政
党的と言つてもいいでしょう、政治的勢力関係。
さらにその前提には国民世論の動向というような
ものが中心にならうと思いますけれど、前回の
総選挙あたりからあらわれてきた、いわゆる中道
志向というような点から見ましても、さつきから
話題になつてゐる国会における政府とわが党首と

四

ことなかどうかということですね。閣僚の場はどうだつたかということ。少なくともアフガニスタン事件以後、あるいは鈴木内閣成立以後、国防会議並びに同議員懇談会が開かれて討議をされたかどうか。私はやっぱり必要じゃないだろうかと思いますね。変える必要がないんだ、ないんだ、ないんだという。こういうお立場、言い分といふものは政府の言明として了解はいたしますけれど、やっぱりさつきの短SAMがこれだけ慎重な御討議を要していることを考えますと、そういつたところでも私はやはり変えないと、見直さないというこの答弁は大変大事なようと思うんですけれども、どんなものでしようか。

○國務大臣(大村義治君) お答えいたします。防衛計画の大綱をいたしておきました。

また、大綱の問題を国防会議なり懇談会で検討したことがあるかというお尋ねでございます。

○國務大臣(大村義治君) お答えいたしました。防衛計画の大綱をいたしておきました。いままでのところ検討はいたしておません。

また、防衛計画の大綱を変えるとすれば、これは当然国防会議、閣議の議を経なければいけない、これは申すまでもないところでございます。

○木島則夫君 これだけ情勢が変化をして、国内状況も成熟をしてきてるというふうにわれわれは見てるわけですよ。そういう中で、そういう状況が設定されつつある、醸成されつつある中で、大綱の見直しという、これは非常に重要なことだと思うの、客観的に。そういうことをやはり議論をする上で、国防会議なり同議員懇談会なり閣僚の場では白熱した議論があつてしかるべきだったというふうに私は申し上げているわけですよ。長官、もう一回。白熱した議論、なかつたですか。

○國務大臣(大村義治君) 白熱した議論があつたかなかつたかと、こうお尋ねになりますと、お答えしくいんであります。あつたとは申せない状況でございます。

○木島則夫君 何だか気が抜けちゃつたな、こ

れ。長官、私もこういう提言、私どもがこういったいわゆる防衛力の整備、自衛力の整備については、現下の情勢、厳しい情勢の中でこれが必要なかどりか。私はやっぱり必要じゃないだろうかと思いますね。変える必要がないんだ、ないんだ、ないんだという。こういうお立場、言い分といふものは政府の言明として了解はいたしますけれど、やっぱりさつきの短SAMがこれだけ慎重な御討議を要していることを考えますと、そういつたところでも私はやはり変えないと、見直さないというこの答弁は大変大事なようと思うんですけれども、どんなものでしようか。

○國務大臣(大村義治君) お答えいたしました。防衛計画の大綱をいたしておきました。いまのところは、政府の一一致した考え方でござります。

また、大綱の問題を国防会議なり懇談会で検討したことがあるかというお尋ねでございます。

○國務大臣(大村義治君) お答えいたしました。午後七時五分散会

十一月二十一日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十一月十四日)

一、臨時行政調査会設置法案

したがって、まあ夜も遅くなりましたし、私の質問は一応これできょうは閉じます。結構です。お話しをしたわけであります。したがって、もう話し合う土俵というものは設定されたというふうに私ども考えておりますから、これはまあきょういう大前提に立つて、三条件についていろいろ話を限度としませんでも、後日いろいろの委員会なり国会なりで御議論を申し上げていきたいと思います。

したがって、まあ夜も遅くなりましたし、私の質問は一応これできょうは閉じます。結構です。お話しをしたわけであります。したがって、もう話し合う土俵というものは設定されたというふうに私ども考えておりますから、これはまあきょういう大前提に立つて、三条件についていろいろ話を限度としませんでも、後日いろいろの委員会なり国会なりで御議論を申し上げていきたいと思います。

したがって、まあ夜も遅くなりましたし、私の質問は一応これできょうは閉じます。結構です。お話しをしたわけであります。したがって、もう話し合う土俵というものは設定されたというふうに私ども考えておりますから、これはまあきょういう大前提に立つて、三条件についていろいろ話を限度としませんでも、後日いろいろの委員会なり国会なりで御議論を申し上げていきたいと思います。